

経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第9条第1項)

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第19条第1項)

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第26条第2項)

2023年 8月

株式会社 じもとホールディングス

株式会社 きらやか銀行

株式会社 仙台銀行

目 次

I. 株式会社じもとホールディングス	2
1. はじめに	2
2. 経営強化計画の実施期間	2
3. 経営強化計画の履行状況（2023年3月末）	3
3-1 経営環境	3
3-2 金融組織再編成で設立した会社の概要	3
3-3 決算の概要	4
4. じもとホールディングスの中期経営計画	6
4-1 経営理念と目指す姿	6
4-2 大幅な赤字決算に伴う業績回復への取組み	6
4-3 中小企業支援の実効性の向上	7
5. 持株会社の剰余金の処分の方針	8
5-1 配当方針	8
5-2 内部留保の状況	8
5-3 自己資本比率の状況	10
6. 銀行持株会社における財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策	11
6-1 完全親会社としての経営管理体制	11
6-2 SBIホールディングスとの資本業務提携による経営管理体制強化	11
6-3 経営管理組織の機能	13
6-4 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化	19
6-5 リスク管理（不良債権の適切な管理を含む。）の体制の強化の方策	19
6-6 法令遵守の体制の強化の方策	22
7. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項	23
8. 機能強化のための前提条件	27

II. 株式会社きらやか銀行	29
1. はじめに	29
2. 経営強化計画の実施期間	29
3. 経営強化計画の履行状況（2023年3月末）	30
3-1 経営環境	30
3-2 決算の概要	30
3-3 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の進捗状況	33
3-4 東日本大震災からの復興支援の進捗状況	33
3-5 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援の進捗状況	36
3-6 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	38
4. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等（当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等）が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策	39
4-1 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他当該震災特例金融機関等（当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等）が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針	39
4-2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	42
4-3 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	48
4-4 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策	50
4-5 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	52
5. 収益の見通し	58
5-1 収益の見通しの概要	58
5-2 単体自己資本比率の見通し	60
6. 剰余金の処分の方針	61
6-1 配当に関するグループ方針	61
6-2 配当に向けた態勢整備	61
7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策	62
7-1 経営管理に係る体制及び今後の方針	62
7-2 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針	63
7-3 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクを含む各種リスクの管理の状況及び今後の方針	64
8. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項	70
9. 機能強化のための前提条件	71

III. 株式会社仙台銀行

1. はじめに	73
2. 経営強化計画の実施期間	73
3. 経営強化計画の履行状況（2023年3月末）	74
3-1 経営環境	74
3-2 決算の概要	74
3-3 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の進捗状況	77
3-4 東日本大震災からの復興支援の進捗状況	77
3-5 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	78
4. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策	79
4-1 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針	79
4-2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	82
4-3 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	85
4-4 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	88
5. 収益の見通し	91
5-1 収益の見通しの概要	91
5-2 単体自己資本比率の見通し	93
6. 剰余金の処分の方針	94
6-1 配当に関するグループ方針	94
6-2 内部留保の状況	94
7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策	96
7-1 経営管理に係る体制及び今後の方針	96
7-2 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針	96
7-3 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクを含む各種リスクの管理の状況及び今後の方針	97
8. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項	100
9. 機能強化のための前提条件	102

I. 株式会社じもとホールディングス

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第9条第1項)

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第19条第1項)

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第26条第2項)

1. はじめに

株式会社じもとホールディングス（以下、当社）は、「宮城と山形をつなぎ、本業支援を通じて、地元中小企業や地域に貢献する」の経営理念のもと、当社グループの強みである中小企業への幅広い支援策を通じて、東日本大震災からの復興支援と中小企業の成長支援に取り組んでまいりました。

2020年3月以降は、世界的なパンデミックである新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援をグループの重要課題と位置づけ、現在の中期経営計画において、中小企業への支援をさらに深化させ、取引先に貢献すべくグループ全体で取り組んでおります。

当社の子会社である株式会社きらやか銀行（以下、きらやか銀行）と株式会社仙台銀行（以下、仙台銀行）においては、この3年間、新型コロナウイルス感染症の影響により多大な影響を受けた事業者に対して、新規融資や既往債務の条件変更などの資金繰り支援を行うとともに、経営改善支援に多面的に対応しております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染状況は沈静化してきたものの、コロナによる事業者への影響は長期化が懸念されるなか、地元経済を支えて活性化させていくためには、今後も中小企業を中心に、長期にわたって支援していくことが必要不可欠であると考えております。

山形県においては、きらやか銀行をメインとしている中小企業が多く、ウィズコロナ・ポストコロナの環境を乗り越えていくためには、ビジネスモデルの転換に向けた前向きな設備資金対応や、抜本的な事業再生支援に積極的に取り組んでいくことが必要であると考えております。このため今まで以上にリスクテイクを行う観点から、きらやか銀行の資本をあらかじめ増強しておくことが必要不可欠であると判断しました。

当社グループは、今回の申請に基づき導入する公的資金により、今後も主要営業基盤である山形県及び宮城県を中心とした営業エリアの経済の活性化を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の支援を推進し、積極的かつ円滑な資金供給機能を十分発揮するように邁進してまいります。

2. 経営強化計画の実施期間

当社及びきらやか銀行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第26条第2項の規定に基づき、2023年4月から2027年3月までの経営強化計画（以下、コロナ特例経営強化計画）を策定し実施いたします。

また、当社及びきらやか銀行、仙台銀行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第12条第2項及び第22条第2項に基づき承認を受けた2021年4月から2024年3月までの経営強化計画（以下、変更前震災特例経営強化計画）を実施しておりますが、今般、きらやか銀行及び仙台銀行において、当該計画に記載された事項の変更が生じたため、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第9条第1項及び第19条第1項に基づき、変更計画（以下、変更後震災特例経営強化計画）を提出するものであります。なお、変更後震災特例経営強化計画の実施期間に変更はございません。

3. 経営強化計画の履行状況（2023年3月末）

3-1 経営環境

当連結会計年度のわが国経済は、一部に弱さがみられるものの、ウィズコロナの下で各種政策の効果もあり、緩やかに持ち直しております。しかしながら、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れや物価上昇が、日本の景気を下押しするリスクとなっております。

当社グループの営業エリアである宮城県、山形県の経済においても、様々な政策の効果もあり、経済活動や個人消費が緩やかに持ち直しております。

地域金融を取り巻く環境は、人口減少等を背景とした地域経済の縮小、金利動向の変化、銀行間競争、ITを活用したDXの推進による金融ビジネスの変革などにより、環境変化のスピードがさらに増していくことが予想されます。

3-2 金融組織再編成で設立した会社の概要

当社は、きらやか銀行と仙台銀行が共同株式移転方式にて2012年10月に設立した銀行持株会社であります。

現在、当社グループは、当社、連結子会社7社及び関連会社（持分法適用関連会社）1社で構成し、銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っております。

また、当社は、経営管理体制の強化を目的として、2020年11月にSBIホールディングス株式会社と資本業務提携契約を締結しております。本提携契約に基づき、第三者割当の方法により、SBI地銀ホールディングス株式会社に対して普通株式35億円を発行・増資しており、調達した資金は子銀行の資本増強（きらやか銀行30億円、仙台銀行5億円）に充当しております。

《株式会社じもとホールディングスの概要（2023年3月末現在）》

名 称	株式会社じもとホールディングス
本 社 所 在 地	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号 仙台銀行本店9階
設 立 方 法	きらやか銀行と仙台銀行の共同株式移転方式による完全親会社設立
設 立 日	2012年10月1日
資 本 金	187億50百万円
業 務 内 容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができますの会社の経営管理 ほか
上 場 取 引 所	東京証券取引所
子 会 社 等	株式会社きらやか銀行 株式会社仙台銀行 きらやかカード株式会社 きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社 山形ビジネスサービス株式会社 きらやかリース株式会社 株式会社仙台銀キャピタル&コンサルティング 株式会社富士通山形インフォテクノ（持分法適用関係会社）

3-3 決算の概要

3-3-1 損益の状況（連結ベース）

当社グループの連結経常収益は、子会社の両子銀行において、有価証券利息配当金が減少したことなどから、前年同期比 27 億 72 百万円減少し 374 億 35 百万円となりました。連結経常費用は、きらやか銀行の与信関係費用が大幅に増加したことなどにより、前年同期比 60 億 12 百万円増加し 417 億 33 百万円となりました。その結果、連結経常損益は前年同期比 87 億 84 百万円減少し 42 億 97 百万円の損失となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益は、きらやか銀行において店舗再編に伴う減損損失、法人税等調整額の見直しなどにより、前年同期比 96 億 67 百万円減少の 70 億 82 百万円の損失となりました。

『**《損益の状況（連結ベース）》** (単位：百万円)

	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期	2022 年 3 月期比
経 常 収 益	40,207	37,435	△2,772
うち貸出金利息	21,832	22,030	197
うち有価証券利息配当金	4,253	1,204	△3,048
うち役務取引等収益	6,590	6,693	102
経 常 費 用	35,720	41,733	6,012
経 常 利 益	4,486	△4,297	△8,784
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	2,585	△7,082	△9,667

3-3-2 資産・負債の状況（連結ベース）

当社グループの総資産は、前年同期末比 393 億 90 百万円減少し 2 兆 6,592 億 72 百万円となりました。総負債は、同比 162 億 23 百万円減少し 2 兆 5,815 億 41 百万円となりました。純資産は、同比 231 億 67 百万円減少し 777 億 30 百万円となりました。

主な勘定残高について、貸出金残高は、消費性ローン（住宅ローン等）や中小企業向け貸出金の増加などから、同比 97 億 4 百万円増加し 1 兆 8,830 億 27 百万円となりました。

預金残高（譲渡性預金含む）は、個人預金が減少したことから、同比 10 億 93 百万円減少し 2 兆 4,861 億 11 百万円となりました。

有価証券残高は、投資環境や市場動向を勘案した運用を行ったことから、同比 340 億 66 百万円減少し 4,944 億 13 百万円となりました。

『資産・負債の状況（連結ベース）』

（単位：百万円）

	2022年3月末	2023年3月末	2022年3月末比
資産	2,698,662	2,659,272	△39,390
うち貸出金	1,873,323	1,883,027	9,704
うち有価証券	528,479	494,413	△34,066
負債	2,597,764	2,581,541	△16,223
うち預金・譲渡性預金	2,487,204	2,486,111	△1,093
純資産	100,898	77,730	△23,167

3-3-3 自己資本比率

当社の連結自己資本比率は、7.67%となりました。また、当社グループ子会社の自己資本比率は、きらやか銀行が7.66%、仙台銀行が7.91%となりました。

『自己資本比率の状況』

	2022年 3月期実績	2023年 3月期実績	前期末比	2024年 3月期計画
			前期末比	
きらやか銀行（単体）	8.42%	7.66%	△0.76%	10.75%程度
仙台銀行（単体）	8.01%	7.91%	△0.10%	7.64%程度
じもとホールディングス (参考：連結)	8.15%	7.67%	△0.48%	—

4. じもとホールディングスの中期経営計画

4-1 経営理念と目指す姿

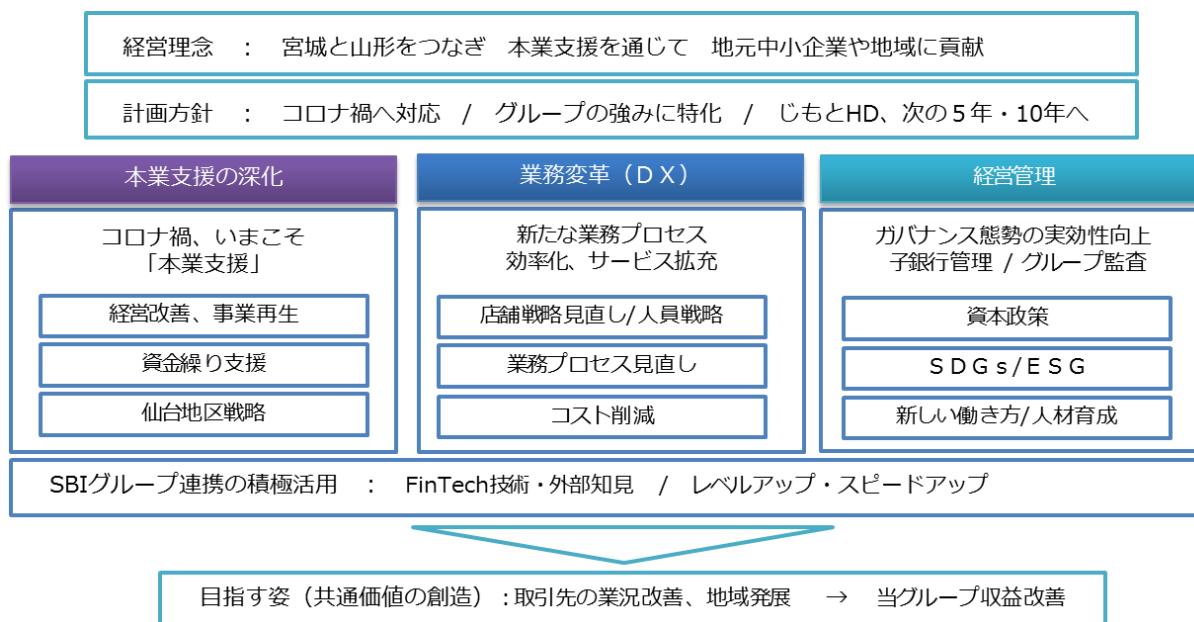
当グループの経営理念は、「宮城と山形をつなぎ、本業支援を通じて、地元中小企業や地域に貢献する」ことです。

当社グループは、設立以来、東日本大震災の復興支援を重要なグループ戦略と位置づけており、現在、改正金融機能強化法・震災特例に基づき総額600億円の国の資本参加をいただいております。これにより、安定した財務基盤を確保し、適切かつ積極的に復興支援に向けた金融仲介機能を発揮する態勢を整えております。

これに加え、現在の中期経営計画(計画期間：2021年度～2023年度)では、世界的なパンデミックである新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援をグループの重要課題と位置づけ、中小企業への支援をさらに深化させ、取引先に貢献すべくグループ全体で取り組んでおります。

また、SBIグループとの連携を積極活用し、業務変革のスピードアップ、経営管理の高度化を取り組んでおり、これらの取組みを通じて取引先と地域社会との共通価値を創造することを目指しております。

『じもとホールディングスの新中期経営計画（2021年4月～2024年3月）』



4-2 大幅な赤字決算に伴う業績回復への取組み

2022年9月に、きらやか銀行取引先の突発的な経営破たんにより多額の与信関係費用が発生したこと、さらには急激な海外金利の上昇によって有価証券評価損が拡大し運用益も減収となったことから、当社グループの2023年3月期決算が大幅な赤字予想となりました。このため同月に「じもとグループ業績回復への取組み」を公表し、中小企業支援への経営資源の傾注、抜本的な経費削減等による収益力の強化、有価証券運用体制の見直しに取り組んでおります。

さらに2023年4月には、業績の更なる下方修正と併せて追加の改善策を公表し、企業支援体制や貸出審査体制の強化、役員数の削減と権限委譲による意思決定の迅速化などに取組んでおります。

これらの業績回復へ向けた一連の取組みは、今回提出いたしますコロナ特例経営強化計画及び変更後震災特例経営強化計画にも含めており、今後も引き続き、当社グループ全体で対応してまいります。

4-3 中小企業支援の実効性の向上

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が懸念されるなか、「中小企業支援の実効性向上」をグループの重要な経営課題と位置づけ、当社取締役会では、子銀行の取組みを定期的に検証し、改善を指示してまいります。

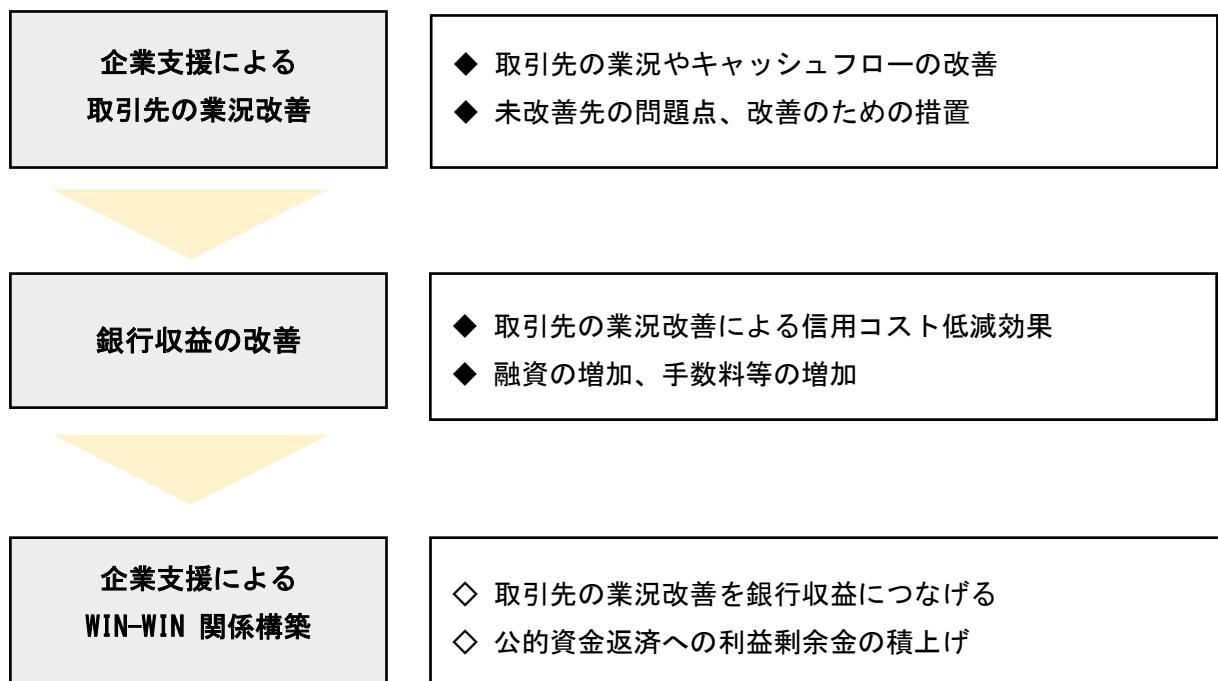
具体的には、取引先の業況改善に貢献することを最優先とし、未改善先に対する支援策の再考を含め、子銀行の支援態勢を継続的に見直してまいります。

また、取引先の業況改善は、子銀行・グループの収益改善につながる点を重視し、子銀行の収益管理態勢（信用コスト、トップライン収益）の再構築を進めてまいります。

これらの取組みを当社グループ全体でP D C A管理することで、中小企業支援による取引先と銀行とのW I N-W I N関係を構築してまいります。

さらには、S B I グループの知見やノウハウを積極的に活用することで、新たな金融サービスの提供にも取り組んでまいります。

<中小企業支援の実効性向上>



5. 持株会社の剰余金の処分の方針

5-1 配当方針

当社は、地域金融グループとしての公共性と健全性維持の観点から、当社及び子銀行の内部留保の充実を図るとともに、中間配当及び期末配当の年2回の安定した配当を維持することを基本方針としております。

しかしながら、2023年3月期においては、きらやか銀行の赤字決算に伴う業績下方修正、新型コロナウイルス感染症等の影響を受ける地元企業等への支援を踏まえ、内部留保の確保・充実により当社グループの財務基盤を強化するため、普通株式の期末配当を1株につき5円00銭に減配いたしました。この結果、中間配当金7円50銭を加えた普通株式の年間配当金は、1株につき12円50銭となりました。なお、優先株式の配当は所定のものを実施しております。

2024年3月期の普通配当は、当社連結の通期業績予想において黒字回復を予想していますが、当社の財務基盤の強化に向けた内部留保を優先するため、1株あたりの年間配当金10円00銭を予想しています。また、年間配当水準は、当社連結の通期業績予想に連動して予想していることから、中間配当を見送り、期末配当に一本化する予定です。優先株式の配当は所定のものを予想しております。

今後も、当社及び子銀行の経営強化計画を確実に実行し、地域経済の発展にさらに貢献することで、グループ収益力を回復・向上してまいります。

5-2 内部留保の状況

(1) じもとホールディングス

当社は、各事業年度において、子銀行から受け取る配当金を原資に配当を行っております。しかしながら、子銀行においては、有価証券評価損の拡大等を踏まえ、2023年3月期中間配当を見送ったことから、2023年3月末の当社単体のその他利益剰余金は、2022年3月末比3億円減少し12億円となりました。今後も各期末に一定水準のその他利益剰余金を確保する見込みです。

なお、公的資金返済は子銀行が各行で積み上げるその他利益剰余金を充当する方針であり、収益改善への取組みを強化してまいります。併せて、当グループの経営改善に向けたSBIグループからの追加支援策も協議し、出口戦略を明確にしてまいります。

(2) きらやか銀行

きらやか銀行は、経営強化計画に基づく施策を着実に実行し、収益基盤の強化を図り利益剰余金を積み上げてまいります。

2023年3月期末のきらやか銀行単体でのその他利益剰余金は、当期純損失となったことから、2022年3月末比83億円減少し8億円となり、計画を下回る実績となっております。

2024年9月に公的資金200億円を返済する計画としており、2023年3月末の株主資本556億円により十分返済は可能ですが、返済方法については今後協議していく予定であるため、利益剰余金への影響額について下記表では反映しておりません。

その後も更に収益を積み上げ、2037年3月期末までに利益剰余金193億円を確保し、公的資金

100 億円を返済、2048 年 3 月期末までに利益剰余金 258 億円を確保し、残りの公的資金 180 億円を返済する計画としております。

(3) 仙台銀行

仙台銀行は、経営強化計画を確実に実行し、中小規模事業者等貸出の増強等により収益力の強化を図っております。また、財務基盤の安定化の観点から、内部留保の蓄積に努めております。

2023 年 3 月期末の仙台銀行単体のその他利益剰余金は 171 億円であり、今後も毎期収益を積上げ、経営強化計画の終期である 2036 年 3 月期末までに 431 億円を積み上げする計画としておりました。

しかしながら、前述のとおり、収益の見通しに変更が生じたことなどに伴い、2036 年 3 月期末までに 363 億円を積み上げする計画に変更いたします。

«2049年3月までの当期純利益とその他利益剰余金の見通し»

(単位：億円)

		2021/3末 実績	2022/3末 実績	2023/3末 実績	2024/3末	2025/3末	2026/3末	2027/3末	2028/3末
じもとHD	当期純利益	4	4	2	2	2	2	2	2
	その他利益剰余金	18	16	12	12	13	13	14	14
きらやか銀行	当期純利益	△ 48	10	△ 83	7	7	13	17	15
	その他利益剰余金	84	92	8	33	40	53	70	85
仙台銀行	当期純利益	17	15	11	10	10	11	13	16
	その他利益剰余金	146	160	171	177	185	193	203	217

		2029/3末	2030/3末	2031/3末	2032/3末	2033/3末	2034/3末	2035/3末	2036/3末
じもとHD	当期純利益	4	4	4	4	4	3	1	1
	その他利益剰余金	17	19	21	24	26	28	27	26
きらやか銀行	当期純利益	14	14	14	14	17	16	16	16
	その他利益剰余金	95	104	113	122	135	148	163	178
仙台銀行	当期純利益	18	11	19	19	19	19	19	19
	その他利益剰余金	236	247	266	286	305	324	343	363

		2037/3末	2038/3末	2039/3末	2040/3末	2041/3末	2042/3末	2043/3末	2044/3末
じもとHD	当期純利益	1	2	2	2	2	2	2	2
	その他利益剰余金	25	25	25	26	26	26	26	26
きらやか銀行	当期純利益	16	16	16	16	16	16	16	16
	その他利益剰余金	193	108	123	138	153	168	183	198
仙台銀行	当期純利益	19	19	19	19	19	19	19	19
	その他利益剰余金	82	100	119	137	156	174	193	211

		2045/3末	2046/3末	2047/3末	2048/3末	2049/3末
じもとHD	当期純利益	2	2	2	2	2
	その他利益剰余金	26	26	26	26	26
きらやか銀行	当期純利益	16	16	16	16	16
	その他利益剰余金	213	228	243	258	93
仙台銀行	当期純利益	24	26	26	26	26
	その他利益剰余金	235	261	287	313	339

5－3 自己資本比率の状況

本計画期間における、きらやか銀行及び仙台銀行の自己資本比率の見通しは、以下のとおりです。

《自己資本比率の状況》

	2023年 3月期実績	2024年 3月期予定	2025年 3月期計画	2026年 3月期計画	2027年 3月期計画
きらやか銀行（単体）	7.66%	10.75%程度	7.80%程度	7.80%程度	8.18%程度
仙台銀行（単体）	7.91%	7.64%程度	7.17%程度	7.14%程度	7.15%程度

6. 銀行持株会社における財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策

6-1 完全親会社としての経営管理体制

(1) 子会社の議決権の保有

当社は、当該経営強化計画を実施する子銀行の完全親会社であり、両行の議決権 100%を保有しております。本計画においても、子会社の議決権保有方針に変更はございません。

(2) 基本的な管理体制

当社取締役会は、銀行持株会社として、子銀行及びグループ各社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、グループ全体の経営計画・経営戦略を策定し、その進捗状況を管理するとともに、グループ経営において発生するリスク全般について管理する体制としております。

この体制のもと、当社と子銀行は、中期経営計画（計画期間：2021年度～2023年度）をグループ3社で統一・策定し、併せて3社の経営強化計画も統一・管理しております。

当社は、グループの取締役会・経営会議において、中期経営計画及び経営強化計画の進捗状況を定期的に管理し、必要な改善を子銀行に指示しております。

また、コンプライアンスやリスク管理など、高い専門性が求められる部署や機能は、当社に集約することにより、その機能をより発揮し、経営効率化を図る体制としております。

(3) 内部規程の整備

当社取締役会は、子銀行やグループ各社の経営がグループ全体に与える影響の大きさを認識し、グループの内部管理規程の整備・運用に取り組んでいます。

具体的には、「グループ経営管理規程」及び「職務権限規程」等を定め、子銀行及びグループ各社が当社に付議・報告する事項を明確にしております。

また、「コンプライアンス基本方針」及び「統合的リスク管理方針」等を定め、子銀行等にその方針に基づくコンプライアンス管理及びリスク管理を行わせる体制としております。

これらの内部規程の整備・運用により、当社は、グループ全体の経営を適切に管理・監視する体制を構築しております。

6-2 SBIホールディングスとの資本業務提携による経営管理体制強化

当社は経営管理体制の強化を目的として、2020年11月にSBIホールディングス株式会社との間において資本業務提携契約を締結いたしました。

本提携契約に基づき、第三者割当の方法により、SBI地銀ホールディングス株式会社に対して普通株式35億円を発行・増資しており、調達した資金は子銀行の資本増強（きらやか銀行30億円、仙台銀行5億円）に充当しております。

(1) 本提携の目的及び理由

地域の環境が大きく変化する中、当社グループが、持続的な地域社会の発展に貢献していくためには、銀行業のみならず、厳しい経営環境を乗り越える幅広い知見と様々な術を持つ企業との連携

を強化することが重要であると認識し、当社グループ内で慎重に協議・検討を重ねた結果、SBIホールディングスを持株会社とするSBIグループが最適なパートナーであると判断し、SBIホールディングスと資本業務提携契約を締結いたしました。

SBIホールディングスは、銀行業をはじめ様々な業種を傘下に収め、多様化する金融環境を乗り越えるためのIT・FinTechを活用した様々なコンテンツを持った企業集団であります。同社との連携を強化することにより、増資による財務基盤の強化だけでなく、当社グループ取引先への金融サービス提供の充実、当社グループの収益力向上や業務の効率化・変革が進展すると判断し、提携先として判断したものであります。また、本提携以前から、当社グループと同社の間では共同店舗の運営、各種ファンドへの投資など連携実績も有しております、最適なパートナーであると考えているものです。

(2) 本提携の内容

当社及びSBIホールディングスは、資本業務提携契約に基づく業務提携の内容として、以下の事項を進めております。

- ① SBIグループのアセットマネジメント事業への運用資産の委託（資産運用の高度化）を通じた当社傘下の銀行の収益力の強化
- ② 地元企業への本業支援、ビジネスマッチング、事業承継支援・M&Aによる協業、地域通貨の発行等を通じた地方創生、地域経済の活性化に向けた連携
- ③ 地元企業を支援するための共同ファンド等を通じた資本性資金及び資本性ローン等の提供およびハンズオンによる本業支援
- ④ SBIマネープラザ株式会社との共同店舗の推進、株式会社SBI証券との金融商品仲介業サービスの強化
- ⑤ SBIレミット株式会社、SBIネオファイナンシャルサービスーズ株式会社及びSBI FinTech Incubation株式会社などが提供する新規技術の導入及びコスト削減やSBIグループが開発中の次世代システムの導入の検討
- ⑥ 目的に資する協業・連携の検討及び推進

(3) 社外取締役、オブザーバーの派遣

当社及びSBIホールディングスは、資本業務提携契約における第三者割当増資の実施後に、SBIホールディングスが当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者1名を指名することができること、また資本業務提携契約に基づく業務提携の内容を円滑に遂行するため、議決権のないオブザーバー2名を派遣することができることを合意しております。

オブザーバー2名は、当社グループの取締役会、経営会議等の意思決定機関をはじめとした各種会議体に出席し、活発に意見・情報を交換しております。

また、第三者割当増資の実施後の2021年6月に開催した定時株主総会において、長谷川靖氏（SBI地銀ホールディングス株式会社 取締役）が社外取締役として選任されております。

(4) 追加支援

当社は、2023年4月28日にSBIグループと当社の間で、経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始することを決定し、SBIグループから当社に派遣されている上記の社外取締役1名が、

今般、きらやか銀行の非常勤取締役（非業務執行）を兼務する体制としました。

また、当社ではSBIグループから第三者割当増資による20億円の追加資本参加をいただく予定であり、これにより財務基盤の強化を図ります。

当社としては、追加支援を通じて、財務基盤の強化を図るとともに、SBIグループに当社及び子銀行の経営全般への関与をさらに深めていただくことで、経営改善への取組みを進めてまいりたいと考えております。

6-3 経営管理組織の機能

6-3-1 銀行持株会社としての組織体制

(1) 取締役会

① 取締役会の構成

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会は取締役15名（うち監査等委員である取締役4名）で構成しております。このうち独立社外取締役は5名（うち監査等委員である社外取締役3名）であり、その構成比は33.3%であります。

子銀行も監査等委員会設置会社であり、当社の社外取締役と兼任することなく、きらやか銀行、仙台銀行は、それぞれ社外取締役3名（うち監査等委員である社外取締役2名）を選任しております。

当社グループの社外取締役は、宮城県と山形県の地域産業を知る方を中心に構成しており、企業経営の経験、財務会計、法務リスク管理、行政など、豊富な経験と知見を備えております。

『じもとホールディングス・社外役員：2023年6月末現在』

役職名	氏名	主な経歴・役職
社外取締役 ※	半田 稔	弁護士
社外取締役	長谷川 靖	SBI地銀ホールディングス株式会社 取締役
社外取締役 ※	佐竹 勤	株式会社ユアテック会長
社外取締役（監査等委員）※	伊藤 吉明	公認会計士
社外取締役（監査等委員）※	高橋 節	元山形県副知事
社外取締役（監査等委員）※	伊東 昭代	宮城県美術館長

※は独立社外取締役

『きらやか銀行・社外役員：2023年6月末現在』

役職名	氏名	主な経歴・役職
非常勤取締役（非業務執行）	長谷川 靖	SBI地銀ホールディングス株式会社 取締役
社外取締役（監査等委員）	結城 章夫	元山形大学長、元文部科学省事務次官
社外取締役（監査等委員）	五十嵐正明	公認会計士

«仙台銀行・社外役員：2023年6月末現在»

役職名	氏名	主な経歴・役職
社外取締役	堀内 政司	弁護士
社外取締役（監査等委員）	笠原 周二	元仙台市副市長
社外取締役（監査等委員）	柴田 純一	公認会計士

② 取締役会の運営

当社取締役会は、原則として月1回開催し、グループ経営の重要な事項やグループ経営計画・戦略、リスク管理などの議案を協議・決議しております。

当社は、監査等委員会設置会社であることから、当社定款及び取締役会規程において、重要な業務執行の決定の一部を、取締役全員で構成する経営会議へ委任し、業務意思決定の迅速化に取り組んでおります。併せて、協議事項を設け、付議事項のうち特に重要な議案は、決議に先立って複数回にわたり議論を充実させております。また、決議や報告を要しない事項についても、中長期的な視点から経営課題の議論を行っております。

これら重要議案に係る審議時間を確保するため、報告議案は重要度に応じて区分し、取締役会での説明レベルに強弱をつけて進行しております。

«じもとホールディングス・取締役会の主な議案»

取締役会の議案
① グループ経営の重要な事項についての協議・決議
② グループ経営計画・戦略の策定、グループ業務執行状況の監視
③ グループ経営リスク管理

③ コーポレートガバナンス態勢の強化への取組み

＜社外役員と子銀行職員との面談＞

社外役員は、当社グループの支店長会議への出席、子銀行本部・営業店長との定期的な面談と意見交換の機会を通じて、営業現場が抱える中小企業支援の現状や課題、有価証券運用の状況を理解し、取締役会での活発な議論につなげております。

また、取締役会開催にあたっては、事前に社外取締役に議案説明を行うことはもとより、資本政策等の重要議案については、適時適切に経過報告を行うなど、幅広く情報を共有しております。

＜グループ社外役員連絡会＞

当社のグループ社外役員連絡会は、当社及び子銀行の社外役員全員で構成し、代表には当社社外取締役を選定しております。

本会議は、原則として半期毎に開催し、社外役員は、取締役会の運営方法やグループ経営に係る評価や要望など、多岐にわたる意見交換を行っております。それらの意見を取り締役会運営に反映させて改善につなげております。

<取締役会実効性評価アンケート>

当社及び子銀行では、取締役会が、事業年度毎に取締役会の運営状況及び取締役の活動状況などについて自己評価を行うこととしております。

この自己評価にあたっては、毎年6月に全取締役を対象とした「実効性評価アンケート」を行い、経営強化計画への取組みを含め、取締役会の運営や実効性に対する忌憚のない意見をいただいております。

アンケートの分析結果や個別に寄せられた意見は、当社及び子銀行の取締役会にて報告・共有され、改善に向けた対応を協議・実施しております。

<取締役のトレーニング機会>

社内役員は、銀行経営や金融情勢に係る内部・外部研修にも積極的に出席しております。

<指名・報酬協議会>

当社の「指名・報酬協議会」は、取締役会の諮問機関であり、当社及び子銀行の取締役等の指名並びに報酬を決定するにあたって、透明性・公正性を確保することを目的に設置しております。

当協議会は、当社代表取締役2名及び社外取締役2名の4名で構成し、社外取締役が議長を務めております。

また、監査等委員会の委員長（社外取締役）がオブザーバーとして参加しており、同委員会が株主総会において取締役の指名・報酬に係る意見陳述を行うために必要な情報を入手しております。

<業績連動型株式報酬制度の導入>

当社及び子銀行の取締役（いずれも社外取締役、非業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く）を対象に、信託制度を利用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

本制度は、対象役員の報酬と当社グループの業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に導入しているものです。

(2) 監査等委員会

当社監査等委員会は、取締役4名（うち社外取締役3名）で構成し、社外取締役が委員長を務めております。

本会は、原則として月1回開催し、「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査に関する重要事項の協議、決議を行っております。また、常勤監査等委員は、経営会議、各種委員会等へ出席し意見を述べるなど、監査を適切に実施するため必要な権限を行使しております。

監査等委員会は、日常から子銀行の監査等委員会、監査部と緊密に連携し、グループ監査計画の策定や進捗管理のほか、監査活動を通じて得られた様々な情報を共有し、対応策を協議しております。

また、社外の監査等委員を含めた、グループ全体で監査情報を円滑に共有するため、監査意見交換会（当社及び子銀行の全監査等委員と監査部長で構成）を定期的に開催しております。

(3) 経営会議

本会は、取締役会の下部組織の会議体であり、取締役（社外取締役除く）で構成しております。

本会議は、原則として週1回開催し、常勤監査等委員である取締役、リスク統括部長、監査部長、子銀行経営企画部長等も参加し、以下の議案を討議・決議しております。

《じもとホールディングス・経営会議の主な議案》

議 案
① 取締役会の方針に基づくグループの業務執行に係る事項の決議
② 取締役会に委任された重要な業務執行の一部の協議・決議
③ グループ経営計画・戦略の執行状況の管理

(4) グループコンプライアンス委員会

本会は、取締役会の下部組織の会議体であり、取締役（社外取締役除く）、子銀行リスク担当役員・部長等で構成し、原則として月1回開催し、以下の内容を討議・決議しております。

《じもとホールディングス・グループコンプライアンス委員会の主な議案》

議 案
① グループ全体のコンプライアンス態勢の検証

(5) グループリスク管理委員会

本会は、取締役会の下部組織の会議体であり、取締役（社外取締役除く）、子銀行リスク担当役員・部長等で構成し、原則として月1回開催し、以下の内容を討議・決議しております。

《じもとホールディングス・グループリスク管理委員会の主な議案》

議 案
① グループ連結での各種リスクコントロール、資産ポートフォリオ管理
② グループ経営リスク管理、グループ全体での資産負債管理

6－3－2 子会社の経営管理を担当する役員の配置

当社の取締役15名のうち、社外取締役5名及び監査等委員である取締役1名を除く9名は、子銀行の取締役を兼職し、子銀行取締役としての知識及び経験を有しております。

これにより当社の取締役は、持株会社のガバナンス機能を発揮するにあたって子銀行の経営管理を的確・公正に遂行することができる状況にあり、かつ十分な社会的信用を有しております。

また、以下の取組みにより、当社による子銀行の掌握をより確かなものとし、持株会社としての適切な経営管理と運営、銀行業務の健全かつ適切な運営に資する体制としております。

(1) 代表取締役及び常勤役員の配置

- ① 当社の代表取締役2名は、子銀行の代表取締役頭取が兼職しております。
- ② 当社の常勤取締役1名（子銀行の取締役を兼職）は、持株会社に常勤して当社の持株会社業務の全般を統括管理しております。

(2) 子銀行会議への出席と監督

- ① 当社の常勤取締役 1 名は、子銀行の取締役会及び経営会議に出席し、子銀行の意思決定及び業務執行状況を監督する体制としております。
- ② 当社のコンプライアンス担当取締役及びリスク統括部長は、子銀行のリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会に出席し、子銀行の内部管理態勢を監督する体制としております。
- ③ 子銀行の監査部長は、リスクアセスメントの観点を取り入れたリスクベースの内部監査を実施するにあたり、自行の各会議に出席し、リスク状況をモニタリングする体制としております。

6－3－3 経営管理態勢の高度化

当社は、2021 年 3 月期におけるきらやか銀行の有価証券評価損の発生、さらには 2023 年 3 月期の同行での多額の不良債権発生などを踏まえ、グループのガバナンス態勢の実効性向上に向けて、有価証券運用・管理の高度化、信用リスク管理強化などに取組んでおります。主な取組みは次の通りです。

<リスク管理全般>

- ・グループに重大な影響を与える子銀行の懸念事項は当社で決議する。
- ・子銀行の利益計画（当期純利益）に対して、一定以上の損失発生が懸念される事項は当社で決議する。
- ・これらの議案を提出する子銀行の頭取（当社役員兼務）は、本件の決議に参加しない。

<有価証券リスク管理>

- ・有価証券運用方針の決議・変更の権限を子銀行から当社に変更。
- ・有価証券運用のアラームポイント抵触時の対応権限を子銀行から当社に変更。

<信用リスク管理>

- ・政策融資の新規取組み状況を当社へ報告。
- ・一定残高以上の政策融資先が業況悪化した際の対応方針を当社へ報告・付議。
- ・地元企業の業況悪化時の対応方針を当社へ個別に報告、協議。
- ・未保全額が一定以上の融資先の状況を当社へ報告。
- ・業況不振の取引先を定期的に報告し、グループ全体の信用リスクを把握、管理。
- ・引当金の計画的な計上状況をモニタリング。

<子銀行管理>

- ・SBI ホールディングから派遣された当社社外取締役 1 名が、きらやか銀行の非常勤取締役（非業務執行）を兼務。
- ・きらやか銀行へ仙台銀行常務取締役 1 名を派遣し、きらやか銀行本店に常駐。

6-3-4 業務変革と経営効率化

(1) 業務運営組織の設置

当社は、銀行持株会社として以下の業務運営組織を設置し、グループ全体で経営機能面の徹底した効率化・強化をさらに実現していく方針としております。

これまでに市場金融部証券管理課を設置し、きらやか銀行と仙台銀行の市場金融部門の証券管理事務業務を統一しております。当社が当該業務を行うことで、グループ全体の業務効率化を進めております。

また、総合企画部に経営戦略部と総務部を統合し、業務を集約しております。

《現在のじもとホールディングスの業務運営組織》

部署名	役割・機能
総合企画部	<ul style="list-style-type: none">・グループ全体の経営戦略の策定及び管理・各部門別の経営戦略の策定及び管理・総務関連業務
リスク統括部	<ul style="list-style-type: none">・グループのリスク管理の統括
経理部	<ul style="list-style-type: none">・決算、経理に関する業務
本業支援戦略部	<ul style="list-style-type: none">・グループ長期戦略の「本業支援」に係る統括的な管理
市場金融部 証券管理課	<ul style="list-style-type: none">・子銀行の証券管理業務
監査部	<ul style="list-style-type: none">・グループ全体の内部監査に関する業務

(2) 当該計画期間における取組みについて

「店舗戦略」「業務効率化・DX」「人員戦略」を一体で進め、グループの業務変革に取組んでおります。

SBIグループのテクノロジーや多様なノウハウを積極活用し、一層の効率化・合理化を実現することで、グループ経営資源を中小企業支援に再配分するなど、経営統合効果・相乗効果をさらに発揮してまいります。

《じもとホールディングス 業務変革と経営効率化》



6－4 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化

(1) 監査等委員会

当社は、経営管理組織として監査等委員会を設置しております。本会は原則として月1回の開催であり、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議をする体制としております。

当社の監査等委員は、4名のうち3名を社外取締役としております。監査等委員は、取締役会などの重要な会議への出席、代表取締役との定期的な意見交換会等を通じて、公正かつ有効に業務執行に対する監査機能が発揮できる体制としております。

《じもとホールディングス監査等委員：2023年6月末現在》

役職名	氏名	主な経歴・役職
社外取締役 監査等委員長	伊藤 吉明	公認会計士
社外取締役 監査等委員	高橋 節	元山形県副知事
社外取締役 監査等委員	伊東 昭代	宮城県美術館長
取締役 監査等委員（常勤）	遠藤 宏	—

(2) 監査部

当社取締役会は、内部監査部門として監査部を設置しております。監査部は、取締役会のほか、監査等委員会へのデュアルレポートラインを確保しており、同委員会と連携し、内部管理態勢等の適切性及び有効性を客観的・公正に検証し、問題点等の改善方法の提言を行う体制としております。

当社では、リスクアセスメントの観点を取り入れたリスクベースの内部監査の一環として、監査部長が経営会議やリスク管理委員会、コンプライアンス委員会などの主要会議に出席し、リスク状況をモニタリングしております。

監査の実施にあたっては、子銀行の内部監査部門と連携し、これまで蓄積したノウハウを活用して効率性と実効性のある内部監査を実施しております。

加えて、監査部が子銀行の内部監査部門の態勢評価を行い、子銀行の内部監査部門の強化につなげております。

また、これらの取り組みに加え、子銀行同士による合同監査を実施し、両行監査員が相互に営業店監査に参加することで、監査スキルの共有化とレベルアップに取り組んでおります。

6－5 リスク管理（不良債権の適切な管理を含む。）の体制の強化の方策

6－5－1 基本方針及び管理体制

(1) 基本方針

当社取締役会は、「統合的リスク管理方針」を定め、以下の基本方針に基づき、適切なリスク管理態勢の構築と整備を図り、グループ業務の健全かつ適切な運営を確保することとしております。

«じもとホールディングス・統合的リスク管理方針»

1	グループ子会社が収益確保を優先するあまりリスク管理を軽視することのないよう管理し、業務の健全かつ適切な運営を確保するようリスク管理重視の企業風土を醸成する。
2	グループの業務の健全性及び適切性を確保する観点から、グループ子会社が抱える各種リスクの所在の把握と評価に努め管理する。
3	モニタリング等によるリスク管理と内部監査及び外部監査による監査を行い、内部牽制機能を構築することにより、グループ子会社のリスク管理の状況を的確に把握・分析し、問題点等改善すべき点を検討し、指導管理する。
4	統合的リスク管理態勢の整備・確立は、グループの業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であると認識し、グループの業務の規模・特性等を考慮しつつ、適切な統合的リスク管理態勢の整備・確立を図る。
5	管理対象とするリスクは、グループの信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、及び業務運営上グループが損失を被るその他のリスクとする。

(2) グループリスク管理委員会

当社取締役会は、「グループリスク管理委員会規程」を定め、取締役会の下部組織としてグループリスク管理委員会を設置しております。

本委員会は、当社取締役で構成し、子銀行のリスク管理担当部署の担当役員及び部長も出席しております。

開催頻度は月1回であり、グループ経営の「健全性の確保」と「収益性の向上」を図るため、「グループのリスク管理態勢の整備」や「グループの各種リスクの状況把握と評価」などに取り組んでおります。

(3) リスク管理部門

当社取締役会は、リスク管理部門としてリスク統括部を設置しております。この部署は、高い専門性や機能が求められることから、子銀行の当該部署及び機能を当社に集約し、経営効率化を図るとともに高い専門性を発揮する体制としております。

6－5－2 リスク管理体制

(1) 統合的リスク管理

当社取締役会は、「統合的リスク管理方針」及び「統合的リスク管理規程」を定めております。

リスク統括部は、これらを役職員及びグループ子会社に周知するとともに、定期的かつ必要に応じて速やかに、グループ子会社から統合的リスクに関する事項の報告を受け、取締役会及びグループリスク管理委員会に対しこれを報告する体制としております。

グループリスク管理委員会は、子銀行のリスク管理状況について定期的に報告を受け、問題がないかどうかを確認し、必要に応じて是正を命じるなど適切に把握・管理する体制としております。

また、子会社で顕在化したリスク等がグループ内の子銀行の経営に影響を与えることのないよう、本委員会が中心となって適切な対策を検討し、子銀行等に実行させる体制としております。

(2) 信用リスク管理（グループ基本方針）

グループリスク管理委員会は、子銀行それぞれの地域経済環境等を踏まえ、取引方針及び審査方針等は各行の主体性を維持しつつ、互いのノウハウを共有・活用し、信用リスクに係る基準・手法等の統一に取り組んでおります。

これによりグループとしての信用リスクの計量化を行い、自己資本に見合った適切な信用リスクリミットの設定を行っております。

グループリスク管理委員会は、グループ内の与信管理状況について、法令等に抵触しない範囲で総合的に把握するとともに、グループとしての与信限度額を設定することで、グループとして特定の業種または特定のグループに対する与信集中の状況等を適切に管理する体制としております。

また、一方の子銀行において顕在化した融資先の破綻等の信用リスクについて、その取組み状況から破綻に至るまでの判断・管理、該当企業の財務・業況推移などの分析結果を踏まえた対応策等について、法令等に抵触しない範囲で共有し、取引方針及び審査方針として活用することにより、信用リスク管理の高度化につなげております。

さらには、法令等に抵触しない範囲で、それぞれの子銀行が持つ経営改善及び事業再生に係るノウハウを共有・活用することにより、グループとしての資産内容の健全化につなげております。

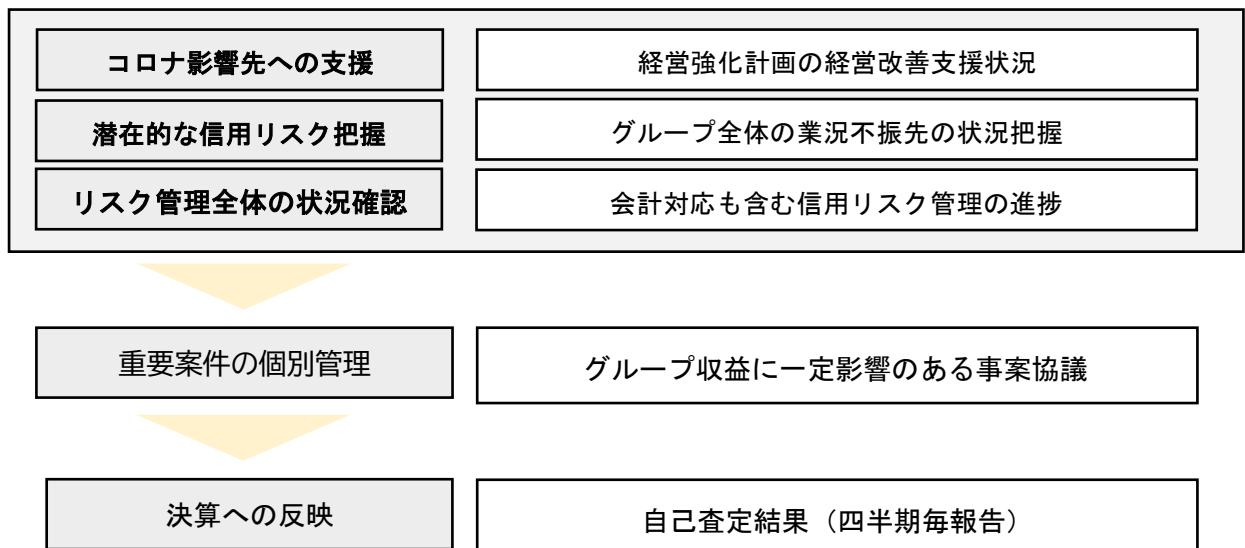
(3) 信用リスク管理（コロナ影響先への支援状況の管理）

当社取締役会は、子銀行より、経営強化計画に掲げるコロナ影響先への資金繰り支援、経営改善支援の実施状況と成果、今後の対応について定期報告を受けております。企業支援による業況改善の好事例については、その要因を分析したうえで、グループ内で共有し、支援ノウハウを蓄積しております。

また、業績不振となっている子銀行の取引先の状況など、潜在的な信用リスク情報も定期的に報告を受け、全体の信用リスク管理が適切に進捗しているかを確認し、必要な対応を指示いたします。

特にグループ収益に一定影響を及ぼす懸念のある重要事案について、子銀行から適時適切に報告を受け、グループの対応方針を重点的に協議いたします。

これらの取組みを通じて、子銀行の資本と信用リスクを比較し、中長期的なコロナ支援に向けた資本水準の状況を継続的にモニタリングします。



(4) 市場リスク管理

グループリスク管理委員会は、子銀行が制定・運用している市場リスクに係る管理方法等の情報を共有することで、グループとして市場リスク管理を強化し、自己資本に見合った適切な市場リスクリミットの設定を行っております。

また、グループ内の市場リスク管理の状況を総合的に把握し、グループとしての有価証券等のポートフォリオ状況を適切に管理する体制としております。

加えて、有価証券運用方針の決定やアラームポイント抵触時の対応権限を、子銀行から当社に移行するなど、入口管理と緊急時管理を中心に、当社の関与・権限を強化しております。

子銀行が抱える有価証券評価損に対しては、SBIグループと連携しながら、評価損の解消と運用再構築に向けて取組んでおり、今後も子銀行の有価証券運用方針、運用状況と成果、対応について定期的に報告を受けながら、必要な改善を指示してまいります。

6－6 法令遵守の体制の強化の方策

(1) 基本方針

当社取締役会は、「コンプライアンス基本方針」を定め、地域金融機関の完全親会社として公共的使命や社会的責任を果たすとともに、地域社会の健全な発展に資するため、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、実効性あるコンプライアンス態勢を確立し、広く社会からの信頼に応えることを基本方針としております。

(2) グループコンプライアンス委員会

当社取締役会は、取締役会の下部組織としてグループコンプライアンス委員会を設置しております。

本委員会は、当社取締役で構成し、開催頻度は月1回としております。法令や社内諸規程の遵守、及び企業倫理を確立するため、当社におけるコンプライアンスの遵守状況を把握するほか、グループ内各社のコンプライアンス委員会から報告を受け、必要に応じ、協議を行う体制としております。

また、子会社で顕在化した法務リスク等がグループ内の子銀行の経営に影響を与えることのないよう、本委員会が中心となって適切な対策を検討し、子会社等に指導・実行させる体制としております。

(3) コンプライアンス統括部署

当社取締役会は、コンプライアンス統括部署としてリスク統括部を設置しております。この部署は、高い専門性や機能が求められることから、子銀行の当該部署及び機能を当社に集約することにより、経営効率化を図るとともに高い専門性を発揮する体制としております。

7 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

※ 当社は、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について、10株を1株の割合をもって併合し、2020年10月1日（木）にその効力が生じております。

（1）じもとホールディングス C種優先株式（きらやか銀行関係1）

項目	内容
1 種類	株式会社じもとホールディングス C種優先株式
2 申込期日（払込期日）	平成24年12月28日
3 発行価額	1株につき 200円
4 非資本組入れ額	1株につき 100円
5 発行総額	20,000百万円
6 発行株式数	100百万株
6 議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、定時株主総会に本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないとときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7 優先配当年率	12ヶ月日本円TIBOR+1.15% (平成25年3月31日を基準日とする期末の剩余金の配当の場合は、払込期日から平成25年3月31日までの間の日の数で日割り計算により算出される割合とする。ただし、8%を上限とする。)
7 優先中間配当金	本優先配当金の2分の1を上限
累積条項	非累積
参加条項	非参加
8 残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式 1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9 取得請求権（転換予約権）	本優先株主は、取得請求期間中、当社が本優先株を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。
9 取得請求期間の開始日	平成24年12月29日
9 取得請求期間の終了日	平成36年9月30日
9 初取得価額（当初転換価額）	当社普通株式の平成24年12月21日（当日を含む）までの直近の5連続取引日の終値の平均値に相当する金額
9 取得請求期間中の取得価額修正	毎月第3金曜日の翌日以降、当該第3金曜日まで（当該日含む。）の直近の5連続取引日の当社普通株式の終値の平均値に相当する金額
9 取得価額の上限	無し
9 取得価額の下限	55円
10 金銭を対価とする取得条項	当社は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社普通株式の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限る。）が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得することができる。
10 対価となる金額	本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額。
11 普通株式を対価とする取得条項	当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。当社は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
11 一斉取得価額	一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の当社普通株式の終値の平均値に相当する金額
11 取得価額の上限	無し
11 取得価額の下限	55円

(2) じもとホールディングス D 種優先株式（きらやか銀行関係 2）

項目	内容
1 種類	株式会社じもとホールディングス D 種優先株式
2 申込期日（払込期日）	平成 24 年 12 月 28 日
3 発行価額	1 株につき 200 円
4 非資本組入れ額	1 株につき 100 円
5 発行総額	10,000 百万円
6 発行株式数	50 百万株
6 議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、定時株主総会に本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7 優先配当年率	預金保険機構が公表する各事業年度（公表年度の前事業年度）の「優先配当年率としての資金調達コスト」 (平成 25 年 3 月 31 日を基準日とする期末の剩余金の配当の場合は、払込期日から平成 25 年 3 月 31 日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。) 但し、日本 TIBOR (12 ヶ月) または 8% のうちいずれか低い方を上限とする。
7 優先中間配当金	本優先配当金の 2 分の 1 を上限
7 累積条項	非累積
7 参加条項	非参加
8 残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9 取得請求権（転換予約権）	本優先株主は、取得請求期間中、当社が本優先株を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。
9 取得請求期間の開始日	平成 25 年 6 月 29 日
9 取得請求期間の終了日	平成 49 年 12 月 28 日
9 当初取得価額（当初転換価額）	取得請求期間の開始日に先立つ（当該日は含まない。）5 連続取引日における毎日の当社普通株式の終値の平均値に相当する金額
9 取得請求期間中の取得価額修正	毎月第 3 金曜日の翌日以降、当該第 3 金曜日まで（当該日含む。）の直近の 5 連続取引日の当社普通株式の終値の平均値に相当する金額
9 取得価額の上限	無し
9 取得価額の下限	当社が D 種優先株式の発行を決議する日の前営業日（当日を含む。）までの直近の 5 連続取引日における毎日の当社普通株式の終値の平均値の 70% に相当する金額 但し、上記の計算の結果が 25 円を下回る場合の取得価額の下限は 25 円
10 金銭を対価とする取得条項	当社は、平成 34 年 12 月 29 日以降、取締役会が別に定める日（当該取締役会の開催日までの 30 連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社普通株式の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限る。）が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得することができる。
10 対価となる金額	本優先株式 1 株につき、本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額。
11 普通株式を対価とする取得条項	当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。当社は、かかる本優先株式を取得すると引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
11 一斉取得価額	一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の毎日の当社普通株式の終値の平均値に相当する金額
11 取得価額の上限	無し
11 取得価額の下限	当社が D 種優先株式の発行を決議する日の前営業日（当日を含む。）までの直近の 5 連続取引日における毎日の当社普通株式の終値の平均値の 70% に相当する金額 但し、上記の計算の結果が 25 円を下回る場合の取得価額の下限は 25 円

(3) じもとホールディングス E 種優先株式（きらやか銀行関係3）

項目	内容
1 種類	株式会社じもとホールディングス E 種優先株式
2 申込期日（払込期日）	2023年9月29日
3 発行価額	1株につき1,000円
4 非資本組入れ額	1株につき500円
5 発行総額	18,000百万円
6 発行株式数	18百万円株
6 議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、定時株主総会に本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7 優先配当年率	預金保険機構が公表する各事業年度（公表年度の前事業年度）の「優先配当年率としての資金調達コスト」 (2024年3月31日を基準日とする期末の剩余金の配当の場合は、払込期日から2024年3月31日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。) 但し、日本TIBOR(12ヶ月)または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
7 優先中間配当金	本優先配当金の2分の1を上限
7 累積条項	非累積
7 参加条項	非参加
8 残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9 取得請求権（転換予約権）	本優先株主は、取得請求期間中、当社が本優先株を取得すると引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。
9 取得請求期間の開始日	2024年10月1日
9 取得請求期間の終了日	2048年9月30日
9 当初取得価額（当初転換価額）	取得請求期間の開始日に先立つ（当該日は含まない。）5連続取引日における毎日の当社普通株式の終値の平均値に相当する金額
9 取得請求期間中の取得価額修正	毎月第3金曜日の翌日以降、決定日（当日を含む。）までの直近の5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する額
9 取得価額の上限	無し
9 取得価額の下限	当社がE種優先株式の発行を決議する日の前営業日の当社普通株式の終値の70%に相当する金額
10 金銭を対価とする取得条項	当社は、2030年9月30日以降、取締役会が別に定める日（当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社普通株式の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限る。）が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得することができる。
10 対価となる金額	本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額。
11 普通株式を対価とする取得条項	当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。当社は、かかる本優先株式を取得すると引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
11 一斉取得価額	一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。
11 取得価額の上限	無し
11 取得価額の下限	当社がE種優先株式の発行を決議する日の前営業日の当社普通株式の終値の70%に相当する金額

(4) じもとホールディングス B 種優先株式（仙台銀行関係）

項目	内容
1 種類	株式会社じもとホールディングス B 種優先株式
2 申込期日（払込期日）	平成 24 年 10 月 1 日
3 発行価額	1 株につき 1,500 円 ÷ 6.5
4 発行総額	30,000 百万円
5 発行株式数	130 百万株
6 議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、本優先株式の発行時に株式会社仙台銀行が発行する第 I 種優先株式の株主が同銀行株主総会において議決権を行使することができるときはその発行時より、定時株主総会に本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、本優先配当金の額全部の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7 優先配当年率	預金保険機構が公表する各事業年度（公表年度の前事業年度）の「優先配当年率としての資金調達コスト」 (平成 25 年 3 月 31 日を基準日とする期末の剩余金の配当の場合は、182/365 を乗じて算出した額の金銭とする。 ただし、日本円 TIBOR (12 ヶ月物) または 8% のうちいずれか低い方を上限とする。)
優先中間配当金	本優先配当金の 2 分の 1 を上限
累積条項	非累積
参加条項	非参加
8 残余財産の分配	普通株主に先立ち本優先株主が有する本優先株式 1 株につき 1,500 円を 6.5 で除した金額に経過本優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
取得請求権 (転換予約権)	本優先株主は、取得請求期間中、当社が本優先株を取得するのと引換えに当社の普通株式を交付することを請求することができる。
取得請求期間の開始日	平成 25 年 4 月 1 日
9 取得請求期間の終了日	平成 48 年 9 月 30 日
当初取得価額 (当初転換価額)	平成 25 年 4 月 1 日の時価 ただし、当該時価が下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。平成 25 年 4 月 1 日の時価とは、平成 25 年 4 月 1 日（当日を含まない。）に先立つ 5 連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に相当する金額。（※終値：当社の普通株式の終値。気配表示を含む。以下同様）
取得請求期間中の 取得価額修正	毎月第 3 金曜日の翌日以降、決定日（当日を含む。）までの直近の 5 連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する額
取得価額の上限	無し
取得価額の下限	302 円 ÷ 6.5
10 金銭を対価とする 取得条項	当社は、平成 33 年 10 月 1 日以降、取締役会が別に定める日（当該取締役会の開催日までの 30 連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限る）が到来したときに、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部または一部を取得することができる。
対価となる金額	本優先株式 1 株につき、1,500 円を 6.5 で除した金額に経過本優先配当金相当額を加えた金額
11 普通株式を対価とする 取得条項	当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。当社は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、各本優先株主に対し、その有する本優先株式数に 1,500 円を 6.5 で除した金額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
一斉取得価額	一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。
取得価額の上限	無し
取得価額の下限	302 円 ÷ 6.5

8 機能強化のための前提条件

当社グループの主要な営業区域である宮城県と山形県の景気は、様々な政策の効果もあり、経済活動や個人消費は緩やかに持ち直しております。本計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響は続きますが、計画終期に向けて回復していくものと見込んでおります。

(金利)

金利の見通しにつきましては、2023年3月末の水準よりも上昇したのち、2024年3月末の水準にて推移するものと想定しております。

(為替)

為替（ドル／円）レートの見通しにつきましては、2023年3月末の水準を基に129円前後にて推移するものと想定しております。

(株価)

株価の見通しにつきましては、2023年3月末の水準を基に、計画期間内は27,000円前後の水準にて推移するものと想定しております。

指標	2023/3期 実績	2024/3期 (前提)	2025/3期 (前提)	2026/3期 (前提)	2027/3期 (前提)
無担保コールO/N (%)	△0.030	△0.030	△0.030	△0.030	△0.030
10年国債 (%)	0.320	0.600	0.600	0.600	0.600
為替（ドル／円）(円)	133.54	129.00	129.00	129.00	129.00
日経平均株価 (円)	28,041	27,000	27,000	27,000	27,000

※2023/3期の各実績値は、以下の数値を記載しております。

1. 無担保コールO/N : 日本銀行が公表する無担保コールO/N物レートの平均値
2. 10年国債 : QUICK社が算出する終値レート
3. 為替（ドル／円）: みずほ銀行が公表する午前10時時点の仲値レート
4. 日経平均株価 : 終値

II. 株式会社きらやか銀行

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第19条第1項)
(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第26条第2項)

1. はじめに

きらやか銀行は、『地元の「中小企業」と「そこに働いている従業員の皆さん」から喜んでいただき地域と共に活きること。』の経営理念のもと、「お客さまの喜び・成長」＝「銀行の成長」と捉え、お客さまと共に価値の創造に取り組み、「本業支援業の確立」を通じて地域経済の活性化に向けて取り組んでおります。

当行は、2012年10月に仙台銀行との経営統合により、共同持株会社であるじもとホールディングスを設立し、2011年3月に発生しました東日本大震災による被災者支援をグループ一体となり取り組んでまいりました。大震災発生から12年が経過し、グループの営業エリアである山形県、宮城県及び国内経済も緩やかな回復基調が続いておりましたが、世界的なパンデミックである新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年3月以降、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が複数回発出されるとともに、これに伴う外出自粛要請や休業要請、時短要請、イベント開催制限等が行われ、各事業者はその対応に追われてきました。

この約3年間、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けた事業者に対して、新規融資をはじめ、既往債務の条件変更に最大限柔軟に対応するなど資金繰りを支援するとともに、事業者への経営改善支援に多面的に対応してまいりました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染状況は沈静化してきたものの、コロナによる事業者への影響は長期化が懸念されるなか、昨今のウクライナ情勢や原油価格の上昇等の影響も加わり、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者が業績を回復するためには依然として長期間を見通す必要があります。特に中小企業を取り巻く経済環境は非常に厳しいものがありますが、地元経済を支え、活性化させ、今後も中小企業を中心に、長期にわたり支援していくためには地域金融機関の役割が必要不可欠であると考えております。

当行は、今後も主要営業基盤である山形県を中心とした営業エリアの経済の活性化を図るため、資本をあらかじめ増強することにより、今まで以上にリスクテイクを行い、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を長期間支援していくために、積極的かつ円滑な資金供給機能を十分に発揮するよう邁進する所存であります。

2. 経営強化計画の実施期間

当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第26条第2項の規定に基づき、2023年4月（計画の始期）より2027年3月（計画の終期）までとする経営強化計画（以下、「コロナ特例経営強化計画」といいます。）を策定し実施いたします。

また、当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第22条第2項に基づき承認を受けた2021年4月（計画の始期）より2024年3月（計画の終期）までとする経営強化計画（以下、「変更前震災特例経営強化計画」といいます。）を実施しておりましたが、今般、コロナ特例経営強化計画を新たに策定するにあたり、当該計画に記載された事項について変更が生じたために、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第19条第1項に基づき、変更計画（以下、変更後震災特例経営強化計画といいます。）を提出するものであります。

なお、変更後震災特例経営強化計画の実施期間に変更はございません。

3. 経営強化計画の履行状況（2023年3月末）

3-1 経営環境【共通事項】

2023年3月期における国内経済について、一部に弱さがみられるものの、ウィズコロナの下で各種政策の効果もあり、緩やかに持ち直しております。しかしながら、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れや物価上昇が、日本の景気を下押しするリスクとなっております。

当行の営業エリアである山形県、宮城県経済においても、様々な政策の効果もあり、経済活動や個人消費が緩やかに持ち直しております。

地域金融を取り巻く環境は、人口減少等を背景とした地域経済の縮小、金利動向の変化、銀行間競争、ITを活用したDXの推進による金融ビジネスの変革などにより、環境変化のスピードがさらに増していくことが予想されます。

このような環境下、当行は中長期的には2021年3月に策定した「第6次中期経営計画」に則り、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたお客さまへの資金繰り支援やアフターコロナ、ウィズコロナに向けたコンサル、10年後を見据えた持続可能性のあるビジネスモデルの構築に向けてスピード感をもって取り組んでいくほか、短期的には、2022年9月に公表した「じもとグループ業績回復への取組み」に則り、中小企業支援への経営資源の傾注、抜本的な経費削減等により収益力の強化に取り組んでおります。さらに、2023年5月に公表した2023年3月期決算の赤字を受けて、企業支援体制や貸出審査体制の強化、役員数の削減と権限委譲による意思決定の迅速化など追加の改善施策に取組んでまいります。

3-2 決算の概要【共通事項】

(1) 資産・負債の状況（単体ベース）

① 貸出金残高

貸出金残高は、政策的にシンジケートローン等の大企業向け貸出を減少させたことなどから、前年同月末比169億62百万円減少の9,818億75百万円となりました。

中小企業向け貸出は、同比78億75百万円増加の6,060億22百万円となっております。

消費者ローンは、住宅ローン残高が減少したことから、同比28億82百万円減少の2,426億84百万円となっております。

② 有価証券残高

有価証券残高は、期日償還により国債などが減少したことや、評価損拡大によりその他有価証券が減少したことなどから、前年同月末比105億38百万円減少の2,208億64百万円となりました。

その他有価証券の評価損益は、同比54億30百万円減少し、176億9百万円の評価損となりました。当行は、SBIグループとの連携により、海外債券（国債・地方債等）を中心とする有価証券ポートフォリオに入れ替えておりましたが、海外金利の上昇により、当行のその他有価証券の評価損が拡大しました。さらなる評価損の拡大を防ぐためファンド内で日本国債などの海外金利の影響を受けない短期の債券へ切り替えを行っており、その収益の一部を評価損へ順次充当することで、中長期的に評価損の解消に取り組んでまいります。

③ 預金残高（譲渡性預金を含む）

個人預金は、定期性預金が減少したことなどから、前年同月末比 426 億 29 百万円減少の 8,421 億 52 百万円となりました。また、法人預金は、大口先を中心として同比 139 億 24 百万円増加し 4,042 億 27 百万円となりました。

以上により、預金残高は、同比 107 億 1 百万円減少の 1 兆 2,771 億 23 百万円となりました。

«資産・負債の推移»

(単位：百万円)

	2022年3月期 実績	2023年3月期 実績	前年同期比
資 産	1,376,622	1,355,736	△ 20,885
うち、貸出金	998,837	981,875	△ 16,962
うち、中小企業向け貸出金	598,147	606,022	7,875
うち、消費性ローン	245,566	242,684	△ 2,882
うち、有価証券	231,402	220,864	△ 10,538
負 債	1,320,070	1,314,573	△ 5,497
うち、預金・譲渡性預金	1,287,824	1,277,123	△ 10,701
うち、社債・借用金	12,100	20,700	8,600
純 資 産	56,552	41,163	△ 15,388
その他有価証券評価損益	△ 12,179	△ 17,609	△ 5,430

(2) 損益の状況（単体ベース）

① コア業務純益

貸出金において、前述の通り大企業向け貸出を減少させたことから、貸出金利息が前年同期比 91 百万円減少しました。また、有価証券において、有価証券評価損の状況を踏まえ、利息配当金受領を抑制したことにより前年同期比 11 億 55 百万円減少しました。以上のことから、資金利益は前年同期比 11 億 99 百万円減少の 121 億 55 百万円となりました。

役務取引等利益は、前年同期比 1 億 92 百万円減少の 20 億 13 百万円となりました。

経費は、人件費において、人員の適正化に取組んだことなどから、前年同期比 3 億 71 百万円減少しました。また、物件費において、業務効率化や継続的な物件費削減を実施したことなどから、前年同期比 2 億円減少となりました。以上のことから、経費全体としては、前年同期比 5 億 78 百万円減少の 115 億 59 百万円となりました。

コア業務純益は、上述の通り経費削減を図ったものの、資金利益が減少したことから、前年同期比 7 億 89 百万円減少の 28 億 68 百万円となりました。

② 与信関係費用

与信関係費用は、取引先の突発的な破たんに伴う引当金の計上や企業再生支援に必要な予防的な引当金を計上したことなどから、前年同期比 72 億 20 百万円増加の 86 億 56 百万円となりました。

③ 経常利益・当期純利益

経常利益は、コア業務純益が減少したことと、与信関係費用が増加したことなどから、前年同期比 78 億 98 百万円減少の 59 億 21 百万円の赤字となりました。当期純利益は、経常利益の減少に加え、店舗再編に伴う減損損失、法人税等調整額の見直しを行ったことから、前年同期比 94 億 12 百万円減少の 83 億 34 百万円の赤字となりました。

«損益状況の推移»

(単位：百万円)

	2021/3期 始期・実績	2022/3期 実績	2023/3期 計画	2023/3期 実績	計画比	前年同期比
業務粗利益	12,083	15,780	15,506	14,407	△ 1,098	△ 1,372
【コア業務粗利益】	19,278	15,796	15,506	14,428	△ 1,077	△ 1,368
資金利益	15,187	13,355	13,446	12,155	△ 1,290	△ 1,199
うち、貸出金利息	12,312	11,486	11,589	11,395	△ 193	△ 91
うち、有価証券利息	3,010	1,877	1,927	721	△ 1,205	△ 1,155
役務取引等利益	1,584	2,206	1,841	2,013	172	△ 192
その他業務利益	△ 4,687	217	218	238	20	20
(うち、国債等関係損益)	△ 7,194	△ 16	0	△ 20	△ 20	△ 4
経費	12,730	12,138	12,250	11,559	△ 690	△ 578
(うち、人件費)	6,330	5,956	5,871	5,585	△ 285	△ 371
(うち、物件費)	5,428	5,239	5,449	5,038	△ 410	△ 200
一般貸倒引当金繰入額	827	1,029	100	396	296	△ 632
業務純益	△ 1,474	2,613	3,155	2,452	△ 702	△ 160
【コア業務純利益】	6,547	3,658	3,255	2,868	△ 386	△ 789
(除く、投信解約損益)	4,377	3,658	3,255	2,868	△ 386	△ 789
臨時損益	△ 2,889	△ 636	△ 1,123	△ 8,373	△ 7,250	△ 7,737
(うち、不良債権処理額)	2,415	407	900	8,260	7,360	7,853
(うち、株式関係損益)	△ 132	25	0	123	123	97
経常利益	△ 4,364	1,976	2,032	△ 5,921	△ 7,953	△ 7,898
特別損益	△ 335	△ 128	0	△ 458	△ 458	△ 330
税引前当期純利益	△ 4,699	1,848	2,032	△ 6,380	△ 8,412	△ 8,228
法人税、住民税及び事業税	30	211	334	25	△ 308	△ 185
法人税等調整額	125	558	△ 67	1,928	1,995	1,369
当期純利益	△ 4,855	1,078	1,765	△ 8,334	△ 10,099	△ 9,412

(3) 自己資本比率の状況

単体の自己資本比率は、貸出金の減少等によりリスクアセット（分母）は減少した一方で、当期純利益の赤字計上により自己資本（分子）が減少したことから、2022年3月末比 0.76 ポイント低下の 7.66%となりました。

«自己資本比率の推移（単体）»

	2021年3月期 実績	2022年3月期 実績	2023年3月期 実績	前年同期比
自己資本比率	8.09%	8.42%	7.66%	△0.76 ポイント

3-3 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の進捗状況【共通事項】

当行は、東日本大震災の被災者や新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援を目的とした融資を含む中小企業向けの融資に積極的に取り組んでおり、2023年3月期の中小企業融資残高は6,060億円と、計画始期である2021年3月期比で62億円増加しました。

【中小企業融資残高】

(単位：億円)

	2021/3期 始期・実績	2022/3期 実績	2023/3期 実績	始期比
	中小企業融資残高	5,997	5,981	6,060

3-4 東日本大震災からの復興支援の進捗状況【個別事項】

(1) 被災者向け融資の対応状況

① 地区別信用状況

ア. 仙台地区の信用状況

当行の宮城県内の営業拠点は仙台市内の7支店となっております。2015年10月、仙台地区の営業店の店質を法人特化店舗とし、渉外担当者の役割を法人取引に特化させたことで震災復興に向けて取引先の事業ニーズを把握し、資金対応や販路拡大、下請け先の仲介、仙台銀行との情報マッチング等、積極的な対応を行っております。なお、個人のお客さまへの対応としましては、仙台地区に住宅ローン専担者であるLA（ローンアドバイザー）を1名配置し、被災者に対する住宅ローンの対応を行っております。

震災復興に対しては、震災直後からの本業支援の取組みにより、震災以降2023年3月末までの仙台地区7支店における震災関連対応新規融資は466件、195億47百万円となりました。これは当行全体の震災関連融資426億、14百万円に対し45.87%を占めております。また、当行全体の融資量に占める仙台地区の融資量は2023年3月末現在で22.3%となっております。

仙台地区の法人及び個人に対する融資残高は、2023年3月末現在、震災発生前の2011年2月末と比べ603億55百万円増加しております。

【仙台地区融資量推移】

(単位：百万円)

	2011年 2月末	2011年 3月末	2012年 3月末	2013年 3月末	2014年 3月末	2015年 3月末	2016年 3月末	2017年 3月末	2018年 3月末	2019年 3月末	2020年 3月末	2021年 3月末	2022年 3月末	2023年 3月末	2011/2比 増減
仙台地区	114,416	116,629	128,791	140,379	148,121	158,313	162,283	165,252	171,772	173,580	175,355	161,055	165,420	165,102	50,686
うち、個人	69,883	70,014	73,813	76,809	81,167	85,679	86,074	84,945	87,010	89,718	90,344	75,174	74,843	70,805	922
うち、法人	34,864	36,983	40,872	45,471	49,702	56,114	60,839	66,088	71,692	79,062	80,531	85,981	90,578	94,297	59,433
うち、公金等	9,669	9,632	14,108	18,099	17,252	16,520	15,369	14,220	13,070	4,800	4,480	0	0	0	△ 9,669

イ. 福島地区の信用状況

福島県には福島市内に1店舗を設置し、復興支援を積極的に展開しております。福島地区の法人及び個人に対する融資残高は、2023年3月末現在、震災発生前の2011年2月末と比べ59億79百万円増加しております。

福島地区の法人に対する融資量は増加しており、潜在化している企業の経営課題を、経営者と

の面談や決算書から顕在化させ、本業支援や融資提案等を積極的に行った結果と認識しております。福島地区も仙台地区同様、2015年10月より、営業店渉外職員の役割を法人取引に特化させることで、復興資金需要に積極的な対応ができる体制としております。

【福島地区融資量推移】

(単位：百万円)

	2011年 2月末	2011年 3月末	2012年 3月末	2013年 3月末	2014年 3月末	2015年 3月末	2016年 3月末	2017年 3月末	2018年 3月末	2019年 3月末	2020年 3月末	2021年 3月末	2022年 3月末	2023年 3月末	2011/2比 増減
福島地区	10,752	10,550	10,879	10,931	10,092	12,138	13,037	12,592	12,114	13,528	13,470	13,632	14,697	16,067	5,315
うち、個人	4,631	4,610	4,489	4,665	4,612	4,287	3,687	3,224	3,401	3,311	3,362	3,523	4,396	4,352	△ 279
うち、法人	5,457	5,325	5,823	5,799	5,164	7,638	9,243	9,368	8,712	10,217	10,108	10,109	10,300	11,715	6,258
うち、公金等	664	615	567	467	316	213	107	0	0	0	0	0	0	0	△ 664

ウ．山形県、その他地域の信用状況

被災地域である仙台・福島地区以外の震災関連融資につきましては、震災直後のサプライチェーンの寸断や工事の延期・遅延等に対する運転資金対応が主となっており、2011年10月以降は、取扱件数が減少しております。なお、復興需要を含む震災関連の新規融資（事業性融資）の状況は以下のとおりとなっております。

【事業性融資における震災関連融資新規実行件数・金額（2023年3月末現在）】

(単位：件、百万円)

	2022年3月末		2023年3月末		2022年3月末比	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
新規融資	1,452	42,522	1,454	42,615	2	93
うち、直接被害	276	9,710	276	9,710	0	0
うち、間接被害	1,176	32,812	1,178	32,905	2	93
山形県	839	18,638	839	18,638	0	0
宮城県	466	19,547	466	19,547	0	0
福島県	75	2,961	77	3,054	2	93
新潟県	37	782	37	782	0	0
秋田県	30	458	30	458	0	0
関東	5	137	5	137	0	0

また、震災以降、2023年3月末までの東日本大震災により被災された個人のお客さまに対する震災関連の新規融資（消費性融資）は150件、19億25百万円となっております。

エ．山形県における震災融資対応先に係る信用状況

山形県において当行が取組んだ震災関連新規融資は上記のとおり839件、186億38百万円であり当行全体の震災関連新規融資額の43.73%を占めております。また当行の全融資先及び融資残高に占める震災融資対応先に対する融資残高の割合は、融資顧客数では11.63%、融資件数で14.87%、総融資残高で18.28%となっております。

震災関連事業性新規融資実行先の既信用実績（2023年3月末現在）

(単位：先、件、百万円)

	震災関連新規融資実行 顧客数（A） (全先に対する割合)	左記（A）の先に係る 既総融資件数 (全先に対する割合)	左記（A）の先に係る 既総融資残高 (全先に対する割合)
山形県	639 (11.63%)	1,890 (14.87%)	69,768 (18.28%)
宮城県	259 (16.79%)	443 (15.59%)	22,777 (18.26%)
福島県	40 (29.20%)	79 (33.05%)	5,437 (35.56%)
新潟県	23 (4.94%)	114 (10.55%)	7,646 (19.25%)
秋田県	25 (14.88%)	55 (16.22%)	3,073 (24.13%)
関東	5 (1.56%)	11 (1.94%)	239 (0.14%)
合計	991 (12.19%)	2,592 (14.58%)	108,941 (14.74%)

事業性融資の全先数、件数、残高（2023年3月末現在）

(単位：先、件、百万円)

	全融資先数	全融資件数	全融資残高
山形県	5,493	12,710	381,731
宮城県	1,543	2,842	124,747
福島県	137	239	15,288
新潟県	466	1,081	39,723
秋田県	168	339	12,735
関東	321	568	164,967
合計	8,128	17,779	739,191

② 震災対応に関する条件変更

ア. 中小企業者に対する条件変更の対応状況

東日本大震災以降、2023年3月末までの中小企業者に対する貸出条件変更等の件数・金額は、以下のとおりとなっております。

【中小企業者】

全体		うち「東日本大震災」関連			
受付	実行	受付	(割合)	実行	(割合)
21,212件	20,969件	652件	3.07%	643件	3.07%
5,506億円	5,466億円	201億円	3.65%	200億円	3.65%

なお、2017年4月以降「東日本大震災」関連の受付実績はございません。

【ご参考：条件変更申込件数の推移】

(単位：件)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
申込件数 (うち、震災関連)	1,344 (0)	1,241 (0)	1,555 (0)	1,331 (0)	1,389 (0)

震災関連申込件数の推移においては、2015年度は微増となっておりますが、全体的には東日本大震災が発生した直後の2011年度をピークに2012年度以降減少し、2017年度以降は0件となっております。

全体の申込件数は年々減少してきておりましたが、2020年度以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、条件変更に係る申込件数がコロナ禍以前に比べ増加しております。今後も継続して中小企業者からの相談を真摯に聞き取り、状況把握と適切な対応に努めてまいります。

③ 住宅ローン貸出先に対する条件変更の対応状況

東日本大震災以降、2023年3月末までの住宅ローン貸出先に対する貸出条件変更等の件数・金額は、以下のとおりとなっております。

【住宅ローン貸出先】

全体		うち「東日本大震災」関連			
受付	実行	受付	(割合)	実行	(割合)
1,021件	931件	119件	11.65%	104件	11.17%
146億円	134億円	19億円	13.01%	18億円	13.43%

なお、住宅ローン貸出先も2017年4月以降、「東日本大震災」関連の受付実績はございません。

【ご参考：条件変更申込件数の推移】

(単位：件)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
申込件数 (うち、震災関連)	39 (0)	20 (0)	55 (0)	39 (0)	27 (0)

震災関連申込件数の推移においては、中小企業者と同様、東日本大震災が発生した直後の2011年度をピークに減少傾向となっており、2017年度以降は0件となっております。中小企業者と同様、全体の申込件数は減少しておりましたが、2020年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響から、条件変更に係る申込件数が増加しております。今後も継続して住宅ローン貸出先の現況や変化を十分把握し、真摯に取組んでまいります。

3－5 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援の進捗状況【個別事項】

(1) 新型コロナウイルス感染症等の影響先向け融資の対応状況

① 新規融資の対応状況

当行は、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する状況のなか、取引先への本業支援の取組みにより、コロナ禍以降2023年3月末までの新型コロナウイルス感染症等に関連した新規融資は3,806件、956億34百万円と、積極的に対応してまいりました。

【新型コロナウイルス感染症等による影響先への新規融資対応】

(単位：件、百万円)

		2020.3期	2021.3期	2022.3期	2023.3期	累計
新規融資対応	件数	40	3,245	325	196	3,806
	金額	906	84,911	6,221	3,595	95,634
うち、プロパー融資	件数	12	75	4	2	93
	金額	384	8,166	252	50	8,853
うち、保証協会制度融資	件数	28	3,170	321	194	3,713
	金額	522	76,744	5,969	3,545	86,781

各自治体では、融資先の金利負担を軽減する利子補給制度による「実質ゼロ金利」の制度融資があり、2023年3月末現在での実行累計は3,083件、739億67百万円と積極的に活用しております。また、制度で対応できる金額を超える資金ニーズには、当行のプロパー融資で対応するなど、取引先が必要としている資金ニーズに対応しております。

今後の課題としては、新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するなかで、地域経済は回復傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた取引先への支援はまだ必要で

あります。また、実質ゼロ金利融資の返済も始まっていることから、今後も幅広い資金繰りの支援が重要であると考えており、当行は取引先が必要とする資金ニーズに引き続き積極的に対応してまいります。

② 条件変更の対応状況

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大して以降、2023年3月末までの貸出先に対する貸出条件変更等の件数・金額は以下のとおりとなっております。

【新型コロナウイルス感染症等による影響先への条件変更】		(単位：件、百万円)				
条件変更対応	件数	2020.3期	2021.3期	2022.3期	2023.3期	累計
		金額	3,716	13,021	3,489	2,816
						23,042

感染拡大直後の2021年3月期は、372件、130億21百万円と大幅に増加していましたが、直近では、新型コロナウイルスによる影響が沈静化に進む中で、減少傾向となっております。しかしながら、「実質ゼロ金利」の制度融資の返済が始まることなどにより、取引先の資金繰り支援のニーズは高まることが予想されることから、今後も継続して取引先の現況や変化を十分把握し、条件変更等の支援も取組んでまいります。

(2) 新型コロナウイルス感染症等の影響先向けの経営改善支援状況（2020年3月～2023年3月）

当行は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた取引先に対して、資金繰り支援だけではなく、様々な経営改善支援にも取り組んでおります。

① 中小企業活性化協議会の活用

新型コロナウイルス感染症等による影響を受けている取引先には、中小企業活性化協議会を積極的に活用し、特例リスクのスキーム活用や経営改善計画の策定支援など、様々な連携を行っております。当行では、コロナ禍以降で2023年3月末までの連携実績は36先となっております。

② 長期間を見据えた財務支援

新型コロナウイルス感染症等により事業に影響を受けた取引先のなかには、財務内容が毀損している先もあります。そのような取引先に対しましては、資金繰り支援だけではなく、長期間を見据えた財務支援が必要であり、DDS（デット・デット・スワップ）を活用した支援も取組んでおり、2023年3月末までに3先、13億86百万円の実績となっております。

また、当行単独のDDSを活用した財務支援だけではなく、政府系金融機関と連携した資本性劣後ローンを活用した支援も積極的に行っております。

●資本性劣後ローン実績 (単位：先、百万円)

	実行先		実行予定・相談中		合計	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
日本政策金融公庫（中小）	56	10,569	14	1,163	70	11,732
日本政策金融公庫（国民）	5	180	4	130	9	310
商工組合中央金庫	9	1,384	2	120	11	1,504
合計	70	12,133	20	1,413	90	13,546

③ 補助金を活用した設備投資支援

当行は、事業者がウィズコロナ・ポストコロナの環境に対応するために必要な設備資金の対応に向けて各種補助金の活用も積極的に対応してまいりました。

コンサル子会社のきらやかコンサルティング&パートナーズ株（以下、KCP）も含め、事業再構築補助金の活用に向けた事業計画策定支援に積極的に取組んでおります。

●事業再構築補助金の実績		(単位：先)	
	1次～8次合計		採択
	申込	採択	
営業店	99	39	
KCP	29	23	
合計	128	62	

また、国土交通省観光庁による『既存観光拠点の再生・高付加価値化事業』において、山形県は2022年9月末現在で9件の地域が採択となっており、取引先の多くが参画しております。当行では、事業計画策定支援や、補助金を超える設備投資の必要資金対応など、面的な観光地の再生支援の取組みを積極的に支援しており、事業と連携した補助金のつなぎ資金や設備資金対応につきましては、2023年3月末までに34先、25億64百万円の実績となっております。

今後、新型コロナウイルス感染症等の影響が徐々に沈静化していくなかで、ウィズコロナ・ポストコロナの環境を乗り越えていくためには、取引先が抱えている顧客ニーズの変化への対応や従業員や顧客間の感染拡大防止対策が必要となり、そのための設備投資に関する需要が高まってくると考えており、当行は、引き続きこうしたニーズに積極的に対応してまいります。

3－6 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

【共通事項】

当行は、地域経済活性化のため、創業者向けの支援強化や事業者の課題解決に向けたコンサルティング、事業再生に向けた経営改善支援に努めてまいりました。

コンサルティングメニューとしては、子会社であるKCPによる事業承継やM&A、SDGs取組支援サービス、お客さまのデジタル化支援などが挙げられます。

これまでの実績も含めた取組み内容の詳細につきましては、後述の「4－5 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」に記載しております。

4. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等（当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等）が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策

4-1 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等（当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等）が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針【共通事項】

（1）山形県内における経済活性化に資する方針

当行は、地元中小企業等への安定的かつ円滑な資金供給機能を通じた地域経済の活性化に資するため、地域に根ざす金融機関として、地域経済及び取引先との共存共栄を目指し地域密着型金融を推進しており、2010年より「地域の皆様と共に生きる」を経営方針に、2018年には“私たちの想い”「地元の「中小企業」と「そこに働いている従業員の皆さん」から喜んでいただき地域と共に生きる」を経営理念に掲げ、本業支援を進めてまいりました。

中小企業のお客さまに対する「本業支援」につきましては、当行の特徴とするべく、本部に専門部署を設置するなど体制を整備し、全職員が組織的かつ継続的に取組んでまいります。中長期的な視点に立ち、「本業支援」を実践することで、地域に根を張り、地域経済の更なる活性化やコンサルティング機能を発揮してまいります。

これまでの「本業支援」に対する当行の体制整備の実施状況は以下の通りです。

【前計画期間以降における本業支援の本部体制整備】

実施時期	組織体制	概要
2018年6月	【再編】 営業本部を本業支援本部へ 本業支援部、営業統括部、企業支援部の 3部門を本業支援戦略部へ 【新設】 本業支援戦略部内に本業支援推進室を新設 本業支援推進室内に個人営業グループ、 法人営業グループ、成長支援グループ、 本業支援グループを新設	本業支援戦略の一本化
2019年4月	【変更】 成長支援グループをコンサルティング グループへと名称変更	
2020年4月	【再編】 本業支援推進室を廃止し、各グループを 本業支援戦略部直下の組織へ再編 【新設】 本業支援本部へ本業支援緊急対策室を新設	新型コロナウイルス感染症に対する 資金需要へのスピード化
2020年12月	【再編】 本業支援緊急対策室をコンサルティング グループへ統合	
2021年4月	【再編】 本業支援戦略部内の4グループを6グループに 再編。法人営業グループは本業支援グループ に統合。 【新設】 リースグループ・経営管理グループ・ 福利厚生グループを新設	本業支援深化のための組織体制強化
2022年10月	【再編】 本業支援本部を営業本部へ名称変更し、本業 支援戦略部を廃止。本業支援戦略の廃止に 伴い、従来のグループ制も再編。 【新規】 営業本部内に本業支援部と個人営業部を新設。 本業支援部内に法人営業企画課、本業支援室、 法人推進室を新設 個人営業部内に個人営業企画課、ローン推進 課、窓販営業課を新設。 企業支援部を新設。	中小企業支援に経営資源を傾注。 抜本的な再生を担当する企業支援部を新設 また、営業推進部門は企画担当と執行担当 に区分
2023年2月	【再編】 営業本部を廃止 本業支援部内の法人営業企画課を営業企画課 へと名称変更、法人推進室を戦略エリア営業 部へ移管。 【新設】 戰略エリア営業部、広域リテール戦略部を 新設。 戦略エリア営業部内に戦略融資企画課を新設。	営業推進関連部を担当役員直下の組織と し、意思決定を迅速化 営業エリアと営業推進チャネルにて担当 部署を区分。 県外店舗と新規開拓を統括する戦略エリア 営業部と、ネットなどを活かした全国向け のリテール戦略を統括する広域リテール 戦略部を新設。

本計画は、前計画を引き継ぐ形で、更に「お客様の稼ぐ力の強化に向けた組織的・継続的な取組み」を実践することでひいては企業業績、従業員所得、雇用がプラスに働き、その結果新たな設備需要・消費行動が促されることで地域経済が活性化する「地域経済エコシステム」の好循環ループの実現を図ってまいります。

(2) 仙山圏における経済活性化に資する方針

山形県と宮城県は、県庁所在地である山形市と仙台市が隣接しており、全国でも稀な位置関係になっております。そのため、両県は、産業・文化・生活・アクセス・危機対応等、あらゆる面で密接な関係にあり、いわゆる「仙山圏」と言われる同一経済圏を形成しております。

じもとホールディングスの経営理念は「宮城と山形をつなぎ、本業支援を通じて中小企業や地域の課題解決・発展に貢献する」ことです。本計画ではこれまでの復興に資する対応に加えコロナ禍への対応も重要課題であると認識しております。グループの強みである「本業支援」をさらに深化させ、取引先の稼ぐ力の強化に繋げ、次の5年10年後を見据え、SBIグループ連携を積極的に活用し取引先業況の改善、ひいては仙山圏における経済活性化に繋げてまいります。

(3) 被災事業者の経営課題と本業支援ニーズ

企業における売上の回復状況については、震災直前の水準以上まで回復していると回答した事業者の割合は39.8%となっております。業種別に見ると、震災前の水準以上に回復していると回答した割合は建設業(66.4%)が最も高く、次いで運送業(50.5%)となっている一方で、旅館・ホテル業(20.1%)、水産・食品加工業(27.5%)、卸小売・サービス業(29.6%)と業種によっては回復が遅れています。特に旅館・ホテル業については、当行は山形県を中心に多くの取引先があり、コンサルティング子会社による経営改善支援や事業再構築補助金の申請支援など各事業者の経営課題に応じた深度ある「本業支援」を通じて多面的に支援することが必要となっております。

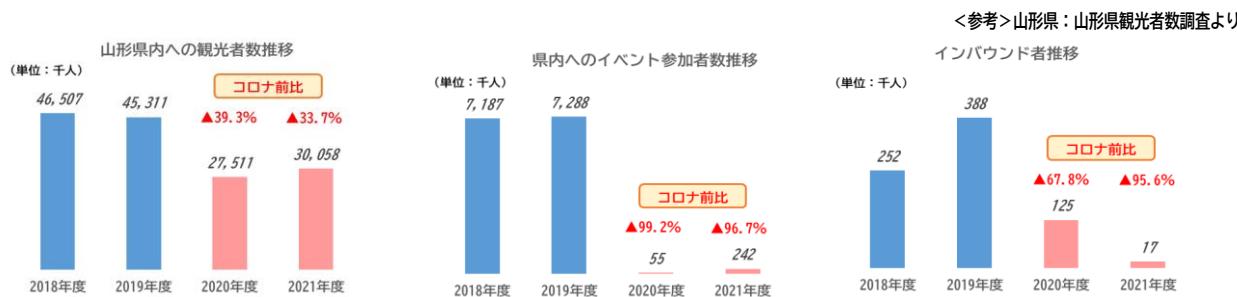
【東北地区被災企業の売上回復】

	建設業	運送業	製造業	旅館・ホテル業	水産・食品加工業	全 体
震災直前の売上高 まで回復した先	66.40%	50.50%	42.50%	20.10%	27.50%	39.80%

出典：東北経済産業局「中期政策に基づく震災からの産業復興の現状と今後の取組み」

(4) 新型コロナウイルス感染症による地元企業への影響

① 山形県内経済への影響



2020年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が世界的な問題となりました。日本全国においても新型コロナウイルス感染症による影響が拡大するなかで、当行の主要な営業エリアである山形県内におきましても、緊急事態宣言やまん延防止措置の発出による不要不急の外出自粛要請、事

業者への時短営業要請等の感染防止対策が実施されました。

しかしながら緊急事態宣言の発令等に伴い、観光施設の休業やイベントの中止、入場制限等により、本県への観光者数の大幅な減少が見られたことから、県内の温泉旅館業や観光サービス業の事業への影響が大きくなっています。また、外国人観光客の入国制限等の影響もあり、山形県内への外国人旅行者受入数についても大幅に減少しております。

新型コロナウイルス感染症が感染法上の「5類感染症」へと見直しとなり、様々な規制や感染対策が緩和されていくことにより、県内経済の回復が期待されています。一方で、これまでの3年間に、当行の取引先を含めた事業者への影響は大きく、新型コロナウイルス感染症による影響は今後も継続していくものと見ております。

② 当行取引先への影響（2023年3月末）

当行取引先の業種別における売上高の変動率は以下の通りとなっております

●当行取引先の業種別売上高変動率

取引先数	2021/3期	2022/3期	2023/3期	2023/3期対 2020/3期比
				前年比
建設業	1,817	-1.9%	-1.1%	2.9%
農業・林業	162	0.8%	4.2%	6.5%
不動産業	1,522	-5.1%	6.5%	6.5%
製造業	952	-3.8%	-2.7%	7.6%
小売業	816	-3.3%	-1.9%	4.6%
卸売業	454	-3.8%	0.3%	4.9%
運輸業、郵便業	197	1.5%	-4.4%	4.4%
医療・福祉	317	3.8%	0.1%	3.1%
飲食業	416	-6.1%	-14.0%	6.2%
宿泊業	113	-6.7%	-23.2%	13.0%
生活関連サービス業	278	-6.6%	-6.4%	3.1%
学術研究等サービス業	327	2.0%	6.5%	8.2%
その他のサービス	478	-3.3%	-2.6%	7.3%
その他	188	3.0%	-4.3%	3.9%
総計	8,037	-2.4%	-1.5%	4.9%

感染拡大直後におきましては、多くの取引先に売上高減少の影響が出ていました。特に、感染防止対策や緊急事態宣言の発令等による影響が大きい宿泊業、飲食業、生活関連サービス業の減少幅が大きくなっています。これまでの地域の経済・産業活動の縮小傾向による影響に加え、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な経営環境悪化に繋がった取引先も多くあります。

直近では、感染拡大が小康状態となり、規制緩和や感染対策が見直されるなかで、売上高が前年比増加するなど、取引先の業況には回復傾向が見られます。しかしながら、感染拡大前の水準まで回復している業種がある一方で、特に影響の大きかった飲食業や宿泊業については、依然として厳しい影響が残っております。

今後につきましては、個人消費の回復などで緩やかに上向く見込みがある一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による下振れリスクもあり、依然として先行き不透明な状況が続くことが予想されます。

当行は、取引先がウィズコロナ・ポストコロナの環境を乗り越えていくため、ビジネスモデルの転換に向けた前向きな設備資金対応や、抜本的な事業再生支援など、今まで以上に様々な支援を行っていく方針です。そして、このことが地域社会の期待に応え、地域金融機関としての使命を果たすことに繋がると考えております。

4-2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の方策【共通事項】

4-2-1 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備の方策

(1) 経営方針

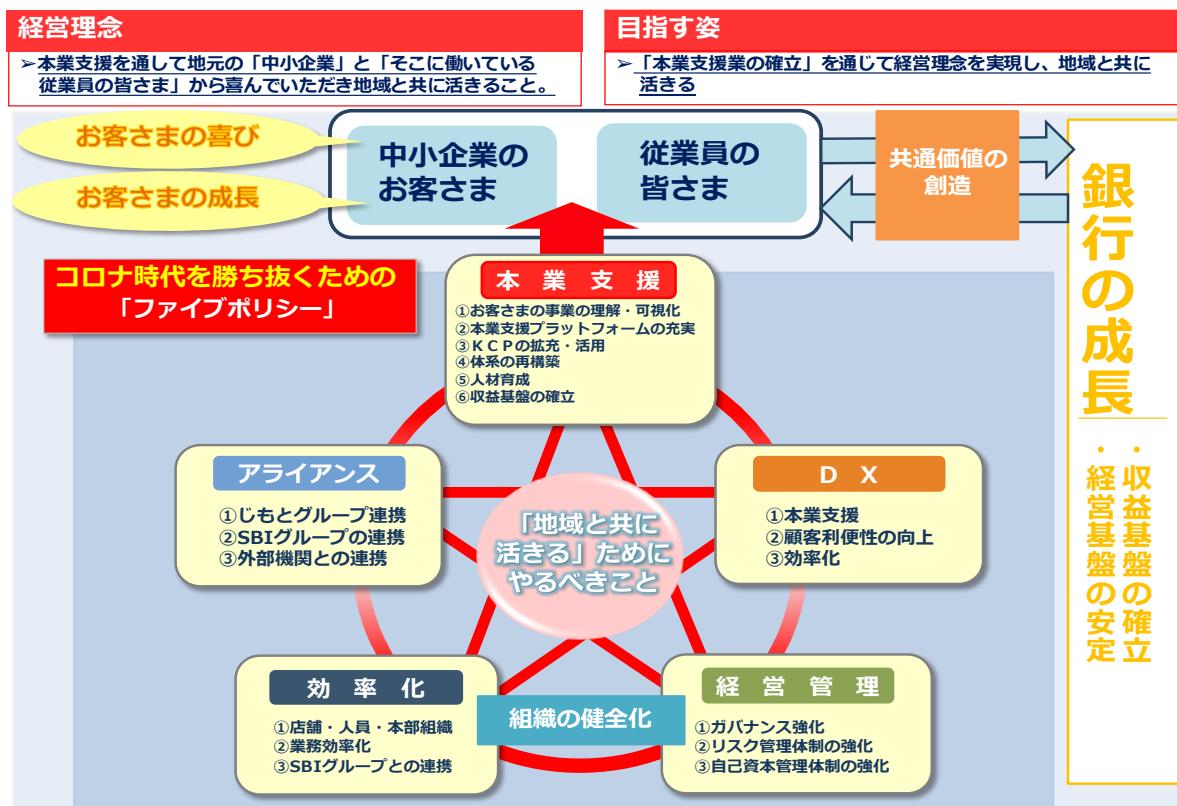
当行では、経営理念『“私たちの想い” 本業支援を通して地元の「中小企業」と「そこに働いている従業員の皆さん」から喜んでいただき地域と共に生きること。』を策定し、本業支援を本当に必要とする中小企業への「中小企業成長戦略」により当行の特色が強まったものと評価しております。一方、2020年以降、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて一人ひとりの意識や生活様式が一変いたしました。コロナ禍の状況下において、第6次中期経営計画では「お客さまの喜び・成長」＝「銀行の成長」と捉えお客さまと共に通価値の創造に取り組み、「本業支援業の確立」を通じて経営理念の実現に向けて取り組んでまいります。

(2) 経営戦略

① 計画方針と目指す姿

「本業支援業の確立」を通じて経営理念を実現し、地域と共に生きることを目指します。

経営理念 : 本業支援を通して地元の「中小企業」と「そこに働いている従業員の皆さん」から喜んでいただき地域と共に生きること

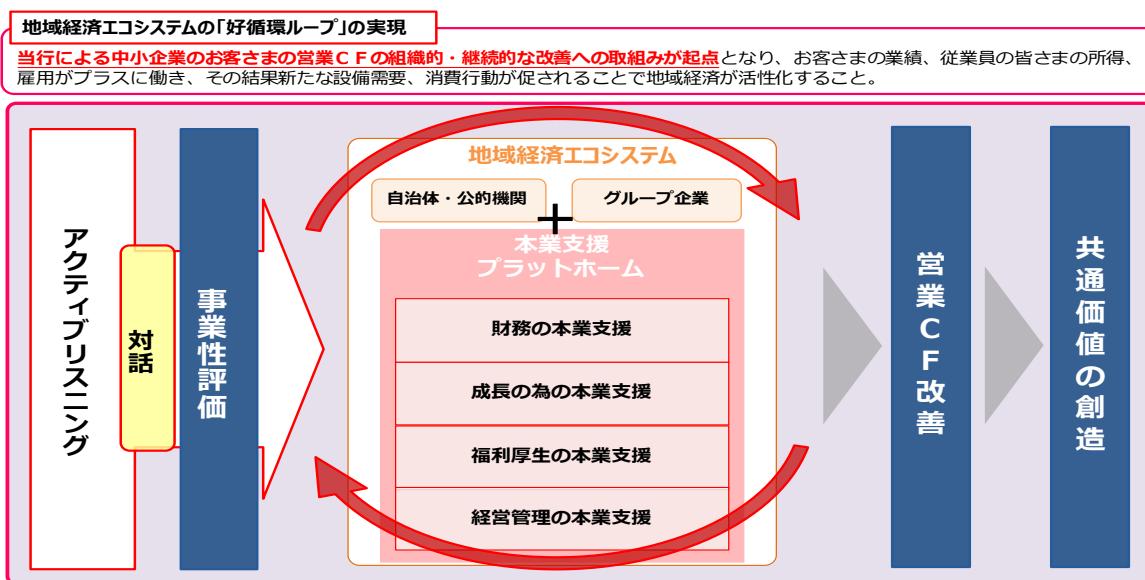


② 計画の骨子 ー コロナ時代を勝ち抜くための「ファイブポリシー」ー

【第6次中期経営計画の骨子】

ア. 本業支援

お客様の稼ぐ力の強化に向けて、「お客様の事業の理解・可視化」、「本業支援プラットフォームの充実」、「K C Pの拡充・活用」、「本業支援体系の再構築」、「人材育成」、「収益基盤の確立」に組織的・継続的に取り組んでまいります。また、本業支援の実践により当行による中小企業のお客さまの営業C F改善に向けた組織的・継続的な取組を起点とし、お客様の業績、従業員の皆さまの所得、雇用がプラスに働き、その結果新たな設備需要、消費行動が促されることで地域経済が活性化する仕組みであります「地域経済エコシステムの好循環ループ」を実現してまいります。このための取組みとしてローカルベンチマークや経営デザインシートの活用も進めております。



イ. アライアンス

じもとグループ連携の強化、SBIグループのスキルやノウハウの活用、産学官をはじめとする外部機関との本業支援や効率化に係る連携に取り組んでまいります。

今後の業務提携について



ウ. DX

SBIグループとの連携を中心に、本業支援や顧客利便性向上、行内業務効率化やコロナ禍に合致した取り組みにおいて、DXを積極的に取り入れてまいります。

		基本戦略	SBIグループとの連携
本業支援	デジタルチャネルの強化 ビッグデータ活用	①ネット完結型商品導入 ②WEB口座開設 ③IB機能拡大 ④取引法人のビッグデータ活用	①SBIアブリバンキングを利用した機能追加 ②eKYC（本人確認）導入 ③SBIビッグデータ室のデータ分析、ノウハウの共有。
	最新ICT技術情報の取り込み	①外部サービスとの連携強化 ②複数サービス掛け合わせでの相乗効果	①ビジネスマッチング ②ネット販路拡大
	既存インフラの見直し	①アプリバンキング導入 ②クラウドサービス活用	①SBIアブリバンキング
顧客利便性の向上	決済機能の強化	①〇〇ペイとの連携拡大 ②SuicaやWAON等の交通系・小売系との連携 ③ローソン銀行との連携	①money tap（加盟店間の無料送金）
	行内業務のデジタル化	①タブレット導入によるテレワーク・モバイルワーク実現 ②WEB会議との連携 ③ペーパーレス ④ワークフロー・電子稟議	①承認タイム（ワークフローシステム）

(3) SBIホールディングス株式会社との連携

SBIホールディングスとの連携により、グループ企業からの助言のもと中長期的な安定運用を目指した有価証券ポートフォリオ「SBIポート」の再構築や、ビジネスマッチングなどの地域経済活性化に向けた連携、新規技術の導入やコスト削減など幅広い協業が可能となりました。同社と資本業務提携関係を構築することで財務健全性の維持・向上を図り、SBIグループが有する商品・サービス・ノウハウなどを最大限活用しながら競争力・収益力を高め、企業価値の向上を図り当行の「本業支援」をさらに強化していきたいと考えております。

現在、当行関連部署とSBI担当者との間で毎月、各種連携に向けた協議を行っております。2023年3月末時点、69項目の提案を受けており、企業型確定拠出年金やビッグデータ活用、人材育成等29項目について採用や連携を開始しております。

(4) 業績回復に向けた取組み

当行は、2023年5月12日に公表した通り、2023年3月期決算において、有価証券評価損の拡大抑制に伴う利息配当金の減少や一部取引先の業況悪化等による債務者区分の見直しや地元中小企業支援のため予防的に引当を行ったことに伴う貸倒引当金の積増し、税効果計画の見直しによる繰延税金資産の取崩しなどを要因として83億円の赤字を計上いたしました。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地元中小企業を支援していくためには、当行の業績を改善していくことが必要であるため、2022年9月2日に「じもとグループ業績回復への取組み」を公表し、抜本的な収益改善策に取組んでおります。さらに、2023年4月28日には、与信関係費用の増加による赤字額の拡大を踏まえ、改めて、当行において現状と原因の究明、責任の所在を取りまとめた上で、追加の改善策を策定しております。

① 中小企業支援へ特化した営業戦略への見直し

当行では2022年9月以降、中小企業支援のため経営資源を傾注し、中小企業融資に注力してまいりました。従前の多岐に亘る本業支援を大胆に取捨選択し、マンパワーを中小企業支援に傾注し、

顧客接点を強化することや、山形県及び宮城県などを重点エリアとして設定し、人員を投下するなど営業戦略の見直しを行ってまいりました。

このほか、中小企業支援への体制構築として、コロナ支援や事業再生支援を専門的に行う企業支援部の新設（2022年10月）や、個人客の取り込み強化を企図した個人営業部の新設（同月）、域外での貸出金利息の積上げを企図した戦略エリア営業部の新設（2023年2月）、SBIと連携し全国展開を見据えた広域リテール戦略部の新設（同月）などを行いました。これにより、中小企業支援へ傾注するための体制構築は概ね計画通り完了いたしました。

結果として、当行の中小企業融資残高は2023年3月末において5,789億円（前年同月比126億円増加、2022年8月末対比（改善活動前）181億円増加）となりました。

② 店舗網の見直し

当行では、中小企業支援に向かう人員の創出を図るため、店舗統廃合による合理化を進めてまいりました。2023年3月末における店舗数は47店舗であり、2023年度上期に8店舗の統廃合を行うことを公表し、2023年9月末には店舗数は39店舗となる予定です。

③ 抜本的な経費削減

当行では、これまで銀行全体で継続的に経費削減に取り組んでまいりました。2022年9月以降役員報酬の削減や硬式野球部の無期限休部、物件費の更なる削減に取り組んだ結果、2023年3月期の経費は115億円（計画比6億90百万円減少）となりました。今後も更なる役員報酬の削減に加え、継続的な物件費の削減を履行してまいります。

④ 追加の改善策について（2023年4月28日公表）

当行は、与信関係費用の増加による赤字額の拡大を踏まえ、改めて、当行において現状と原因の究明、責任の所在を取りまとめた上で、追加の改善策を策定しております。

2023年6月には、取締役数（社外取締役、監査等委員含む）を14名から9名へと削減し、役員体制を刷新し、取締役数の削減による役員報酬の総額を削減するとともに、役員間の情報共有をさらに密にするほか、併せて執行役員・部長への権限委譲を進めることで、経営改善に向けた意思決定と施策の実行を迅速に対応できる体制としております。

また、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者への影響は長期化が懸念されることから、取引先の役職員とともに現場での経営改善に取組むために地元企業へ当行職員を派遣することや、コロナ支援、事業再生支援の専門部署である企業支援部の体制を強化するなどの企業支援体制の強化を図っております。

（5）信用供与の実施状況を検証するための体制

① 支店長会議での進捗管理

当行では毎年1月、4月、7月、10月の計4回の支店長会議を開催（必要に応じて臨時支店長会議も開催）しております。

支店長会議は、全役員、関連会社社長、全支店長および全部長が参加し、当行の現状や方針などについて共有を図っております。また、参加した支店長は、支店長会議の内容を営業店内で職員に共有を行うとともに、役員が営業店を定期的に訪問することで、現在進めております中小企業支援

戦略に関する現場への浸透を随時図っております。

役員による営業店の定期訪問については、今後も訪問時のテーマを定め、現場の若手職員も含めたディスカッションを継続的に実施することで、改善が必要な事項については役員ミーティングなどで共有し、役員が責任を持って解決に努めてまいります。

② 戦略ミーティングでの進捗管理

当行では2022年9月以降、中小企業支援のため経営資源を傾注し、中小企業融資に注力してまいりました。従前の多岐に亘る本業支援を大胆に取捨選択し、マンパワーを中小企業支援に傾注して、顧客接点を強化することや、山形県及び宮城県などを重点エリアとして設定し、人員を投下するなど営業戦略の見直しを行ってまいりました。

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者への支援も含めた中小企業支援を積極的に推進していくにあたり、施策の進捗及び計数実績等に対する監督、戦略推進における課題や対応状況などについては、役員と本業支援部による月2回の戦略ミーティングを開催し、情報共有を実施しております。

③ 経営会議での進捗管理

当行は、頭取を委員長とする経営会議（委員は常勤取締役、オブザーバーとして本部部長が参加）を開催（定例開催は毎週金曜日、取締役会の開催週は除く）しております。

経営会議においては、今回策定しました経営強化計画の施策の進捗状況や収益状況について管理するとともに、計画に乖離が生じた場合は、問題点の洗出し・改善策の検討を行い、以降の推進策を構築してまいります。

④ 取締役会での進捗管理

取締役会は、定期的に経営強化計画の進捗状況の報告を受け、社内役員のほか、非常勤・非業務執行の取締役（1名）及び社外取締役監査等委員（2名）からも積極的に意見をいただくなど、計画の進捗管理に適切に関与してまいります。

4-2-2 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実の方策

（1）担保又は保証に過度に依存しない融資体制

当行はお客さまの財務をリバランスすることにより、資金繰りを改善し本業に専念してもらう環境を作り企業の「稼ぐ力」向上を後押しすることに取組んでおります。

この方針のもと当行では担保又は保証に過度に依存しない融資の推進のため、中小企業成長戦略商品（プロパー商品）として2016年度に「テイクオーバー」「イノベーション」「レボリューション」、2021年度に「営業CF改善支援資金」を導入し、事業者が本業に専念出来る環境づくりを実施してまいりました。加えて、2022年11月からは既存商品「テイクオーバー」の要件を拡充した「テイクオーバーII」を導入し、お客様のキャッシュフロー改善に資する取組みを拡充してまいりました。

【商品内容及び実績】（2023年3月末）

(単位：件、百万円)

商品名	貸付形態	共通	実行累計	累計極度額/ 累計実行額
①イノベーション	融資当座貸越	事前協議時、いずれも事業性評価シート又はローカルベンチマーク及び経営デザインシートと「ご提案書」※を添付し、「財務の本業支援」と「成長の為の本業支援」をセットで提案。 ※ご提案書：財務の本業支援以外の本業支援メニューを提案するもの。	468	18,251
②テイクオーバー	証書貸付		243	7,819
③テイクオーバーⅡ	証書貸付		7	620
④レボリューション	証書貸付		82	1,656
⑤営業C F改善支援資金	証書貸付		26	3,088

今後も、顧客のC Fや借入の状況等を踏まえ、「財務の本業支援」によるC Fの改善等を中心に、担保・保証に過度に依存しない融資の推進を図ってまいります。

(2) 「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)への対応

当行では、取引先との融資取組にあたっては、「経営者保証に関するガイドライン」及び事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則「(以下、特則含め「ガイドライン」という)の趣旨を尊重した取扱いを実施しております。

「ガイドライン」の活用にあたり、「経営者保証に関するガイドライン適用チェックシート」並びに「経営者保証ガイドライン(特則)チェックシート(事業承継用)」を制定し、全店が同一目線で対応できる態勢としております。

また、当行ホームページに「ガイドライン」のバナーを設け、広く対応を周知するとともに、ディスクロージャー誌において活用状況を公表しております。

【経営者保証に関するガイドラインの活用状況】

(単位：件、%)

項目	2019年度 上期	2019年度 下期	2020年度 上期	2020年度 下期	2021年度 上期	2021年度 下期	2022年度 上期	2022年度 下期
新規融資件数【A】	4,559	4,949	5,832	4,194	3,401	3,561	3,377	4,208
新規に無保証で融資した件数【B】(ABLを活用し無保証の融資を除く)	1,252	1,288	1,614	1,246	1,103	1,086	1,133	1,355
経営者保証に依存しない融資の割合【B】/【A】	27.5%	26.0%	27.7%	29.7%	32.4%	30.5%	33.6%	32.2%

(3) 私募債の取組

当行では、長期安定的な資金調達のニーズや社会貢献(寄付等)のニーズに対応するため、一定の資格要件を満たした優良企業に発行が限定される私募債について取組みを行っており、2022年度は32件22億円を引き受けました。

また、社会貢献を目的に寄付・寄贈を行う私募債として、発行時に受け取る手数料の一部を優遇し、その優遇分を原資に新型コロナウイルス感染症の予防・対策等に有効となる「新しい生活様式」に資する取組みを行っております。また、発行時のニュースリリースにて、発行企業が行っているSDGsの取組みをご紹介しております。今後も取引先企業の多様な資金調達ニーズに合わせた私募債の引受けにより中小企業へ資金供給を行うとともに、発行企業の地域貢献への取組みと財務内容の優良性およびSDGsの取組みを対外的にPRするための本業支援に取り組んでまいります。

4－3 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策【個別事項】

4－3－1 融資相談体制の整備と対応

東日本大震災から12年が経過し、震災に関する融資相談については落ち着いてきております。本計画期間においても、引き続き被災者からの融資相談について対応していくことに加え、全ての業種・従業員を対象とした新型コロナウイルス感染症に関連した融資相談についても対応してまいります。

4－3－2 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

(1) 被災者支援に向けた仙台銀行等との連携強化

当行は、じもとグループだからできる宮城と山形の「人・情報・産業」をつなぎ、中小企業者のお客さまから喜んでいただく「本業支援」を組織的かつ継続的に取組んでおります。そのことが、じもとグループの特徴を活かした当行の強みであり、お客さまの経営力強化・ビジネスマッチング・販路拡大等により被災地域における復興に貢献する施策を展開してまいります。

① 協調融資取組等による資金供給機能の強化

じもとグループの経営戦略の柱として震災復興を目的とした「じもと復興戦略」「地域経済活性化戦略」を掲げ、両行一体となって中小企業者への取組みを推進しております。当行は、じもとグループとして東日本大震災からの復興に向けた支援態勢を整備し、これまで単独行では対応が難しい大口融資案件についても協調融資にて積極的に対応しております。当行本業支援部と仙台銀行地元企業応援部は、随時情報交換を実施しております。お客さまにとってよりよい情報を提供することで、協調融資のほかにビジネスマッチング等にもつながるなど、被災地域における復興支援のための資金供給を目的として取組みを継続的に、また、強化しながら実施してまいります。

② ビジネスマッチングの強化

被災地におけるじもとグループのお客さまが抱えている様々な問題をサポートするために仙台銀行との連携を強化しております。震災以降、人手不足への対応や、販売先および仕入先の紹介等、宮城県と山形県をつなぐビジネスマッチングを強化してまいりました。お客さまに提供する情報ツールとして、当行と仙台銀行の取引先から依頼があった事業ニーズの概要をピックアップして紹介する「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」を発行し、情報連携の強化を図っております。

【ビジネスマッチング実績推移】

(単位：件)

項目	2015.4～ 2018.3	2018.4～ 2019.3	2019.4～ 2020.3	2020.4～ 2021.3	2021.4～ 2022.3	2022.4～ 2023.3	累計
紹介件数	1,640	584	445	277	200	162	3,308
成約件数	339	101	78	70	30	11	629

近年は新型コロナウイルスが感染拡大したこと、県境を跨いだ活動が制限されるなどの影響により、両行で実施していた商談会開催が中止になるなど、ビジネスマッチングの機会が減少しておりました。

新型コロナウイルス感染症による影響が出始めた頃は、感染防止対策に関するニーズが高まっていたことで、感染防止関連の商材に関するマッチングは出ておりましたが、影響が長期化するなかで、徐々に企業活動が制限され、マッチング件数も減少傾向にありました。

今後は感染状況が沈静化したことにより、事業者による新たなニーズの増加も想定されることから、引き続き宮城県と山形県をつなぐ取組みを積極的に対応してまいります。

③ 復興イベント、商談会の共同開催

当行と仙台銀行は、2012年から復興支援イベントや商談会を継続開催してまいりました。復興支援イベントについては荒天や新型コロナウイルス感染症予防の観点からイベント開催を見送っていましたが、2022年10月に再開し、2023年10月に5回目の開催を予定しております。

今後も、被災企業や新型コロナウイルス感染症による影響を受けた企業の売上回復支援のため、継続的に実施してまいります。

(2) 当行独自の復興支援に係る施策

① 山形市との連携

2016年2月、山形市と「地域振興・活性化に向けた連携協力の協定書」を締結し、山形市と当行本業支援部間で人事交流を含めた堅密な連携を行っております。2019年11月には山形市売上増進支援センター（Y-biz）へ初めて職員を派遣し、以後、これまで4名を継続して派遣しております。2020年10月に続き2021年4月からは、Y-bizへ出向していた職員1名を新たに本業支援部へ配置し、震災復興及び今般のコロナ禍における売上増強ニーズに対応する体制を整えております。

② 東日本大震災事業者再生支援機構との連携強化

事業再生にあたり、既往債務負担のため新規資金調達が困難である被災者に対し、債権の買取り要請や新規融資の保証業務を行っている「東日本大震災事業者再生支援機構」と連携し、事業再生計画に基づいて新規資金の対応を行いました。

(注) これまでの支援実績としては7先が決定しておりますが、東日本大震災事業者再生支援機構は

2021年3月31日をもって支援決定の申込受付を終了しているため、新たな支援申込の計数は
2021年3月末時点となっております。

③ 私的整理ガイドライン・自然災害ガイドラインの活用

当行は、震災の影響により既往債務の弁済に困難をきたしている個人債務者の方が、自助努力による生活や事業の再建に取組まれることを支援するため、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」等を活用し、債務整理を含めた支援に取り組み、2021年3月末までの対応実績は4件となりました。「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の適用が終了した2021年4月からは「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により被災者支援を行ってまいります。なお2023年3月末までの対応実績はございません。

④ その他外部機関との連携

当行は、取引先の復興支援に向けて、地域経済活性化支援機構（旧：企業再生支援機構）や中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）などの外部機関と連携して取り組んでおります。

【外部機関連携累計実績】

(2023年3月末現在)

機関名	累計実績
地域経済活性化支援機構	終了：2先、実施中：0先、取下げ：1先
中小企業活性化協議会（旧再生支援協議会）	終了：54先、実施中：67先、取下げ：9先、相談：0先
東日本大震災事業者再生支援機構	終了：7先、実施中：0先
宮城県産業復興相談センター	取下げ：2先
中小企業支援ネットワーク	終了：43先、実施中：5先、取下げ：5先
山形県企業振興公社（専門家派遣）	終了：43先、実施中：9先、取下げ：14先、相談：0先
T K C 東北会	終了：14先、実施中：4先、取下げ：8先
各種コンサルティング会社	終了：41先、実施中：26先、取下げ：3先
商工会議所	終了：1先、取下げ：1先

4－4 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策【個別事項】

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた取引先への支援につきましては、資金繰り支援をこれまで以上に継続していくだけではなく、当行職員を取引先へ派遣するなど、現場と一体となった経営改善に取組んでまいります。

支援を進めていくなかで、事業実態を適切に把握し、業況回復のためにより踏み込んだ支援が必要な先に対しましては、抜本的な経営改善・事業再生支援なども含めて積極的に実施してまいります。

4－4－1 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況

当行は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた取引先に対して、資金繰り支援を積極的に対応してまいりました。詳細につきましては、前述の「3－5 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援の進捗状況」に記載しております。

今後の課題としては、新型コロナウイルス感染症による影響が沈静化するなかで、地域経済は回復傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた取引先への支援はまだ必要あります。また、実質ゼロ金利融資の返済も始まっていることから、今後も幅広い資金繰りの支援が重要であると考えており、当行は取引先が必要とする資金ニーズに引き続き積極的に対応してまいります。

4－4－2 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策

(1) 地元企業への職員の派遣

当行では、地元企業の経営を支援するために、業務管理やマーケティング等のノウハウを有する職員を中心に、2023年3月末現在で20名派遣しております。

派遣された職員は、取引先が抱える課題解決のために、原価管理体制の構築サポート（数値の見える化）や価格交渉などの収益力改善の取組みや売り場づくり（催事アイデア、P O P、接客など）の集客力アップの取組みなどをサポートしております。

今後も経営支援が必要な地元企業に対しましては、引き続き当行職員の派遣を行っていくことで、取引先の役職員とともに、現場での経営改善を一緒になって取り組んでまいります。

【当行職員の派遣事例】



不良個所改善の確認をしている様子
<写真左：当行出向者（REVIC出向経験者）>



旬商材の販売戦略を協議している様子
<写真左端、右2人目：当行出向者>
(右2人目はY-biz出向経験者)

※REVIC：地域経済活性化支援機構、Y-biz：山形市売上増進支援センター

（2）継続した資金繰り支援

当行は、コロナ禍以降、影響を受けている取引先に対しましては、国や地方自治体からの利子補給制度を活用した融資やプロパー資金の対応だけではなく、日本政策金融公庫などの資本性劣後ローンや事業再構築補助金制度を併用した支援など、様々な資金繰り支援に取り組んでまいりました。

今後は、コロナによる影響が沈静化していくなかで、取引先の業況が回復していくためにも、これまで以上に長期間の継続した資金繰り支援が不可欠であることから、今後も取引先の抱えております資金ニーズに対して積極的に取り組んでまいります。

（3）抜本的な経営改善・事業再生支援

取引先の業況の回復を支援していくためには、継続的な資金繰り支援だけではなく、より踏み込んだ抜本的な経営改善・事業再生支援が必要になるものと考えております。

当行では、これまで様々な経営改善・事業再生支援を実施しており、今後も積極的に取組んでまいります。具体的な支援手法としましては、債権カットを含めた金融支援やD D Sなどを活用した長期の財務支援を想定しており、取引先の事業実態を把握したうえで、必要となる支援策を実施してまいります。

（4）実効性のある中小企業支援体制の構築

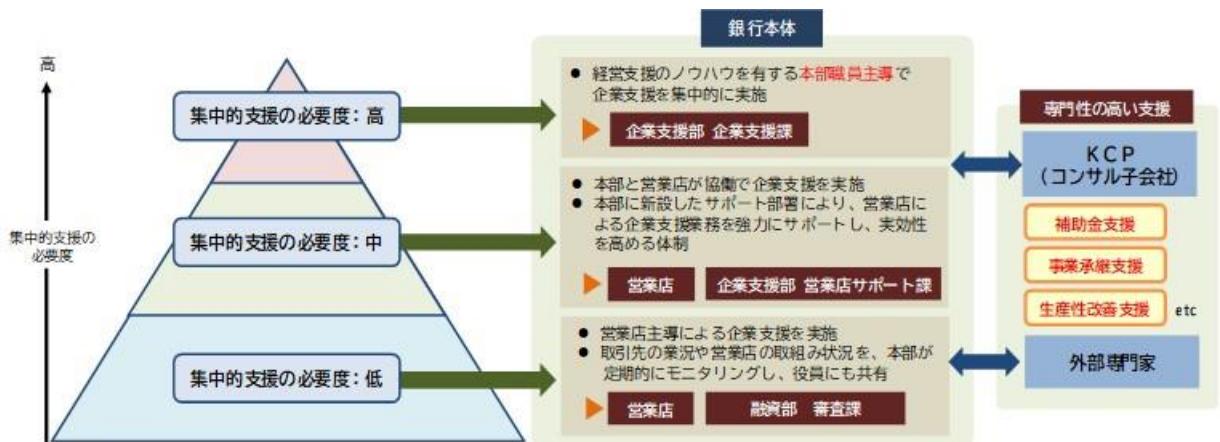
① 企業支援体制の強化

2022年10月に、コロナ支援・事業再生支援の専門部署として「企業支援部」を設立しております。行内において経営支援のノウハウを有する職員を中心に10名配置し、本部主導で集中的に支

援する体制とすることで、経営改善や事業再構築に向けた支援のほか、債権カットを含めた金融支援などのより踏み込んだ事業再生支援を実施してまいります。

また、2023年4月には、営業店の企業支援業務をサポートする部署として「企業支援部」内に、「営業店サポート課」を新設しております。企業支援の実績やノウハウを有する本部職員が、計画策定のサポートやモニタリングに帯同することにより、営業店での取組みを強力にサポートとともに、将来的な企業支援にあたる人材育成も進める体制としております。

その他にも、営業店主導による支援状況を定期的にモニタリングし、本部・営業店と役員間での状況の共有、補助金活用支援や事業承継支援などのサポートのほか、生産性改善などのより専門的な経営改善支援が必要な取引先には、コンサル会社や外部専門家と連携した支援を実施するなど、グループ全体での企業支援に取組んでまいります。



② 外部専門家による企業支援体制の検証

企業支援の現場実践に優れた実績を有する外部専門家を招き、当行の行内支援体制の検証しております。

人材育成や業務の選択・集中も含め、企業支援の更なる実効性の向上に向けてアドバイスを受けており、当行の企業支援体制の実効性を高めてまいります。

4-5 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策【共通事項】

4-5-1 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能強化の方策

(1) 創業・新事業進出支援

創業者向けの資金供給として、山形県制度融資「開業支援資金」の他、2016年より日本政策金融公庫山形支店との連携商品「煌やかな未来」を発売しております。2022年度の創業・新事業進出支援に係る実行実績は69件となり、前年同期比では28件の増加となっております。当行としましては、引き続き地方創生の観点も踏まえながら、創業者及び新事業進出を計画している方へ寄り添い、支援してまいります。

【創業・新事業支援融資制度実績】 (単位:件)

	2020年度	2021年度	2022年度
件数	39	41	69

また、山形市と連携した創業支援事業の他、山形県内の新技術・新製品等の研究開発を行うベンチャー企業等の支援を目的として、一般財団法人きらやか銀行産業振興基金による「ベンチャービジネス奨励事業」を行っており、1先につき50万円の助成金を贈呈しております。2022年度の贈呈先は1先で、1979年の事業開始以降、累計76先に対して贈呈しており、地域における創業支援の活性化に努めています。

創業・新事業進出の検討段階からのサポートとしては、KCPによる事業計画策定、実行支援といったコンサルティング提案もおこなっております、新事業・新分野展開へのサポートを強化してまいります。

(2) 成長応援ファンドの取扱い

本ファンドは、日本銀行が実施する「成長基盤強化を支援するための資金供給」の対象金融機関として当行が認定を受け、成長分野の事業に取組む企業の支援を目的に、2010年より取扱いを開始しております、引き続き創業又は新事業の開拓する支援の一つとして活用しております。

【きらやか成長応援ファンド概要】

ファンド分類	内容
①ライフ・イノベーションファンド	医療・福祉関連事業の成長基盤強化向け
②元気創造ファンド	高齢化・少子化対策関連事業の成長基盤強化向け
③観光応援ファンド	観光業及びその関連事業の成長基盤強化向け
④地域活力ファンド	その他地域経済の発展に資する成長基盤強化向け

【きらやか成長応援ファンド実績】 (単位：件、百万円)

	2020年度		2021年度		2022年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
①	6	961	1	150	2	148
②	0	0	0	0	0	0
③	0	0	1	20	0	0
④	3	250	3	275	0	0
合計	9	1,211	5	445	2	148

4－5－2 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業主を含む）に対する支援に係る機能の強化のための施策

(1) きらやかSDGs取組支援サービス

当行では、SDGs達成に向けて取組みを始め事業者向けに「きらやかSDGs取組支援サービス」の取扱いを2021年10月より開始しております。

お客様のSDGs取組状況についてチェックシートを用いて診断の上、診断結果をフィードバックシートにて還元し、診断結果から判明した「強み」のさらなる強化、また「弱み」を補う今後の方針や対策等の策定を支援し、お客様の「企業価値向上」をサポートしております。さらに、お客様オリジナルとなる「SDGs宣言書」の策定も支援しております。

2023年3月末までに174件の取引先への支援実績となっており、今後も、地域金融機関とし

て、地域経済の活性化に貢献する地元企業のSDGs達成に向けた取組みを支援し、豊かで活力ある未来を創るため持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

(2) エネルギー設備投資に係る利子補給金

経済産業省が実施する「令和4年度省エネルギー設備投資に係る利子補給金」事業において、2022年6月に指定金融機関として指定され、2022年度は1件44百万円の融資実績となりました。事業者の省エネに向けた取組みに係る融資を通じて、環境に配慮した取組みを支援するとともに地域経済の活性化に努めてまいります。

(3) デジタル地域通貨の取扱い

2021年7月、デジタル商品券や地域ポイントを発行・運用するための情報プラットフォームを活用した地方創生および地域経済活性化に対する取組みについて、SBIネオファイナンシャルサービスシーズ㈱及び㈱まちのわと連携・協力していくことを目的として、包括連携協定を締結いたしました。

また2022年3月には、㈱まちのわ、㈱ハイスタッフ、㈱エイチ・エフ・ピーと当行の4社が共同事業体となり、山形市から「山形市プレミアム付商品券事業」の業務を引受けました。その後も、2022年7月には「プレミアム付電子商品券事業（第2弾、第3弾）」とプレミアム付宿泊券事業を、それぞれ引受けしております。県庁所在地である山形市での導入は、電子化を課題としている他市町村からの注目を集めており、当行は今後も地域の電子化へ向けサポートしてまいります。

(4) 産学官金連携等外部連携強化

当行は、産学官金連携を強化する取組みの一環として、2016年7月に山形大学と受託事業実施契約を締結し、取引先企業の人材育成を支援する「きらやかマネジメントスクール」を開講しています。当スクールは、山形大学の教授陣が講師となり、若手経営者、後継者、幹部社員を対象として毎月1回の講義を1年間（全12回）実施いたします。講義においては、自社の抱える課題を発見し、解決するための具体的な知識等を習得する実践的な内容となっております。

第1期から第4期までに143人の卒業生を輩出とともに、2023年3月期に実施した「第5期きらやかマネジメントスクール」につきましては、ウィズコロナを踏まえた新たなカリキュラムと非対面による講義方式を採用し、2022年10月に27名が全課程を修了しました。第6期は2023年4月に開校いたしました。

【第5期きらやかマネジメントスクールカリキュラム】

回数	テーマ	回数	テーマ
第1回	経営デザインシートで将来を構想する	第7回	これからの価値を構想する①
第2回	人を活かす組織をつくる (組織マネジメント)	第8回	これからの価値を構想する②
第3回	企業の健康を診断する (経営と会計)	第9回	これからの価値を構想する③
第4回	ローカルベンチマークで現在を深く考え直す	第10回	健全な経営を目指す(内部管理・コンプライアンス)
第5回	外部環境を見直す	第11回	将来への移行戦略を立てる
第6回	事業と環境を組み合わせる	第12回	地域と企業の未来を考える

(5) きらやか産業賞の贈呈

当行では、山形県内の中小企業者を育成し、地域産業の活性化を図ることを目的に、一般財団法人きらやか銀行産業振興基金による表彰・助成事業である「きらやか産業賞」を展開しております。対象先を、山形県内において「技術革新」「経営革新」「国際化」「教育訓練」の面において特に優れた実績を上げている企業とし、1先100万円の助成金を贈呈しております。2022年度は、「技術革新」「経営革新」「国際化」の面において顕著な実績を上げ、地域の活性化や雇用の確保に大きく貢献している3先に贈呈いたしました。1989年の事業開始以降、これまで123先に贈呈しておりますが、今後も本事業を継続することで山形県の産業の振興に貢献してまいります。

4－5－3 早期の事業再生に資する方策

(1) 経営改善取組企業に対する方策

① 「指導企業」の指定による改善支援及び管理の実施

当行取引企業の中から特に経営改善支援を要すると判断した先を「指導企業」として選定、財務内容の改善に向け積極的な指導及び重点的な管理を行っております。

2022年10月1日に企業支援部を新設し、2022年度下期より指導企業16社の所管を全て企業支援部とし、より深度を深めて経営改善に取り組んできました。

更に2023年上期より企業支援部の機能を拡充し、取引先の実態に合った経営改善支援を行うことを目的に、「企業支援課」と「営業店サポート課」を新設し、企業支援部が所管する企業を拡大しております。2023年5月1日現在、指導企業10社と指導企業に準じた支援と管理をする管理強化先区分I(後述)17先を企業支援課で所管し積極的な改善支援並びに重点的な管理を行っております。

指導企業に対する具体的な改善支援や管理方法としては、当該企業の業績向上を目的に企業支援部に専任担当者を5名配置し、当該企業の経営層のみならず、必要に応じて現場社員に至るまでコミュニケーションを密にとりながら、より専門的な見地でコンサルティング機能を発揮させております。また、資金繰りの安定化の観点からも、担当営業店と企業支援部が一体となり、融資部審査課とも連携を取りながら改善支援ならびに与信管理に取り組んでおります。

② 指導企業へのサポート強化

担当企業に対しては、経営改善計画の策定支援のみならず、計画進捗状況のモニタリングを月次(必要に応じて週次)で管理・把握すると共に、企業支援課の担当者が当該企業の会議体(経営会議、

営業会議、生産会議、資金繰り会議 等)に営業店担当者とともに出席しております。これにより本支店一体となって当該企業の経営課題を共有するとともに、解決策の立案や専門家を活用した支援、改善行動のモニタリング等、徹底した伴走支援を行っております。更に、ケースによっては協調金融機関や中小企業活性化協議会等の外部機関との連携、調整にも積極的に関与し、抜本再生を視野に入れた具体的スキームの実行等、全方位的なサポート体制を整えております。

また、ハンズオンの経営支援を強化するために、2023年5月1日現在、業務管理やマーケティング等のノウハウを有する職員7名が指導企業5社に出向し、企業の内部から経営改善に取り組んでおります。経験豊富な人材の活用により事業性評価に基づく抜本的な事業構造改革等、経営改善に向けたサポート強化に取り組んでおり、着実に事業再生に向けた改善が進んでおります。

③ 「管理強化先」の指定によるモニタリング及び経営改善支援の実施

「指導企業」以外の取引先の中から、与信供与額が大きい先で決算書分析ソフトの点数が一定評点以下の先や赤字・債務超過・借入過多・借入急増の当行自己査定抽出基準に該当する先等を「管理強化先」として選定し管理しております。2022年下期までは融資部所管で229先をモニタリング管理しておりましたが、前述しました通り、企業支援部内に「企業支援課」と「営業店サポート課」を新設し、2023年4月からは以下の通りに管理強化先に対する関与度合を強化し経営改善の実効性を高めております。

ア. 「管理強化先 区分Ⅰ」 17先

専任担当者を配置し本部主導で指導企業に準じた集中的な支援と管理

(企業支援部企業支援課所管)

イ. 「管理強化先 区分Ⅱ」 50先

専任担当者を配置し本部と営業店が一体となった支援と管理

(企業支援部営業店サポート課所管)

ウ. 「管理強化先 区分Ⅲ」 93先

営業店主導で支援し融資部で予兆管理を強化(融資部所管)

④ 中小企業金融円滑化法終了後の支援の実施

中小企業金融円滑化法に基づき、条件変更等を実施した取引先のうち債務者区分が要注意先及び破綻懸念先については、経営改善計画の策定を原則必須としており、当該取引先への経営改善に向けた支援を実施しております。2023年3月末現在の金融円滑化対応先は1,339先となっております。

中小企業金融円滑化法は2013年3月末日をもって終了しておりますが、2012年11月1日の金融担当大臣談話「中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針について」に示された基本姿勢及び「中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策」の施策概要に基づき、今後も当該対応につきましては従前と変わらない対応を実施してまいります。

4－5－4 事業の承継に対する支援に係る機能強化の方策

(1) コンサルティング体制の強化

コンサルティング子会社であるKCPの人員体制は2023年3月末現在14名体制しております。増員に伴う体制強化により昨今の事業承継に関するニーズの高まりに対しコンサルティング業

務を拡充し、多様化する本業支援ニーズに対応してまいります。

(2) 外部機関との連携

事業承継対策につきましては、税制面、法務面での課題解決や実現性の評価など具体的な手続きが必要となります。そのような場合は、原則的に取引先企業が顧問契約を結んでいる専門家と連携しながら進めてまいります。各企業の顧問税理士等は、それぞれの企業の経営に密着しており、実情をよく理解していることから、よりスピーディーな対応が期待できます。しかしながら、多くの経営者は、事業承継に関する詳細な知識を有していないこともあります。専門家への依頼についても先送りしている事例も少なくありません。その際、当行の担当者は経営者と専門家の間の溝を埋める「コーディネーター」の役割を果たしております。さらに、顧問税理士等が対応できないような難度の高い案件の場合は、当行子会社のKCPや当行が提携している税理士等の専門家と連携し課題解決を支援しております。

また、第三者事業承継（M&A）については、行内ネットワークのみならず、仙台銀行やきらぼし銀行、あおぞら銀行、日本政策投資銀行等との連携や、2021年度より山形県で運営する「山形県事業承継ネットワーク」と「事業承継引継ぎ支援センター」が統合して発足した「山形県事業承継・引継ぎ支援センター」等の公共外部機関との連携を強化し、お客様の事業承継ニーズにタイムリーな対応を行ってまいります。

【経営改善支援等取組率実績】

	2018/9 実績	2019/3 実績	2019/9 実績	2020/3 実績	2020/9 実績	2021/3 実績	2021/9 実績	2022/3 実績	2022/9 実績	2023/3 実績
創業・新事業	27	42	25	37	21	18	8	30	27	42
経営相談	1,102	1,553	1,409	1,390	1,297	1,129	1,377	1,379	1,338	1,460
事業再生	117	150	208	178	192	207	214	202	195	150
事業承継	38	53	56	45	69	60	150	49	48	146
担保・保証	22	35	32	39	23	36	31	27	14	30
合計	1,306	1,833	1,730	1,689	1,602	1,450	1,780	1,687	1,622	1,828
取引先総数	8,216	8,252	8,213	8,145	8,210	8,132	8,210	8,026	7,916	8,128
比率	15.90%	22.21%	21.06%	20.74%	19.51%	17.83%	21.68%	21.02%	20.49%	22.49%

*取引先総数については住宅ローン、消費者ローン等の個人借入先及び2019年3月期より特殊融資債権を除いております

*経営改善支援取組先の定義

- 創業・新事業
 - ・山形県商工業振興資金融資制度「開業支援資金」「地域産業振興特別資金」、山形県以外の地方公共団体創業関連融資制度、当行取扱商品「煌やかな未来」や当行プロパー融資を行った先
- 経営相談
 - ・当行が積極的に支援を行う先として「支援企業」に指定している先（「指導企業」先及び金融円滑化法に基づく対応を行っている先）
 - ・当行独自の「本業支援」の成約のうち、本部が認定した成約件数
- 事業再生
 - ・当行から人材を派遣し再生計画作成、その他支援を行った先
 - ・企業再生にあたり、DES、DDS、DIPファイナンス等の手法を活用した先
 - ・中小企業活性化協議会、公的機関と連携し再生計画の策定に関与した先
- 事業承継
 - ・本部の専門部署が事業承継策の相談を実施した先
 - ・営業店において「本業支援」として事業承継相談に対応した先
- 担保・保証
 - ・CRDSコアリングモデルを活用したビジネスローンを実行した先
 - ・ABL (Asset Based Lending) 手法の活用により流動資産担保融資を行った先（融資実行件数）
 - ・私募債、PFIの取組み件数（実行件数）

当行は、重点施策として既往取引先への網羅的な本業支援を全行的・組織的に取組みながら、お客様の事業ニーズや資金需要、資金繰り支援などの経営相談にも積極的に対応しております。その結果、2023年3月期の経営相談に関する実績は1,460件となりました。

以上により、本業支援による経営相談を含めた経営改善支援等取組実績につきましては1,828件の実績となりました。

5. 収益の見通し【共通事項】

5-1 収益の見通しの概要

2024年3月期以降の収益計画については、経営強化計画に基づく施策を着実に実行して、収益基盤の強化を図ってまいります。

計画期間中の収益計画については以下の通りです。

【損益の計画】

(単位：百万円)

	2023/3期 始期・実績	2024/3期 計画	2025/3期 計画	2026/3期 計画	2027/3期 計画	始期比
業務粗利益	14,407	13,934	14,201	14,529	14,671	263
【コア業務粗利益】	14,428	13,984	14,201	14,529	14,671	242
資金利益	12,155	11,857	12,176	12,576	12,763	607
うち、貸出金利息	11,395	11,487	11,932	12,351	12,568	1,173
うち、有価証券利息	721	312	303	285	255	△ 466
役務取引等利益	2,013	1,981	1,915	1,870	1,851	△ 161
その他業務利益	238	96	110	83	56	△ 182
(うち、国債等関係損益)	△ 20	△ 50	0	0	0	20
経費	11,559	11,400	10,923	10,557	10,257	△ 1,302
(うち、人件費)	5,585	5,410	5,322	5,049	4,796	△ 789
(うち、物件費)	5,038	5,050	4,677	4,584	4,537	△ 501
一般貸倒り当金繰入額	396	△ 200	△ 377	△ 1,159	1,400	1,003
業務純益	2,452	2,732	3,655	5,130	3,014	562
【コア業務純利益】	2,868	2,582	3,278	3,971	4,414	1,545
(除く、投信解約損益)	2,868	2,582	3,278	3,971	4,414	1,545
臨時損益	△ 8,373	△ 2,637	△ 2,718	△ 3,533	△ 1,027	7,346
(うち、不良債権処理額)	8,260	2,468	2,549	3,364	858	△ 7,402
(うち、株式関係損益)	123	0	0	0	0	△ 123
経常利益	△ 5,921	94	936	1,596	1,986	7,908
特別損益	△ 458	270	0	0	0	458
税引前当期純利益	△ 6,380	364	936	1,596	1,986	8,366
法人税、住民税及び事業税	25	436	156	177	191	165
法人税等調整額	1,928	△ 828	76	76	77	△ 1,851
当期純利益	△ 8,334	756	704	1,342	1,718	10,052

(1) 資金利益

資金利益は、4-2-1 (4) ①の貸出金の施策を着実に実行することで、安定的な利益の確保を目指してまいります。貸出金は、中小企業への資金支援を傾注していく施策の継続による中小企業融資平残の増強のほか、本部主導でSBIホールディングスと連携し、新たな融資の取組みとして域外の融資を増加させることにより、貸出金利息額の増加を目指してまいります。

一方で、有価証券は、引き続きSBIホールディングスとの提携のもと、中長期的な評価損消を最優先事項とし、有価証券利息配当金に依存しない収益体質への変更を目指してまいります。

【貸出金の計画】

(単位：百万円)

	2023/3期 始期・実績	2024/3期 計画	2025/3期 計画	2026/3期 計画	2027/3期	
					計画	始期比
貸出金利息	11,395	11,487	11,932	12,351	12,568	1,173
貸出金平残	981,686	976,383	995,720	1,013,167	1,018,059	36,373
中小企業貸出平残	564,914	578,308	593,936	608,936	617,950	53,036

【有価証券の計画】

(単位：百万円)

	2023/3期 始期・実績	2024/3期 計画	2025/3期 計画	2026/3期 計画	2027/3期	
					計画	始期比
有価証券利息配当金	721	312	303	285	255	△ 466

(2) 役務取引等利益

役務収益は、2023年度から預かり資産を担当するFAを10名増員することにより関連の手数料は増加を見込んでいるものの、これまで展開してきた「福利厚生支援」や「経営管理支援」などの法人向けサービス手数料は、営業戦略の見直しに伴い契約先数の減少を見込んでおり、それに伴い法人向けの役務収益は減少していく見通しなどから、減少していく計画であります。

役務費用は、ローン関連の保証料増加が見込まれるため、増加していく計画であります。

以上により、役務取引等利益は減少していく計画としております。

【役務取引等利益の計画】

(単位：百万円)

	2023/3期 始期・実績	2024/3期 計画	2025/3期 計画	2026/3期 計画	2027/3期	
					計画	始期比
役務取引等利益	2,013	1,981	1,915	1,869	1,851	△ 161
役務取引等収益	3,414	3,345	3,316	3,308	3,302	△ 111
うち、預かり資産関連	641	643	656	676	676	34
うち、法人役務関連(※)	818	848	819	797	797	△ 21
役務取引等費用	1,400	1,363	1,401	1,438	1,451	50

(※)主として本業支援関連の福利厚生、経営管理、ビジネスマッチングに加え、私募債手数料等

(3) 経費

経費は、第6次中期経営計画期間からの人員計画、コスト削減計画を引き続き履行してまいります。

人件費は、銀行業務人員の見直しを継続してまいります。

物件費は、店舗網見直しに伴うランニングコストの削減やアウトソーシング業務の内製化による業務委託費の削減など、コスト削減を継続して進めてまいります。

【経費の計画】

(単位：百万円)

	2023/3期 始期・実績	2024/3期 計画	2025/3期 計画	2026/3期 計画	2027/3期 計画	始期比
経費	11,559	11,400	10,923	10,557	10,257	△ 1,302
うち、人件費	5,585	5,410	5,322	5,049	4,796	△ 789
うち、物件費	5,038	5,050	4,677	4,584	4,537	△ 501

5－2 単体自己資本比率の見通し

当行は、地元である山形県経済はもとより、じもとホールディングスとして活動しております宮城県経済におきましても、その担うべき役割は非常に大きいものと認識しております。

当行は、東日本大震災からの復興および新型コロナウイルス感染症により影響を受けた地域経済の活性化に向けて、中小規模事業者をはじめとする取引先への円滑な資金供給を積極的に果たすことを目的に、当行が受入れております公的資金 300 億円と今回新たに申請いたします 180 億円を引き続き活用してまいります。

本計画では、自己資本比率について、利益の確実な計上により自己資本を積み上げてまいります。リスクアセットにつきましては金融仲介機能の発揮による中小企業への資金支援等による貸出金の積み上げを実施していく一方で、限られた自己資本を有効に活用するため大企業向け等の低採算融資の見直しなどによるアセットコントロールを実施することで、中長期的な自己資本比率の維持、向上を目指してまいります。

なお、計画終期となる 2027 年 3 月期は 8.1% 程度を想定しております。計画期間中に公的資金 200 億円の返済を迎ますが、返済後も金融仲介機能を十分に発揮できる自己資本比率を維持できる見通しであります。

【単体自己資本比率の見通し】

	2023/3期 始期・実績	2024/3期 計画	2025/3期 計画	2026/3期 計画	2027/3期 計画
自己資本比率（単体）	7.66%	10.75%程度	7.80%程度	7.80%程度	8.18%程度

6. 剰余金の処分の方針【共通事項】

6-1 配当に関するグループ方針

当行の親会社であるじもとホールディングスは、内部留保の充実を図るとともに、中間配当及び期末配当の年2回の安定した配当を維持することを基本方針としております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が継続するなか、地域金融機関としての責務を果たすためには、内部留保を充実させ自己資本の増強を図ることが必要であると判断し、減配などにより配当を抑制しております。2024年3月期の普通株式の年間配当金は、中間配当を見送り、期末配当に一本化の上、1株あたり10円を予定しております。

今後につきましては、SBIグループとの連携の更なる強化により、グループの経営基盤強化を図り、経営強化計画の着実な履行に取り組んでまいります。

6-2 配当に向けた態勢整備

当行は、経営強化計画に基づく施策を着実に実行し、収益基盤の強化を図っていくことで、利益剰余金を積み上げ、配当に向けた態勢を整備してまいります。

利益剰余金は、2023年3月期末において8億円となっております。2023年3月期は当期純損失となったことから、利益剰余金は計画を下回る実績となっております。

2024年9月に公的資金200億円返済する計画としており、2023年3月末の株主資本556億円により十分返済は可能ですが、返済方法については今後協議していく予定であるため、利益剰余金への影響額について下記表では反映しておりません。

その後も更に収益を積み上げ、2037年3月期末までに利益剰余金193億円を確保し、公的資金100億円を返済し、2048年3月期末までに利益剰余金258億円を確保し、残りの公的資金180億円を返済する計画としております。

(単位：億円)

	2023/3期	2024/3期	2025/3期	2026/3期	2027/3期	2028/3期	2029/3期	2030/3期	2031/3期
	始期	計画							
利益剰余金	8	33	40	53	70	85	95	104	113
当期純利益	△83	7	7	13	17	15	14	14	14
	2032/3期	2033/3期	2034/3期	2035/3期	2036/3期	2037/3期	2038/3期	2039/3期	2040/3期
	計画								
利益剰余金	122	135	148	163	178	193	108	123	138
当期純利益	14	17	16	16	16	16	16	16	16
	2041/3期	2042/3期	2043/3期	2044/3期	2045/3期	2046/3期	2047/3期	2048/3期	2049/3期
	計画								
利益剰余金	153	168	183	198	213	228	243	258	93
当期純利益	16	16	16	16	16	16	16	16	16

7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策【共通事項】

7-1 経営管理に係る体制及び今後の方針

(1) 経営管理態勢

① 現状の振り返りと課題認識について

当行では、抜本的な収益改善策と経営体力に応じたリスクテイクにより、確実に利益剰余金の積上げを行っていくべく、迅速かつ実効性の高い意思決定ができる経営管理態勢を構築することを目指しております。しかしながら、当行は2023年3月期に大幅な赤字計上となったことで、経営強化計画についても大幅な未達となりました。そのため、当行の現状と赤字計上の原因究明、責任の所在を取りまとめるべく、振り返りを実施しております。また、振り返りを行う中で、洗い出された当行の経営課題につきましては、改善策を策定し、新たな経営強化計画にも織り込んでおります。

経営陣におきましては、企業支援を最重要方針としておりましたが、貸出管理・審査体制や企業再生支援における課題認識、対応スピードが不十分でありました。新型コロナウイルス感染症等の影響など、経営環境が急速に変化するなかで、取引先は潜在的な信用リスクを抱えておりましたが、収益の積上げを意識しすぎるあまり、その信用リスクへの認識が不十分であり、抜本的な企業再生支援に必要となる予防的な引当金の対応が十分にできていなかったことから、多額の与信費用を計上するに至っております。

一連の問題につきましては、個々の要因はあるものの、ガバナンスの改革・改善が必要であると考え、再度課題を認識した上で改善に向けて取組んでおります

② 今後の経営管理態勢について

当行では、抜本的な収益改善策と経営体力に応じたリスクテイクにより、確実に利益剰余金の積上げを行っていくべく、迅速かつ実効性の高い意思決定ができる経営管理態勢を構築することを目指しております。

ア. 役員体制の刷新

当行では、2023年6月の株主総会におきまして、当行の取締役数（社外取締役を含む）を14名から9名に削減しております。役員数を削減することにより、役員間の情報共有をこれまで以上に密にするとともに、執行役員や部長職への権限移譲を行うことで、取引先や営業店への訪問頻度を維持しつつ、改善策の意思決定と施策実行を迅速に対応しております。

また、SBIグループからもとホールディングスへ派遣されている社外取締役である長谷川靖氏が、当行の非常勤取締役を兼務しております。非常勤取締役として経営全般に関与することにより、経営改善への実効性を高めていく方針であります。

イ. 仙台銀行からの役員の派遣

仙台銀行はじもとグループのパートナーとして、当行の経営改善に全面的に協力し、役員派遣を継続するなどの支援をさらに強化しております。

2022年11月からは、当行の課題を解決するための取組みをスピーディーかつ着実に履行していくために、仙台銀行の常務取締役がアドバイザーとして就任しております。

当行本社に駐在し、役員ミーティングや取締役会・経営会議等の主要会議に出席して、経営全般に関与することで、客観的な視点から様々な助言を行い、当行の経営改善に向けた取組みに協力するとともに、じもとグループ間での更なる連携強化を進めてまいります。

ウ. リスク管理の強化

経営陣は、企業支援先の業況や営業店の取組みのモニタリング状況を共有することで、必要となる経営改善・事業再生支援策の策定や対応に関与してまいります。

本部・営業店との情報を共有することにより、支援先の潜在的な信用リスク情報を適切に把握し、取引先が必要とする経営改善・事業再生支援策を協議するとともに、支援に必要となる引当金などを十分に対応し、より踏み込んだ企業支援のスピードある実行を進めてまいります。

リスク管理については、信用リスクだけではなく、各種リスク管理の進捗状況について、じもとホールディングスと情報を共有し、対応してまいります。

(2) 取締役会

頭取を議長とする取締役会（構成員は社外取締役2名、非常勤取締役1名を含む、取締役9名が参加）は、原則毎月1回開催しております。

取締役会は、経営強化計画の取組み実績を、原則として半期毎で報告を受けております。これにより社外取締役および非常勤取締役も定期的に計画全体の進捗状況を把握しており、第三者の客観的かつ中立的な視点に立った進捗管理が可能となる体制としております。

(3) 経営会議

頭取を議長とする経営会議（社外取締役および非常勤取締役を除く取締役、部長等が参加）は、原則週1回開催しております。

経営会議は、経営強化計画の取組み実績を、原則として半期毎で報告を受け、計画全体の進捗管理を行っております。また、計画に乖離が生じた場合は、問題点の洗出し・改善策の検討を行い、以降の推進策を構築する体制としております。

このほか、全役員と各担当部が半期毎に個別ミーティングを行い、中期経営計画及び経営強化計画の施策の取組み状況及び見通しを確認し、意見交換を行うなど、双方の意思疎通を図っております。

7－2 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

(1) 内部監査体制

監査部は、リスクアセスメントの観点を取り入れたリスクベースの内部監査を実施しております。監査部長、監査企画担当、本部監査担当、営業店監査担当、総務担当で構成し、対応にあたっております。

また、監査部長は、上記のリスクベースの内部監査を実施するため、定期的にリスクアセスメントの洗い替えを実施するとともに、経営会議やリスク管理委員会など当行の各種会議に出席し、リスク状況をモニタリングする態勢としております。

(2) 監査等委員会

当行は、2020年6月より監査等委員会設置会社へと移行しております。監査等委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、原則として月1回開催し、「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査に関する重要な事項について協議・決議を行っております。

また、監査等委員会は、監査部と連携を深め、監査計画の策定・管理に関与するとともに、取締役の職務執行を監視・監督しております。さらに、常勤監査等委員は、経営会議・各種委員会等へ出席し必要に応じて意見を述べるなど、監査を適切に実施するため必要な権限行使を行っております。

7-3 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクを含む各種リスクの管理の状況及び今後の方針

(1) リスク管理体制

銀行持株会社のじもとホールディングスが定めるグループの「リスク管理方針」に基づき、当行は、子銀行として適切なリスク管理態勢の構築と整備を図り、グループ業務の健全かつ適切な運営を確保することとしております。

当行は、リスク管理の徹底・高度化を重要な経営課題と位置づけており、リスク管理に関する基本的事項について、「リスク管理基本方針」等を定めております。

リスク管理にあたっては、リスク種類毎に主管部署が管理するほか、リスク統括部リスク管理室が総合的に管理する体制としております。経営レベルでの適切なリスク管理を行うため、リスク管理委員会（委員長は頭取）を設置し、リスクの識別・管理等に努めております。なお、リスク管理委員会の下部組織として、リスク統括部及び各リスク主管部署の部課長で構成するリスク管理小委員会を設置し、リスク管理委員会の議案について実務者レベルでの事前協議を行っております。

取締役会は、リスク統括部及び関連部署より、リスク状況を定期的または必要に応じて随時報告を受けて、必要な改善指示を出すなど、適切なリスク管理の実施に取り組んでおります。

また、グループに重大な影響を与える懸念のある事項については、じもとホールディングスのグループリスク管理委員会の決議事項としております。ホールディングスが重点的かつタイムリーに検証を進め、子銀行経営への関与を強化することで、潜在的な信用リスク情報も含め、全体のリスク管理が適切に進捗しているかを確認、対応を指示するなど、グループとしてのリスク管理体制を整備しております。

当行は、リスク状況を定期的または必要に応じてグループリスク管理委員会へ随時報告するだけではなく、コロナ影響先への資金繰り支援、経営改善支援の実施状況や今後の対応について定期的に報告を行うほか、グループ収益に一定影響のある重要事案については、適時適切にホールディングスへ報告を行い、グループとしての対応方針を重点的に協議してまいります。

(2) 統合的リスク管理

当行では、信用リスク量、市場リスク量、及びオペレーション・リスク量を合算して、統合的リスク量を算出し、自己資本の十分性を確認する体制としており、月次でリスク管理委員会に報告しております。

リスク管理委員会では、与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等についても、適時報告を受け、

必要な改善指示を出すなど、適切なリスク管理の実施に取り組んでおります。

また、自己資本の充実度やストレス時のリスクの状況、ポートフォリオの特性等を把握するため、複数のストレス事象を設定して、ストレステストを四半期毎に実施しておりますが、今回の有価証券評価損の拡大を受け、ストレステストの実施にあたっては、米国地方債のスプレッドをシナリオに加えるほか、金利上昇シナリオ（上昇幅）の見直しを実施するなど、必要なシナリオの見直しをすることで、適切なリスク管理を行ってまいります。

(3) 信用リスク管理

① 信用リスク管理方針

当行は、信用リスク管理について、「信用リスク管理方針」等を定め、リスク管理の強化に取り組んでおります。適切なリスク管理態勢のもと、金融仲介機能を積極的に発揮し、債務者の実態を踏まえた適切な経営改善支援を行うことにより、信用リスクの軽減を図る方針としています。

リスク管理委員会及び取締役会は、信用リスクに関する報告を定期的かつ必要に応じて随時に受け、必要な改善策等を指示するなど適切にリスクを把握・管理しております。

しかしながら、当行は 2022 年度決算におきまして、与信関係費用が大幅に増加したことに伴い大幅な赤字計上となっております。赤字決算の反省を踏まえ、現状と原因究明、責任の所在を取りまとめ、振り返りを実施しております。また、振り返りを行う中で、洗い出された経営課題につきましては、改善策を策定しております。

② 与信関係費用が増加した原因

与信関係費用の増加要因としては、地元大口取引先の突発的な破たんが発生したことがあります。営業店・本部ともに定期的な訪問面談や財務分析等を行いながらも、より踏み込んだ企業実態分析やチェックができていない、貸出管理・審査体制が不十分であったと認識しております。

また 2022 年度決算において、企業再生支援に必要な予防的な引当金を計上しております。コロナ禍において、地域経済や取引先の経営環境が急速に悪化するなか、本来であれば予防的な引当金を計上しながら、抜本的な再生支援に踏み込む必要がありましたが、不十分であったと認識しております。

③ 信用リスク面の課題背景

ア. 経営管理態勢

当行の経営陣におきましては、企業支援を最重要方針としておりましたが、貸出管理・審査体制や企業再生支援における課題認識が不十分でありました。

収益の積上げを意識しすぎるあまり、取引先の経営環境が急速に悪化する状況において、抱えている潜在的な信用リスクへの認識が不十分であったことから、抜本的な企業再生支援に必要となる予防的な引当金について、十分な対応ができませんでした。

イ. 貸出管理・審査体制

取引先への本業支援のなかで、多様な商品やサービスを開発してまいりましたが、営業体制において、その商品やサービスを提供することが業務ウエイトの中で高くなっています。

そのような状況で、当行の中小企業支援の根幹である企業実態の把握や融資管理への訪問時間

が十分に取れなくなり、踏み込んだ企業実態分析や融資審査が十分にできなくなっていました。

ウ. 抜本的な企業再生支援

コロナ禍による影響が長引く環境のなかで、地域経済や取引先の業績が急速に悪化することなどにより、潜在的な信用リスクが高まっておりました。

当行では、その潜在的な信用リスクに対する認識が不十分であったため、企業再生支援に必要となる予防的な引当金を十分に確保できており、状況に応じたスピードある企業支援が十分にできませんでした。

④ 今後の信用リスク管理態勢について

今回の信用リスク面の課題への対応としましては、役員体制の刷新による経営管理態勢の強化や営業戦略の見直しなどに加え、下記の施策を取組んでいくことで、信用リスク管理態勢の強化を図っております。

項目	施 策	プロセス
(1) 貸出審査体制の強化	① 融資部内会議を通じた厳格な格付査定	✓ 担当ブロック毎、主担当者（決裁権限者）、副担当者のペアによる審査体制 ✓ 格付査定を通じた営業店担当者の査定能力の向上・育成
	② 厳格かつ迅速な融資審査	✓ 信用格付から案件審査・決裁までの一貫管理体制を継続 ✓ 事前協議の簡素化によるスピード回答（3日以内） ✓ 極めて厳格な出前審査による案件方向性の明示
	③ 取引先訪問による企業実態の把握	✓ 取引先工場・店舗等の実査
	④ 経営者保証に依存しない融資の推進	✓ 事業性を評価した融資の目利き能力の向上 ✓ 保証を微視する際の手続きの厳格化により、安易な個人保証に依存した融資を抑制
(2) 予兆管理の強化	① 管理強化先の選定方法の見直し	✓ 取引先毎の状況精査による実効性のある管理
	② 管理強化先のモニタリング	✓ 営業店における事務作業負担を軽減し、モニタリングを継続
	③ 管理先への営業店関与度合いの把握・指導	✓ 本部による営業店臨店にて、営業店の関与状況を把握
	④ 管理強化先の状況を経営会議に報告	✓ 経営会議に3ヶ月毎報告（融資部・企業支援部だけでなく役員間でも状況を共有） ✓ 地区担当役員による取引先訪問
(3) 個社別のクレジットラインの設定	① 格付毎限度額超過先の取組方針を一括付議	✓ 格付毎限度額超過先の取組方針の明確化 ✓ 安易な限度額超過先の増加を抑制
	② 大口未保全先の管理強化	✓ 信用額を意識した融資取組み ✓ 他金融機関との協調案件の組成
(4) 人材育成	① 階層別研修の実施	✓ 経験年数に応じた信用リスク管理能力向上に資する研修の実施
	② 若手行員への指導	✓ 新任担当者を中心に格付査定トレーニーの実施 ✓ 営業店臨店時に格付査定・案件組成能力の向上を目的とした指導の実施
	③ 融資部審査課への若手職員の配属	✓ 融資部審査課で1~2年、格付査定・案件審査業務を経験 ✓ 将来的に営業推進・信用リスク管理能力のバランスを有する営業店長を育成

(4) 市場リスク管理

① 市場リスク管理方針

当行は、市場リスク管理について、「市場リスク管理方針」等を定め、市場リスク管理体制、管理対象リスク、管理方法、モニタリング等を運用し、適切なリスク管理に取り組んでおります。

市場リスクの管理態勢については、市場運用部署（フロントオフィス）と事務管理部署（バックオフィス）を分離し、さらに、市場部門から独立したリスク管理部署（ミドルオフィス）を設置して、相互に牽制する組織体制としております。

② 現状の振り返りと課題認識について

2023年3月期末現在、その他有価証券評価損益は△176億9百万円と評価損が拡大しております。海外金利の上昇に伴い評価損が拡大したことから、一時的にファンド内で日本国債などの短期の債券へ切り替えを行うなど、評価損の更なる拡大を防止する措置を講じてきたことにより、足元評価損の拡大は抑制されておりますが、ここまで評価損が大幅に拡大となった背景、原因も含め、市場リスク管理面での振り返りを実施しております。

ア. リスク許容度の検証

評価損の限度として「期中損失基準額」を設定していましたが、当行の経営体力に対して許容されるリスクの検証が十分できていなかったものと考えております。ストレステストでは試算していたものの、現実として評価損の拡大想定が甘く、当行として最大限に許容できる評価損水準の検討が十分でなかったものと認識しております。

イ. モニタリングの実効性

モニタリング指標については、ポートフォリオ特性に合わせ、米国地方債のスプレッドリスクや豪州、カナダ、デンマークの金利感応度などの指標を把握しておりましたが、実効性のあるモニタリングが十分にできていなかったものと認識しております。

ウ. アクションプラン

設定していた「期中損失基準額」に抵触した際のアクションプランについて、ソフトアラームのみであり、ポジション解消の強制力を持っておりませんでした。

SBIグループの見通しについては、他の証券会社の見通しと比較・検証を行っておりましたが、メインシナリオとしていたSBIの市場見通しに依拠・固執するあまり、見通しに反した場合の対応が主体的に検討されなかったものと認識しております。

エ. リスクテイクの方向性

当行のポートフォリオについては、米国、カナダ、デンマークなどの海外金利リスクを多重にリスクテイクしたことで分散を図ったものの、多量であったために大幅な評価損拡大となったものと認識しております。

上記のように、市場リスク管理面において課題があったことに加え、持ち切ることで評価損を改善させる方針であったため、評価損拡大時にキャッシュ化・金利ヘッジを選択しなかったことや、評価損が拡大するなかでも継続保有を選択してきたことから、評価損が拡大したものと認識しております。

今後は、SBIグループの見通しも踏まえ、当行自身が判断し評価損の拡大にブレーキをかける仕組みが必要と考えております。

SBIグループの見通しについては、他の証券会社の見通しと比較・検証を行っておりましたが、証券会社によって見通しが異なることがあるため、複数の見通しのなかからSBIグループの見通しをメインシナリオと位置付けていたことに問題はなかったと考えております。

ただし、ここまで評価損拡大を招いた要因は、持ち切り方針であったためSBIグループの見

通しが外れた場合の対応策を当行として用意せず、リスクシナリオが顕現した場合の対応について事前の準備を行わなかったことと考えております。

今後は、前述のとおり、自らの市場見通しを持つことはもとより、当行として許容できる評価損水準を主体的に検証し、SBIグループの見通し（メインシナリオ）が外れた場合の対応を事前に共有のうえ運用を委託することが必要との認識です。

特に、2022年入り後の評価損悪化は急速であり、都度対応策を検討・実施してまいりましたが、初動が遅れる一因になったと認識しているため、あらかじめ損失基準に抵触した場合のアクションプランを策定し、SBIグループと共有のうえ運営していくことが必要と認識しております。

③ 今後の市場リスク管理態勢について

現在、日次でのファンド価額変動要因データの受領や、SBIグループとのミーティングにより、運用状況の確認、意見交換を行うなどモニタリングしております。モニタリング指標として、米国地方債のスプレッドリスクのほか、豪州、カナダ、デンマークなどの金利感応度について、当該指標のポートフォリオへの影響を随時把握しておりますが、この内容についてフロント部門からのリスク管理委員会への報告を引き続き実施してまいります。

また、グループのガバナンスの観点から、有価証券運用方針についてはじもとホールディングスの経営会議決議としており、有価証券ポートフォリオの状況について、月次でじもとホールディングスの経営会議、取締役会に報告し、適時適切な管理を行っておりますが、今後もこの態勢を継続してまいります。加えて、評価損の限度として設定した期中損失限度額を超過した場合には、じもとホールディングスのグループリスク管理委員会で対応を決定する態勢としておりましたが、この態勢につきましても継続してまいります。

振り返りを踏まえた今後のリスク管理としては、新たな期中損失限度額を当行の経営体力に見合った限度額よりも低い水準に設定し、更にその手前に「アクションポイント」を設定することで、急速に市場環境が変化し評価損が拡大した場合におけるリスク許容度のバッファを確保してまいります。また、「アラームポイント」「ロスカットポイント」について、いずれもハードリミットとして設定し、市場見通しに反して評価損が拡大した場合に、ルールに基づいた取引を実施することで迅速性と実効性を高めてまいります。再運用については、海外金利リスクを多重にリスクテイクしていた過去を踏まえ、リスクテイク量を過去と比較して大幅に減少させて開始してまいります。

今後は、中長期的な評価損の解消に向けて、SBIグループと連携しながら協議を進めてまいります。当行の経営会議、リスク管理委員会において十分な協議を行い、じもとホールディングスとも様々な検討を行いながら、市場リスクが拡大することのないように管理してまいります。改善に向けては、相場の動きのなかで過大なリスクテイクとならないように、再度ファンド内にて信用力の高い海外債券に投資を行い、その収益の一部を評価損の解消に順次充当していくことで、中長期的に有価証券評価損の解消に取り組んでまいります。

	過去の振り返り	今後のリスク管理
① リスク許容度の検証	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 評価損の限度として「期中損失基準額」を設定していたが、経営体力に対し許容されるリスクの検証が十分でなかったことから、運用ポートのリスク特性に着目していたものの、経営体力と比較した観点での根拠付けが十分でなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新たな「期中損失基準額」について、当行の経営体力に見合った限度額よりも低い水準に設定し、急速に市場環境が変化し、評価損が拡大した場合におけるリスク許容度のバッファを確保する
② アクションプラン	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 損失基準抵触時のアクションプランがソフトアラームのみであり、ポジション解消の強制力を持たなかった ✓ SBIの市場見通しに依拠・固執するあまり、見通しに反した場合の対応が主体的に検討されなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「アラームポイント」「ロスカットポイント」について、いずれもハードリミットとして設定（SBIとも事前に共有） ✓ 市場見通しと反して評価損が拡大した場合、ルールに基づいた取引を実施することで迅速性と実効性を高める
③ リスクテイクの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海外金利リスクを多重にリスクテイクしたが、多量であったため大幅な評価損拡大となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 再運用の方向性として、過去と比較しながら、リスク量は大幅に減少させて検討していく。

(5) 流動性リスク管理

当行は、流動性リスクについて、「流動性リスク管理方針」等を定め、本方針及び規程に基づき、市場金融部がマーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等を通じて、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

具体的には、短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することとするなど、日々資金繰り管理や資金調達の状況を監視し、リスク管理委員会はその監視状況について定期的に報告を受ける体制としております。

また、万が一、不測の事態が生じた場合でも十分資金を確保できるよう、危機管理計画を策定し、万全を期しております。

(6) オペレーションル・リスク管理

当行は、オペレーションル・リスクについて、「オペレーションル・リスク管理規程」を定め、本規程に基づき、「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「風評リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」の6つの区分ごとに、各リスク所管部署を定め、オペレーションル・リスクの顕在化の防止、影響の極小化および削減等に取り組んでおります。

また、リスク統括部リスク管理室をオペレーションル・リスクの総合的な管理部署とし、オペレーションル・リスク全体を一元的に把握・管理するように努めております。

8. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項【共通事項】

8-1 株式等の引受け等を求める額及びその内容・金額及び条件

親会社である株式会社じもとホールディングスは、I-7.に記載の条件にて、株式会社整理回収機構に対して各種優先株式を発行しております。今般、申込みを行う株式等の引受け等に係る事項については、I-7. (3) じもとホールディングスE種優先株式に記載のとおりです。

じもとホールディングスは、きらやか銀行の株式を優先株式（第IV種・第V種）として保有していましたが、資本政策上の事務負担や、二重コストを解消することで機動性を高める観点から、2023年3月にじもとホールディングスが取得請求権を行使し、優先株式を普通株式に転換することで、じもとホールディングスときらやか銀行における同一の資本構造を見直しております。

今般、じもとホールディングスは新たに発行予定のE種優先株式についても、きらやか銀行が発行する普通株式での引受けを予定しており、引受けの額および実施時期については、2023年9月29日付で180億円相当の普通株式を引き受ける予定であります。

8-2 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針

(1) 金額の算定根拠

2023年3月末におけるきらやか銀行の連結自己資本比率は7.49%、単体自己資本比率は7.66%であり、国内基準である4.00%を上回っております。

この約3年間、新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けた事業者に対して、新規融資をはじめ、返済期間・据置期間が到来する貸出を含めた既往債務の条件変更に最大限柔軟に対応するなど資金繰りを支援するとともに、事業者への経営改善支援に多面的に対応して参りました。

しかしながら新型コロナウイルス感染症が広範囲に地域経済にマイナスの影響を及ぼし、現在も多くの中元企業が支援を必要としている状況にあると認識しております。また、昨今のウクライナ情勢や原油価格の上昇等の影響も加わり、事業者が業績を回復するためには依然として長期間を見通す必要があります。特に中小企業を取り巻く経済環境は非常に厳しいものがありますが、地元経済を支え、活性化させていくためには、今後も中小企業を中心に、長期にわたって支援していくことが必要不可欠であると考えております。

このような経済環境の下で、引き続き円滑な事業者支援を実施していくにあたり、当行におきましては、その地元である山形県の取引先において温泉旅館業や観光サービス業など新型コロナウイルス感染症による影響を受ける中小企業が多く、貸出需要が多いことに加えて、ウィズコロナ・ポストコロナの環境を乗り越えていくための設備資金対応や、抜本的な事業再生支援に積極的に取り組んでいく必要があります。このため、今まで以上にリスクテイクを行う観点から、あらかじめ資本を増強しておくことが必要不可欠と判断いたしました。

当行は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者を支援するべく、今回の経営強化計画を着実に実践するため、180億円の資本増強により自己資本の充実を図り、貸出余力を創造し、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に積極的に貢献していく所存でございます。

(2) 活用方針

当行の営業基盤である山形県において、地元経済を支え、活性化させていくために担うべき役割は非常に大きく、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小企業を長期にわたって支援していくことが必要不可欠であるため、今回の資本増強につきましては、取引先への安定的かつ円滑な資金供給機能を積極的に果たすことを目的として活用してまいります。

9. 機能強化のための前提条件【共通事項】

(1) 金利

金利の見通しにつきましては、2023年3月末の水準よりも上昇したのち、2024年3月末の水準にて推移するものと想定しております。

(2) 為替

為替（ドル／円）レートにつきましては、2023年3月末の水準を基に129円前後にて推移するものと想定しております。

(3) 株価

株価の見通しにつきましては、2023年3月末の水準を基に、計画期間内は27,000円前後の水準にて推移するものと想定しております。

【各種指標の見通し】

指標	2022/3期	2023/3期	2023/9期	2024/3期	2024/9期	2025/3期	2025/9期	2026/3期	2026/9期	2027/3期
	実績	実績	(前提)							
無担保コール翌日物 (%)	△ 0.020	△ 0.030	△ 0.030	△ 0.030	△ 0.030	△ 0.030	△ 0.030	△ 0.030	△ 0.030	△ 0.030
10年国債 (%)	0.210	0.320	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600	0.600
ドル／円 レート (円)	122.41	133.54	129.00	129.00	129.00	129.00	129.00	129.00	129.00	129.00
日経平均株価 (円)	27,821	28,041	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000

※各実績値は、以下の数値を記載しております。

1. 無担保コール翌日物 (%) : 日本銀行が公表する無担保O/N物レートの平均値
2. 新発10年国債利回 (%) : 財務省ホームページ参照
3. ドル／円 レート (円) : みずほ銀行が公表する午前10時時点の仲値レート
4. 日経平均株価 (円) : 終値

（参考）【変更前計画の各種経済指標の見通し】

指標	2021/3期	2021/9期	2022/3期	2022/9期	2023/3期	2023/9期	2024/3期
	実績	(前提)	(前提)	(前提)	(前提)	(前提)	(前提)
無担保コール翌日物 (%)	△ 0.044	△ 0.044	△ 0.044	△ 0.044	△ 0.044	△ 0.044	△ 0.044
10年国債 (%)	0.120	0.120	0.120	0.120	0.120	0.120	0.120
ドル／円 レート (円)	110.72	110.72	110.72	110.72	110.72	110.72	110.72
日経平均株価 (円)	29,178	32,000	32,000	30,000	30,000	30,000	30,000

Ⅲ. 株式会社仙台銀行

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第9条第1項)

1. はじめに

仙台銀行は、1951 年の創業時より、「信を万事の本と為す」を行是として掲げ、「宮城県の中小企業の支援・育成」を経営理念とし、金融仲介機能の発揮に努めております。

当行は、2012 年 10 月にきらやか銀行との経営統合により、共同持株会社であるじもとホールディングスを設立し、2011 年 3 月に発生しました東日本大震災による被災者支援をグループ一体となり取り組んでまいりました。

その結果、被災者向け融資も含めた中小企業向けの融資残高は、震災後 10 年間で 1,997 億円（2011 年 3 月期）から 4,637 億円（2021 年 3 月期）と 2 倍以上に増加するなど、金融仲介機能を発揮いたしました。

また、2020 年以降は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対して、新規融資をはじめ、既往債務の条件変更に最大限柔軟に対応するなど資金繰りを支援するとともに、事業者への経営改善支援に多面的に対応してまいりました。

当行は、引き続き、積極的かつ円滑な資金供給機能を十分に発揮するよう努めてまいります。

2. 経営強化計画の実施期間

当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 12 条第 2 項の規定に基づき承認を受けた 2021 年 4 月（計画の始期）から 2024 年 3 月（計画の終期）までとする経営強化計画（以下、「変更前経営強化計画」といいます。）を実施しておりましたが、今般、収益の見通しの変更に伴い、当該計画に記載された事項について変更が生じたため、新たな経営強化計画（以下、「変更後経営強化計画」といいます。）を提出するものであります。

なお、変更後経営強化計画の実施期間に変更はございません。

3. 経営強化計画の履行状況（2023年3月末）

3-1 経営環境

2023年3月期におけるわが国経済は、ウィズコロナの考え方のもとで感染拡大が経済に与える影響が以前と比べて小さくなり、個人消費についても持ち直しの動きが見られました。

一方で、ウクライナ情勢の長期化などが懸念される中での物価上昇や供給面での制約、世界的な金融引き締めによる海外景気の下振れなどが、わが国経済の下振れリスクとなっております。

当行の営業エリアである宮城県経済につきましては、個人消費に一部弱めの動きが見られるものの全体としては緩やかに持ち直しております。

3-2 決算の概要

（1）資産・負債の状況（単体ベース）

① 貸出金残高

中小企業向け貸出は、コロナ関連融資の収束や国内金利上昇に伴う不動産融資の大口返済等があり伸び率は鈍化したものの、融資案件のスピード対応やオーダーメイド型融資の対応などにより新規取引先が増加したことなどから、前年同月末比41億円増加の4,836億円となりました。

消費者ローンは、住宅ローン残高が増加したことから、同比370億円増加の3,278億円となりました。

地方公共団体向け貸出は、同比33億円減少の655億円となりました。

以上により、貸出金残高は、同比268億円増加の9,033億円となりました。

② 有価証券残高

有価証券残高は、前年同月末比235億円減少の2,774億円となりました。

その他有価証券の評価損益は、同比80億円減少し、135億円の評価損となりました。当行は、SBIグループとの連携により、海外債券（国債・地方債等）を中心とする有価証券ポートフォリオに入れ替えておりましたが、海外金利の上昇により、当行のその他有価証券の評価損が拡大しました。さらなる評価損の拡大を防ぐためファンド内で日本国債などの海外金利の影響を受けない短期の債券へ切替を行っており、その収益の一部を評価損へ順次充当することで、中長期的に評価損の解消に取り組んでまいります。

③ 預金残高（譲渡性預金含む）

個人預金は、前年同月末比127億円減少の7,480億円、法人預金は、同比30億円減少の2,700億円、公金預金は、同比5億円減少の1,909億円となりました。

以上により、預金残高は、同比88億円増加の1兆2,109億円となりました。

«資産・負債の推移»

(単位:百万円)

	2022年3月末 実績	2023年3月末 実績	2022年3月末 対比
資産	1,316,985	1,299,051	▲ 17,934
うち貸出金	876,548	903,348	26,800
うち中小企業向け貸出	479,507	483,646	4,138
うち消費者ローン	290,850	327,855	37,004
うち地方公共団体貸出	68,925	65,532	▲ 3,392
うち有価証券	300,972	277,401	▲ 23,571
負債	1,270,379	1,259,379	▲ 10,999
うち預金・譲渡性預金	1,202,076	1,210,915	8,838
うち社債・借用金	60,119	40,113	▲ 20,006
純資産	46,606	39,671	▲ 6,934
その他有価証券評価損益	▲ 5,434	▲ 13,504	▲ 8,069

(2) 損益の状況（単体ベース）**① コア業務純益**

コア業務純益は、有価証券利息配当金の減少により資金利益が減少したことなどから、前年同期比 12 億 95 百万円減少の 21 億 62 百万円となりました。

② 与信関係費用

与信関係費用は、個別貸倒引当金繰入額の減少などにより、前年同期比 3 億 36 百万円減少の 6 億 93 百万円となりました。

③ 経常利益・当期純利益

経常利益は前年同期比 9 億 43 百万円減少の 14 億 91 百万円、当期純利益は前年同期比 3 億 49 百万円減少の 11 億 57 百万円となりました。

«損益状況の推移»

(単位:百万円)

	2022年3月期 実績	2023年3月期 計画	2023年3月期 実績	2022年3月期 対比	2023年3月期 計画対比
業務粗利益	13,519	13,471	12,048	▲ 1,471	▲ 1,423
〔コア業務粗利益〕	13,682	—	12,243	▲ 1,439	—
資金利益	12,938	13,016	11,291	▲ 1,647	▲ 1,725
役務取引等利益	667	455	859	192	404
その他業務利益 (うち国債等債券損益)	▲ 85 ▲ 162	— —	▲ 102 ▲ 195	▲ 16 ▲ 32	— —
経費	10,224	10,152	10,080	▲ 144	▲ 71
人件費	5,023	—	4,954	▲ 69	—
物件費	4,305	—	4,229	▲ 75	—
一般貸倒引当金繰入額	▲ 145	▲ 115	▲ 528	▲ 383	▲ 413
業務純益	3,441	3,434	2,496	▲ 944	▲ 938
〔コア業務純益〕	3,458	—	2,162	▲ 1,295	—
〔コア業務純益(除く投資信託解約損益)〕	3,382	3,319	2,073	▲ 1,308	▲ 1,246
臨時損益	▲ 1,007	—	▲ 1,005	1	—
不良債権処理額	1,191	—	1,222	30	—
うち個別貸倒引当金繰入額	1,154	373	1,095	▲ 59	722
株式等関係損益	173	—	200	27	—
経常利益	2,434	2,760	1,491	▲ 943	▲ 1,269
特別損益	▲ 96	▲ 40	▲ 79	16	▲ 39
税引前当期純利益	2,338	2,720	1,411	▲ 926	▲ 1,308
当期純利益	1,506	2,020	1,157	▲ 349	▲ 863
与信関係費用	1,029	502	693	▲ 336	191

(3) 自己資本比率の状況（単体ベース）

単体の自己資本比率は、当期純利益の計上により自己資本（分子）が増加した一方で、貸出金の増加等によりリスクアセット（分母）が増加したことから、2022年3月末比0.10ポイント低下の7.91%となりました。

	2021/3 期 実績	2022/3 期 実績	2023/3 期 実績
自己資本比率	8.34%	8.01%	7.91%

3－3 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の進捗状況

当行は、被災者向けの融資を含む中小企業向けの融資に積極的に取り組んでおり、取引先数の増加を背景に、2023年3月期の中小企業融資残高は4,836億円と、計画始期である2021年3月期比で199億円増加しました。

《事業債務者数・中小企業融資残高》

単位：先、億円

	2021/3期 実績	2022/3期 実績	2023/3期 実績
事業債務者数	8,533	8,848	9,128
中小企業融資残高	4,637	4,795	4,836

3－4 東日本大震災からの復興支援の進捗状況

当行は、震災直後より、被災者向け融資に積極的に取り組んでおり、震災後から2023年3月末までに、被災者向け新規融資（事業性融資・住宅ローン等の合計）を累計で14,279先、3,791億円実行いたしました。

被災者との合意に基づく約定弁済の一時停止については870先実施し、それらの先に対しては条件変更を行うなど、対応は全て完了しました。

また、宮城産業復興機構への債権売却は28先、東日本大震災事業者再生支援機構との支援合意は68先、個人版私的整理ガイドラインの成立は43件、自然災害ガイドラインによる被災者支援の成立は1件実施しており、近年ではこれらについての対応実績はほとんどなく、震災に伴う抜本的な事業再生や生活再建については、全て着手が完了しました。

なお、宮城産業復興機構へ債権売却した先のうち12先においては、自己資金またはリファイナンスにより弁済が正常化しました。また、東日本大震災事業者再生支援機構と支援合意した先のうち10先においても自己資金またはリファイナンスにより弁済が正常化するなど、徐々にではありますが、事業再生が進んでおります。

《被災者向け新規融資の実績》

(単位:件、百万円)

	震災後～ 2015年3月		2015年4月～ 2018年3月		2018年4月～ 2021年3月		2021年4月～ 2022年3月		2022年4月～ 2022年9月		2022年10月～ 2023年3月		累計	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性融資	3,930	125,325	2,337	84,526	2,564	97,340	442	26,389	198	9,527	212	11,211	9,683	354,320
住宅ローン	518	11,515	229	5,933	20	504	2	76	0	0	0	0	769	18,028
消費者ローン	1,144	1,974	1,666	2,950	1,017	1,859	0	0	0	0	0	0	3,827	6,783
合計	5,592	138,814	4,232	93,409	3,601	99,703	444	26,465	198	9,527	212	11,211	14,279	379,131

《被災者との合意に基づく約定弁済一時停止・条件変更完了実績》

(単位:先、百万円)

	2011年3月～2023年3月末				2023年3月末時点 一時停止先	
	約定弁済一時停止実績累計		条件変更完了実績累計			
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性融資	439	20,759	248	15,279	0	0
住宅ローン	374	4,216	346	4,165	0	0
消費者ローン等	57	128	0	0	0	0
合計	870	25,103	594	19,444	0	0

3－5 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

当行は、地域経済活性化のため、創業者向けの支援強化や事業者の課題解決に向けたコンサルティングに努めてまいりました。

コンサルティングのメニューとしては、経営支援プラットフォーム「Sendai Big Advance」の展開や㈱仙台銀キャピタル＆コンサルティングによる事業承継やM&A、人材紹介、SDGs取組支援サービス、お客様のデジタル化支援などが挙げられます。

4. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

4-1 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

4-1-1 宮城県の経済環境及び復興状況

(1) 宮城県の中長期的な経済見通し

当行が営業基盤とする宮城県のうち仙台都市圏は、地下鉄東西線の開通や仙台空港民営化、そして各地域での大規模土地区画整理事業が多数進展し、これに伴い、今後も東北他県及び宮城県内からの人口流入、経済の一極集中が継続することが想定されます。

一方、仙台都市圏以外の郡部では、人口減少と高齢化、経済停滞が進展し、特に震災後は沿岸被災地の人口流出が進み、地方創生を通じて経済を活性化していくことが課題となっております。

これに伴い、仙台都市圏で新規産業等が集中する一方で他行競争の過熱化が懸念され、また被災地における販路・雇用問題への対応など、地域金融機関においては中長期的な視点に立った施策を展開することが必要となっています。

(2) 宮城県の震災復興計画と復興状況

宮城県の「宮城県震災復興計画」は、計画期間（10年間：2011年度～2020年度）を「復旧期」（3年）、「再生期」（4年）、「発展期」（3年）に区分しております。

2021年3月をもって「宮城県震災復興計画」の計画期間は終了し、インフラの復旧や災害に強いまちづくりなどのハード面については、多くの被災地で事業が完了した一方、被災した方々の心のケアや地域コミュニティの再生・形成などのソフト面については、地域ごとの状況に差異があるため、今後は震災に起因する様々な悩みを抱える方々や生産・売上げの水準が震災前に回復していない事業者への支援、東京電力福島第一原子力発電所の事故被害への継続的な対応、震災の記憶・教訓の伝承などについて、中長期的な取組を行っていく方針となっております。

(3) 被災事業者の経営課題と本業支援ニーズ

事業再開した被災先において、建設業は復興工事需要を背景に売上高を回復しています。一方で、沿岸部の主要産業の一つである水産加工業は、販路不足や人材不足、原材料高騰等により業績回復が遅れており、震災直前の売上高まで回復した先は全体の27.5%にとどまっています。

このように被災事業者の業績回復には大きな業種間格差が生じている中で、当行は、各事業者の状況に応じて深度ある「本業支援」を展開し、多面的に課題解決を支援することが必要であると認識しています。

«東北地区被災企業の売上回復状況（2021年8月現在、東北経済産業局）»

	震災直前の売上高まで回復した先
製造業	42.5%
水産・食品加工業	27.5%
卸小売・サービス業	29.6%
旅館・ホテル業	20.1%
建設業	66.4%
運送業	50.5%
全 体	39.8%

（4）新型コロナウイルス感染症による地元企業への影響

新型コロナウイルス感染症の拡大が世界的な問題となる中、宮城県経済の状況も一変しました。業況回復の途上にある被災事業者だけでなく、幅広い取引先の事業経営に影響が及んでおり、当行では、売上減少に伴う資金繰り支援をはじめとする様々な経営支援を実施しております。

当行では、震災からの復興とあわせて、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた取引先への支援を経営の最重要課題として位置付け、今後も迅速かつ適切な資金支援ならびに本業支援に取り組むことで、地域金融機関としての責任を果たしてまいります。

4－1－2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための基本的な取組姿勢

（1）当行の中期経営計画

① 当行の経営理念

当行は、1951年に宮城県の中小企業金融の円滑化のために宮城県が資本金の4割を出資して設立した金融機関であり、創業時より、「信を万事の本と為す」を行是として掲げ、「宮城県の中小企業の支援・育成」を経営理念としております。

この経営理念は創業時より不变であり、当行の礎となっております。

経営理念は、宮城県の中小企業の支援・育成

- 選択と集中。
- 仙台地区的市場性は十分。
- 地元中小企業への金融の円滑化と本業支援に特化。事業者への資金供給はAIでの代替が難しいと言われている分野。
- 事業性融資と関連性の高い相続・事業承継など、本業支援によるフィー収入拡大をめざす。

お客さまと距離が近く、相談を受ける企業風土

- 人で勝負する。“真摯”な行員。
- スピード回答での信頼。背景には、風通しのよい社風。
- 事業者の多様な課題解決には、専門家のサポートも活用し、提案の高度化および迅速化で勝負する。

経営理念 行是 — 信為萬事本 宮城県の中小企業の支援・育成

ビジョン 人で勝負する銀行

経営戦略 トライアングル戦略

経営計画 中期経営計画・経営強化計画

行動計画 施策（PDCA）

“人で勝負する銀行”を発展させ、
本業支援を通じて、地元の復興と地域活性化に貢献する。

② 中期経営計画の基本方針

2021年4月から2024年3月を計画期間とする中期経営計画において、人で勝負する銀行の深化をめざし、「Speed & Challenge」をスローガンに掲げております。

環境・顧客ニーズへの速やかな対応、環境・顧客ニーズに応じた進化へ挑戦することで、当行とお客さま、地域社会の持続的な成長の実現をめざしてまいります。

S p e e d

C h a l l e n g e

人で勝負する銀行の深化

お客さまの経営課題を聞く機会を増やし、**スピード感**のある対応をさらに強化する。

お客さまの多様なニーズに応える本業支援や、新たな生活様式への変革、業務効率化や涉外人員増加による営業力強化などに**チャレンジ**することで、当行とお客さま、地域社会の持続的な成長を実現する。

「Speed」 – 環境・顧客ニーズへの速やかな対応

1. 意思決定の迅速化
2. 目標達成の推進加速
3. 涉外人員の増加とスピード回答

「Challenge」 – 環境・顧客ニーズに応じた進化への挑戦

1. 本業支援サイクルの確立とメイン化推進

- 今後想定される市場縮小を読み、取引先のメイン化と取引多様化を推進。特に取引を深耕する「提案強化領域」を選定。
- 取引先ごとの経営課題に応じた本業支援の展開により共通価値創造、経営改善に貢献。複合取引により新たな収益を確保

2. DX（デジタルによる変革）の実現

- 中長期システム開発方針により、顧客利便性向上（アプリ強化、IB拡充）業務効率化（RPA・タブレット）データ活用を推進。
- SBIグループとの連携を強化。SBIグループのノウハウを活かした新たな**FinTech**サービスやシステムの導入。
- コロナ禍に対応するデジタル化の進展

3. 三位一体の効率化

- 店舗戦略、事務の効率化・経費削減、人員の適正配置を三位一体で実施。

③ トライアングル戦略の深化

前中期経営計画より掲げているトライアングル戦略を踏襲・深化させ、収益基盤の強化へ向けた取組みは引き続き継続するとともに、環境・顧客ニーズに応じた進化へ挑戦してまいります。

効率化・選択と集中

- 店舗戦略
- 事務の効率化
- 人員の適正配置

三位一体の効率化

IT・FinTechの活用 新分野への取組み

- アプリ強化・デジタルコンテンツ
- RPA・タブレット活用
- データ活用

DXの実現 SBIグループとの連携

コア戦略の推進 中小企業向け貸出増強

- コア戦略の推進（涉外人員の増加とスピード回答でコア取引先を更に増加）
- コア戦略の深堀り（重点先への本業支援強化）
- 住宅ローン・個人ローンの推進

本業支援サイクル確立・メイン化推進

4-2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化の方策

4-2-1 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備の方策

(1) コア戦略の展開

当行は、2018年12月より、中小企業への貸出増強、本業支援推進戦略として、コア戦略を展開しております。これは、当行の収益の中核を構成する取引先（コア中小企業層）と重点的に支援する取引先（企業支援先）を「コア取引先」と定め、同先に対する本業支援を徹底して行い課題解決を支援することで、資金供給を含めた複合取引を推進するとともに、コア取引先の経営改善に資することを目的に取り組むものです。また、新規先、創業先を含む取引先のシェアアップ、ランクアップを図ることで、顧客基盤の強化をめざしていくものです。

当行は、コア戦略によるコア取引先への融資増強を中心として中小企業への金融支援を行うことにより、地方創生に貢献してまいります。

また、コア取引先の経営課題や事業ニーズを把握することを目的に、本業支援ヒアリングを実施しております。



しかしながら、融資案件のスピード対応やオーダーメイド型融資の対応などにより新規取引先が増加したことなどから取引先数が増加した一方、中小企業融資残高は、コロナ関連融資の収束や国内金利上昇に伴う不動産融資の大口返済等があり伸び率が鈍化しました。

そのため、変更後経営強化計画において、2024年3月期の中小企業融資残高の計画を5,349億円から5,062億円といたします。

『**変更前経営強化計画**』

単位：先、億円

	2021/3 期 実績	2022/3 期 計画	2023/3 期 計画	2024/3 期 計画	計画始期比
事業債務者数	8,533	8,783	9,033	9,283	750
中小企業融資残高	4,637	4,849	5,099	5,349	712

『**変更後経営強化計画**』

単位：先、億円

	2021/3 期 実績	2022/3 期 実績	2023/3 期 実績	2024/3 期 計画	計画始期比
事業債務者数	8,533	8,848	9,128	9,283	750
中小企業融資残高	4,637	4,795	4,836	5,062	424

(2) 営業体制等

① 中小企業融資渉外 300 名体制の構築

当行では、経営資源を中小企業融資に重点配分するため、中小企業融資渉外を 300 名とする営業体制の構築をめざしております。

上記人員体制を構築するため、店舗戦略、事務の効率化、人員の適正配置を三位一体で実施してまいります。

② 地元企業応援部の体制

当行は、2011 年 6 月に震災からの復興支援を目的として、地元企業応援部を設置しました。現在、1 課 3 室で活動しており、取引先への円滑な資金供給や本業支援、さらには新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取引先への事業再生支援などに取り組んでまいります。

	活動内容
法人営業企画課	事業者向け貸出・本業支援の方針・戦略を策定
本業支援室	グループ戦略の「本業支援」を実践
法人推進室	融資専門スタッフを配置し円滑に資金供給
サポート室	被災企業の事業再生へ向けた支援を強化

(3) 新型コロナウイルス感染症にかかる取引先への支援体制

当行では、今般の新型コロナウイルス感染症拡大を受け、2020 年 3 月に地元企業応援部内に「新型コロナウイルス感染症対策地元企業支援チーム」を設置し、営業店と本部が連携して適時適切な貸出、返済猶予等の既往債務の条件変更等、事業者の実情に応じた十分な対応を行う体制としております。同月には更に、取引先の影響度把握や影響度合いに応じた対策を策定することを目的に、頭取を本部長として、組織横断的な「新型コロナウイルス感染症関連地元企業支援対策本部」を設置し、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている事業者への支援体制強化を図っております。

4－2－2 信用供与の実施状況を検証するための体制

(1) ブロック支店長会議での進捗管理

ブロック支店長会議（随時開催、社外取締役を除く取締役、部長、営業店長等が出席）において、担当役員は、営業店の中小規模事業者向け融資や復興支援施策の取り組み状況を確認し、より積極的な実践に向けて意見交換を行うなど進捗管理を行っております。

(2) 業績進捗会議での進捗管理

業績進捗会議（月1回開催、社外取締役を除く取締役、部長等が出席）は、業務推進全般（貸出金、預金、預かり資産、本業支援）の取り組み状況を確認し、改善策の指示を行うなど進捗管理を行っております。

(3) 経営会議での進捗管理

経営会議（週1回開催、社外取締役を除く取締役、部長等が出席）は、経営強化計画の実績を半期毎に報告を受け、計画と乖離が生じた際は、問題点の洗出しと改善策の検討を行うなど進捗管理を行っております。

(4) 取締役会での進捗管理

取締役会（毎月1回開催）は、経営強化計画の実績を半期毎に報告を受けております。これにより社外役員も定期的に計画の進捗状況を把握し、第三者の客観的かつ中立的な視点に立った計画管理が可能な体制としております。

(5) じもとホールディングスでの進捗管理

じもとホールディングスの経営会議及び取締役会は、当行及びきらやか銀行の経営強化計画の取り組み実績について半期毎に報告を受けており、グループ全体の観点から計画進捗を管理する体制としております。

(6) 業績評価への反映

当行は、じもとホールディングスの方針を踏まえ、営業店業績評価に「経営改善・事業再生支援への取組み」や「本業支援実績」を設定しております。

また、職員個人の個別表彰制度を設けることにより、職員への動機づけを図っております。

4－2－3 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

(1) 事業性評価への取組み

当行は、担保や保証に過度に依存せず、取引先の内容や成長可能性などを適切に評価（事業性評価）した上で新規融資を行うため、「事業性評価シート」を作成の上、与信判断を行っております。

また、顧客情報管理においては、きらやか銀行との共同利用による「F－C u b e（統合顧客管理システム）」を運用しております。事業性評価に係る情報を含めて体系的に整理と行内共有を行

うことで、当行は引き続き、事業性評価に基づく融資をはじめとした本業支援に取り組んでまいります。

(2) 経営者保証ガイドラインへの対応

当行は、引き続き経営者保証に関するガイドラインに基づき、中小規模事業者への円滑な資金提供に取り組んでまいります。

なお、2022年12月の経営者保証改革プログラムの策定を踏まえ、当該ガイドラインにかかる取組方針や活用状況について、当行ホームページ上で公表しております。

《経営者保証に関するガイドラインの活用状況》

項目	2021年4月～ 2021年9月	2021年10月～ 2022年3月	2022年4月～ 2022年9月	2022年10月～ 2023年3月
新規融資件数【A】	2,869	2,698	2,819	2,733
新規に無保証で融資した件数【B】 (ABL活用無保証融資を除く)	1,683	1,561	1,732	1,600
経営者保証に依存しない 融資の割合【B】／【A】	58.7%	57.9%	61.4%	58.5%

(3) 私募債の推進

当行は、中小規模事業者の様々な資金調達ニーズに対応するため、一定要件を満たした優良企業に限定される私募債についても積極的に取り組んでおります。

また、寄付型私募債の取扱いにより、当行が発行企業から受領する手数料の一部を優遇した上で、その優遇分を原資として発行企業から地元の学校や地方公共団体等に寄付を行っております。

当行は、取引先の状況やニーズに応じて、私募債の引受けを通じて、震災復興に取り組む中小規模事業者に資金を供給していくほか、寄付型の引受けにより、地域社会に貢献してまいります。

《私募債引受実績》

(単位:件、百万円)

	前計画期間 累計		2021年4月～ 2022年3月		2022年4月～ 2022年9月		2022年10月～ 2023年3月	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
私募債引受	79	5,650	30	1,330	17	890	32	2,150
うち寄付型	23	1,330	20	870	10	590	24	1,230

4－3 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

4－3－1 被災者への信用供与の状況

(1) 融資相談体制の整備と対応

当行は、震災直後から、営業店窓口による対応のほか、地元企業応援部や住宅ローンプラザを設置し、休日も含めて相談に対応してまいりました。

当行は、引き続き、業店窓口や地元企業応援部、住宅ローンプラザによる被災者からの融資相談

等に対応してまいります。

4－3－2 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

(1) 被災者支援に向けたリレーションシップ強化

① リレーションシップ強化の基本方針

当行は、東日本大震災後の被害状況、そして被災者の復興ニーズが多岐にわたる状況を踏まえて、被災者とのリレーションシップ強化を図るとともに、その復興状況と復興ニーズを的確に把握・分析し、それぞれの取引先にあった最適な復興支援策を適時に提供する方策に取り組んでまいります。

② 被災企業等の情報収集及び共有・活用

当行は、法人営業・住宅ローン担当者が被災企業等を訪問し、様々な復興ニーズを収集するとともに、そのニーズ等をF－C u b e（統合顧客情報管理システム）に登録し、最適な支援内容を検討・提案してまいります。

(2) 被災者支援に向けたきらやか銀行等との連携強化

① 被災地企業等のニーズを踏まえたビジネスマッチング

宮城県と山形県の県境を越えた地域経済交流、地方創生に向けたさらなる商流形成のため、被災企業および新型コロナウィルス感染症により影響を受けている企業の支援のため、復興イベントのほか各種商談会を開催しております。

近年は新型コロナウィルス感染症の影響により、商談会の開催中止や企業活動の制限もあってビジネスマッチングの機会、件数が減少しておりましたが、今後は感染状況が沈静化したことから、事業者による新たなニーズの増加も想定され、じもとグループでビジネスマッチング商談会を主催するなど、引き続き宮城県と山形県をつなぐ取組みを積極的に対応してまいります。

《ビジネスマッチング実績》 (単位：件)

	2018年4月～ 2021年3月	2021年4月～ 2022年3月	2022年4月～ 2023年3月
紹介件数	1,306	200	162
成約件数	249	30	11

② 広域ビジネスマッチング

当行は、第二地方銀行協会や他県地銀、商工会議所など外部機関主催の商談会にも積極的に参加し、取引先企業に対して、販路拡大等に向けた様々なビジネスマッチングの機会を提供してまいります。

また、非対面チャネルの活用も含めて、ビジネスマッチングを実施してまいります。

(3) 被災企業等の状況に応じた事業再建支援策の実施

① 行内の取り組み体制

当行は、経営改善計画の進捗状況のフォロー、債権売却した先のリファイナンスも含めた出口戦略の支援など、被災企業への各種支援のほか、新型コロナウィルス感染症の影響への対応として、

資金繰り支援も含めた本業支援に注力してまいります。

② 被災企業へのサポート

当行は、引き続き宮城県中小企業再生支援協議会と連携するとともに、優先順位をつけた実効性のある支援を実施するため、支援先区分に応じて支援策を設定してまいります。

特に、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対しては、資金繰り支援のほか、事業再生計画の策定支援にも努めてまいりました。足下、事業再生計画の策定件数は落ち着きつつありますが、依然として業況が厳しい取引先も多いことから、引き続き資金繰り支援をはじめとした本業支援に注力してまいります。

《宮城県中小企業活性化協議会・事業再生計画策定数》

(単位:件)

	2018年3月 までの累計	2018年4月～ 2021年3月	2021年4月～ 2022年3月	2022年4月～ 2022年9月	2022年10月～ 2023年3月	累計
事業再生計画	66	65	73	14	39	257

③ 政府系金融機関等との連携による資本性劣後ローンによる事業再生支援

当行は、被災企業を含む事業者の事業規模及び将来性等を勘案の上、日本政策金融公庫や宮城県中小企業再生支援協議会、宮城県信用保証協会等とも連携し、事業再生に向けて既存借入金の資本性劣後ローンへの転換（DDS・デットデットスワップ）を実施してまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業に対しては、財務基盤強化のため、政府系金融機関を紹介し、政府系金融機関において69件8,042百万円の資本性劣後ローンを導入しました。

これらの対応により被災企業や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取引先などにおける早期の事業再建に一定の貢献ができたものと評価しております。

当行は、引き続き被災企業等の状況に応じてDDS等による支援を行ってまいります。また、必要に応じて政府系金融機関や宮城県中小企業支援協議会と連携の上、中長期的な観点から事業再生計画の見直しを実施してまいります。

《政府系金融機関による資本性劣後ローンの導入実績》

(単位:件)

	2020年4月～ 2021年3月	2021年4月～ 2022年3月	2022年4月～ 2022年9月	2022年10月～ 2023年3月	累計
資本性劣後ローン	22	30	11	6	69

④ 事業再構築補助金に係る支援

当行は、事業再構築補助金を利用する取引先に対して、事業計画の策定支援を実施することなどにより、取引先の事業転換などを支援してまいります。

(4) 人材育成

① 当行の人材育成

当行は、「人で勝負する銀行の深化」を掲げており、多様化する事業者の経営課題に対応するため、じもとグループ方針に基づいて、融資経験の少ない担当者や若手担当者向け融資研修の実施、

中小企業診断士やファイナンシャルプランニング技能士、医療経営士などの資格取得支援などにより、職員の本業支援に向けた提案力をさらに向上させてまいります。

② 外部機関との連携

当行は、SBIグループと市場部門、M&A、DX、データ分析などの分野において人事交流を活性化させることにより、ノウハウの吸収および当行へのフィードバックに努め、外部環境の変化に対応してまいります。

4-4 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

4-4-1 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化の方策

(1) 創業者向け支援の強化に向けた取り組み

当行は、2020年4月より、「ビジネス・パートナーズ・サービス（旧じもと応援創業支援パッケージ）」を取扱開始しております。

これは、設立から5年以内の法人・個人事業主の取引先に便利なサービスをパッケージで提供するものであり、同パッケージの提供をはじめとして創業者向けの支援に取り組んでまいります。

《ビジネス・パートナーズ・サービスの内容》

対象商品・サービス	優遇内容
法人向けインターネットバンキング	契約料無料
法人向けクレジットカード	年会費初年度無料
経営支援プラットフォーム Sendai Big Advance	月会費2ヶ月間無料
仙台銀行ビジネスクラブ（SBC）	入会後初回セミナー参加無料
ビジネスマッチング情報提供	—
業務提携先の紹介	—

4-4-2 経営に関する相談その他の取引先企業（個人事業者を含む、以下同じ）に対する支援に係る機能の強化の方策

(1) 本業支援の実施

当行は、多様化する取引先企業の事業ニーズをより的確に把握するとともに、その経営課題の解決に向けて、取引先企業に対する経営相談及び支援機能を強化するため、地元企業応援部の行内専門スタッフが、財務改善・不動産活用・農業経営・医療福祉経営などの各種のコンサルティングサービスを実施してまいります。

(2) 経営支援プラットフォーム「Sendai Big Advance」

当行は、取引先の経営課題解決をワンストップで支援することを目的に、2019年11月、クラウド型の経営支援プラットフォーム「Sendai Big Advance」のサービス提供を開

始しました。

会員同士のビジネスマッチング、ホームページ作成機能、従業員向け割引クーポン発行等の福利厚生サービス、大手企業とのコラボレーション企画、会員企業と銀行本支店がつながるチャット機能、公的支援制度の情報提供、クラウドファンディング等、経営に役立つ様々なツールを提供することで、取引先の更なる事業拡大や効率化をサポートしてまいります。

(3) 事業承継やM&A等への支援

当行は、経営者の高齢化や外部環境の変化により、事業承継や事業売却にかかるニーズがさらに増加するものと予想しております。また、事業拡大意欲の高い経営者からは事業買収ニーズが増加しており、さらにこの傾向が続くと予想されることから、引き続き被災企業を含む地元企業の事業承継やM&Aのニーズに対し、コンサルティングサービスを提供してまいります。

また、経営者保証に関するガイドラインの特則を踏まえ、事業承継時における新旧経営者の保証要否を適切に判断し対応することで、経営者交代時における円滑な事業承継に寄与してまいります。

《事業承継、M&A相談件数》

(単位:件)

	2021年度	2022年度
事業承継支援先数	7	18
M&A支援先数	7	12

《事業承継時における保証徵求割合(4類型)》

項目	2021年度上期	2021年度下期	2022年度上期	2022年度下期
新旧両経営者から保証徵求した割合	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%
旧経営者のみから保証徵求した割合	41.2%	44.0%	45.9%	40.8%
新経営者のみから保証徵求した割合	55.7%	48.8%	40.5%	43.4%
経営者から保証を徵求しなかった割合	3.1%	2.4%	13.5%	15.8%

(4) 株仙台銀キャピタル&コンサルティングによる経営支援

当行は、取引先の複雑化・多様化する経営課題に対し、多角的かつ専門性の高いサービスを提供することを目的に、2020年1月、当行100%出資による子会社株仙台銀キャピタル&コンサルティングを設立いたしました。

同社では、事業承継やM&A、人材紹介をはじめ、経営に関する様々な相談を承っており、事業者に対して、これまで以上に踏み込んだ経営支援を行ってまいります。

《仙台銀キャピタル&コンサルティングのM&A、人材紹介実績》

(単位:件)

	2020年1月～ 2021年3月	2021年4月～ 2022年3月	2022年4月～ 2022年9月	2022年10月～ 2023年3月	累計
事業承継・M&A成約実績	3	7	9	2	21
人材紹介成約件数	2	16	24	23	65

(5) 各種コンサルティング

① 地元活性化応援ローン

当行は、コンサルティングサービスの強化のため、2020年度下期に地元活性化応援ローンの取り扱いを開始しました。

本ローンでは、リファイナンス、プロジェクトファイナンス、医療・介護・福祉向け資金、事業承継にかかる資金を利用する取引先に対して、事業計画策定支援、事業性評価、人口動向調査、消費動向調査、株価簡易評価、不動産簡易評価などの各種コンサルティングサービスを提供するものであり、本ローンの活用により、さらなるコンサルティング機能の発揮に努めてまいります。

《地元活性化応援ローンの実績》

(単位:件、百万円)

	2020年10月～ 2021年3月		2021年4月～ 2021年9月		2021年10月～ 2022年3月		2022年4月～ 2022年9月		2022年10月～ 2023年3月		累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
ローン実績	4	660	5	551	14	1,722	9	1,051	10	854	42	4,839

② SDGs取組支援サービス

当行は、2022年5月よりSDGs取組支援サービスの取扱いを開始しました。

これは、当行オリジナルのヒアリングシートを用いて、取引先のSDGsへの取組み状況を聞き取り、診断の上、結果をフィードバックシートにて還元するとともに、診断結果を踏まえ「強み」のさらなる強化、また「弱み」を補う今後の方針や対策等の策定を支援し、「SDGs宣言書」の策定を通じて、取引先の「企業価値向上」をサポートするものであり、当行は、地元企業のSDGs達成に向けた取組みを支援してまいります。

③ デジタル化支援

当行は、取引先のデジタル化及びDX支援のため、2022年4月に地元企業応援部本業支援室内に「お客さまデジタル化応援チーム」を設置いたしました。

本チームでは、インターネットバンキングや「Sendai Big Advance」、経費システムなどのデジタル化ツールの導入支援を、営業店と連携して積極的に行ってまいります。

5. 収益の見通し

5-1 収益の見通しの概要

(1) 変更前経営強化計画

業務粗利益は、貸出金利の低下が続く中、引き続き、中小企業向け貸出を中心に資金需要に積極的に対応することなどにより、計画終期の2024年3月期見通しを137億円としておりました。

経費は、2020年度下期に実施しました端末機の更改による減価償却費を主因として物件費が増加しますが、店舗戦略、事務の効率化、人員の適正配置の三位一体での効率化により人件費が減少する計画であり、計画終期の2024年3月期見通しを101億円としておりました。

コア業務純益（投資信託解約益除く）は、上記要因により、計画終期の2024年3月期見通しを36億円としておりました。

与信関係費用は、前計画期間において新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、予防的に一般貸倒引当金として計上しておりました。本計画では、予防的引当の状況等を勘案し、2022年3月期では与信関係費用を11億円見込み、以降、減少見通しとしておりました。

これにより、当期純利益は、計画終期の2024年3月期見通しを23億円としておりました。

(2) 変更後経営強化計画

2022年2月以降、海外金利の上昇に伴い、有価証券評価損が拡大し、その抑制策として、投資信託内での運用資産の入替を進めたため、予定していた分配金が得られなくなったことから、業績改善を図るべく、2022年9月に「じもとグループ業績回復への取組み」を策定しました。

改善策として、コア戦略の更なる推進を掲げ、スピード対応による顧客基盤強化、オーダーメイド型融資による多様な資金ニーズへの対応、チャネルの強化・拡充による顧客ニーズへの対応を行ったほか、SDGs取組支援サービスの体制強化、資産運用・相続対応の強化、業務プロセスの見直しなどに取り組んだ結果、2023年3月期は、2022年3月期と比較して有価証券利息配当金が19億円減少したものの、当期純利益は11億円と、前年同期比で3億円の減少に抑えられました。

しかしながら、変更前経営強化計画における当期純利益の水準と乖離が生じたこと、引き続き有価証券評価損の縮小を優先し、有価証券利息配当金が低位で推移する見込みであることから、収益の見通しを変更いたします。

これにより、当期純利益は、計画終期の2024年3月期見通しを10億円といたします。

«変更前経営強化計画»

単位：百万円

	2021年3月期 実績	2022年3月期 見通し	2023年3月期 見通し	2024年3月期 見通し
業務粗利益	13,146	13,392	13,471	13,764
資金利益	12,584	12,776	13,016	13,368
役務取引等利益	842	616	455	396
経費	10,329	10,271	10,152	10,131
コア業務純益 (投資信託解約益除く)	3,083	3,121	3,319	3,633
与信関係費用	758	1,137	502	426
一般貸倒り引当金繰入	462	△425	△115	△195
個別貸倒り引当金繰入	139	1,490	373	377
経常利益	1,985	2,030	2,760	3,150
特別損益	△10	△40	△40	△30
当期純利益	1,717	1,500	2,020	2,310

«変更後経営強化計画»

単位：百万円

	2021年3月期 実績	2022年3月期 実績	2023年3月期 実績	2024年3月期 見通し
業務粗利益	13,146	13,519	12,048	12,172
資金利益	12,584	12,938	11,291	11,413
役務取引等利益	842	667	859	709
経費	10,329	10,224	10,080	10,212
コア業務純益 (投資信託解約益除く)	3,083	3,382	2,073	1,960
与信関係費用	758	1,029	693	406
一般貸倒り引当金繰入	462	△145	△528	△309
個別貸倒り引当金繰入	139	1,154	1,095	585
経常利益	1,985	2,434	1,491	1,473
特別損益	△10	△96	△79	△43
当期純利益	1,717	1,506	1,157	1,000

«主な変更点»

単位：百万円

	2023年3月期			2024年3月期		
	変更前 見通し	実績	差異	変更前 見通し	変更後 見通し	差異
業務粗利益	13,471	12,048	△1,423	13,764	12,172	△1,591
資金利益	13,016	11,291	△1,725	13,368	11,413	△1,954
役務取引等利益	455	859	404	396	709	313
経費	10,152	10,080	△71	10,131	10,212	81
コア業務純益 (投資信託解約益除く)	3,319	2,073	△1,246	3,633	1,960	△1,672
与信関係費用	502	693	191	426	406	△20
経常利益	2,760	1,491	△1,269	3,150	1,473	△1,677
当期純利益	2,020	1,157	△863	2,310	1,000	△1,309

5－2 単体自己資本比率の見通し

当行は、中小企業貸出の積み上げなどにより、リスクアセット（分母）は増加する見込みです。一方、自己資本（分子）は貸出金利低下の影響もあり、積み上げには時間要する見込みです。このため計画終期の2024年3月期に8.20%となる見込みとしておりました。

しかしながら、前述のとおり、収益の見通しに変更が生じたことなどに伴い、2024年3月期における自己資本比率の見通しを7.64%に変更いたします。

《変更前経営強化計画》

	2021/3期 実績	2022/3期 見通し	2023/3期 見通し	2024/3期 見通し
自己資本比率	8.34%	8.21%	8.20%	8.20%

《変更後経営強化計画》

	2021/3期 実績	2022/3期 実績	2023/3期 実績	2024/3期 見通し
自己資本比率	8.34%	8.01%	7.91%	7.64%

6. 剰余金の処分の方針

6-1 配当に関するグループ方針

当行の親会社であるじもとホールディングスは、内部留保の充実を図るとともに、中間配当及び期末配当の年2回の安定した配当を維持することを基本方針としております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、地域金融機関としての責務を果たすためには内部留保を充実させ自己資本の増強を図ることが最適であると判断し、減配などにより配当を抑制しております。

2024年3月期の普通株式の年間配当金は、中間配当を見送り、期末配当に一本化の上、1株あたり10円を予定しております。

今後につきましては、SBIグループとの連携の更なる強化により、グループの経営基盤強化を図り、経営強化計画の着実な履行に取り組んでまいります。

6-2 内部留保の状況

当行は、じもとホールディングスの子銀行として、経営強化計画を確実に実行し、中小規模事業者等貸出の増強等により収益力の強化を図っております。また、財務基盤の安定化の観点から、内部留保の蓄積に努めております。

2021年3月期末の当行単体のその他利益剰余金は146億円であり、今後も毎期収益を積上げ、経営強化計画の終期である2036年3月期末までに431億円を積み上げする計画としておりました。

しかしながら、前述のとおり、収益の見通しに変更が生じたことなどに伴い、2036年3月期末までに363億円を積み上げする計画に変更いたします。

«変更前経営強化計画»

単位：億円

	当期純利益	その他利益剰余金		当期純利益	その他利益剰余金
2021年3月末	実績 17	実績 146	2030年3月末	計画 13	計画 318
2022年3月末	計画 15	計画 159	2031年3月末	計画 20	計画 337
2023年3月末	計画 20	計画 179	2032年3月末	計画 20	計画 356
2024年3月末	計画 23	計画 201	2033年3月末	計画 20	計画 375
2025年3月末	計画 24	計画 224	2034年3月末	計画 20	計画 394
2026年3月末	計画 27	計画 250	2035年3月末	計画 20	計画 412
2027年3月末	計画 20	計画 268	2036年3月末	計画 20	計画 431
2028年3月末	計画 20	計画 287	2037年3月末	計画 20	計画 150
2029年3月末	計画 20	計画 306	2038年3月末	計画 20	計画 169

«変更後経営強化計画»

単位：億円

	当期純利益	その他利益剰余金		当期純利益	その他利益剰余金
2021年3月末	実績 17	実績 146	2030年3月末	計画 11	計画 247
2022年3月末	実績 15	実績 160	2031年3月末	計画 19	計画 266
2023年3月末	実績 11	実績 171	2032年3月末	計画 19	計画 286
2024年3月末	計画 10	計画 177	2033年3月末	計画 19	計画 305
2025年3月末	計画 10	計画 185	2034年3月末	計画 19	計画 324
2026年3月末	計画 11	計画 193	2035年3月末	計画 19	計画 343
2027年3月末	計画 13	計画 203	2036年3月末	計画 19	計画 363
2028年3月末	計画 16	計画 217	2037年3月末	計画 19	計画 82
2029年3月末	計画 18	計画 236	2038年3月末	計画 19	計画 100

7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保の方策

7-1 経営管理に係る体制及び今後の方針

(1) 取締役会

頭取を議長とする取締役会（構成員は社外取締役 3 名を含む取締役 12 名が参加）は、原則毎月 1 回開催しております。

取締役会は、経営強化計画の取組み実績を、原則として半期毎で報告を受けております。これにより社外取締役も定期的に計画全体の進捗状況を把握しており、第三者の客観的かつ中立的な視点に立った進捗管理が可能となる体制としております。

(2) 経営会議

頭取を議長とする経営会議（社外取締役を除く取締役、部長等が参加）は、原則週 1 回開催しております。

経営会議は、経営強化計画の取組み実績を、原則として半期毎で報告を受け、計画全体の進捗管理を行っております。また、収益計画の進捗状況につきましては、原則として毎月報告を受けております。

経営会議は、計画に乖離が生じた場合は、問題点の洗出し・改善策の検討を行い、以降の推進策を構築する体制としております。

このほかにも経営会議の下部組織である業績進捗会議（社外を除く取締役、部長等が参加）は、原則月 1 回開催しており、会議テーマを中小企業向け貸出等の進捗状況などに絞って検討し、担当部門へ必要な改善策を指示しております。

また、全役員と各担当部が半期毎に個別ミーティングを行い、中期経営計画及び経営強化計画の施策の取組み状況及び見通しを確認し、意見交換を行うなど、双方の意思疎通を図っております。

7-2 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

(1) 内部監査体制

監査部は、リスクアセスメントの観点を取り入れたリスクベースの内部監査を実施しております。監査部長、監査企画担当、本部監査担当、営業店監査担当、総務担当で構成し、対応にあたっております。

また、監査部長は、上記のリスクベースの内部監査を実施するため、定期的にリスクアセスメントの洗い替えを実施するとともに、経営会議やリスク管理委員会など当行の各種会議に出席し、リスク状況をモニタリングする態勢しております。

(2) 監査等委員会

当行は、2020 年 6 月より監査等委員会設置会社へと移行しております。監査等委員会は、取締役 3 名（うち社外取締役 2 名）で構成され、原則として月 1 回開催し、「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査に関する重要な事項について協議・決議を行っております。

また、監査等委員会は、監査部と連携を深め、監査計画の策定・管理に関与するとともに、取締

役の職務執行を監視・監督しております。さらに、常勤監査等委員は、経営会議・各種委員会等へ出席し必要に応じて意見を述べるなど、監査を適切に実施するため必要な権限行使を行っております。

7-3 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクを含む各種リスクの管理の状況及び今後の方針

（1）リスク管理体制

銀行持株会社のじもとホールディングスが定めるグループの「リスク管理方針」に基づき、当行は、子銀行として適切なリスク管理態勢の構築と整備を図り、グループ業務の健全かつ適切な運営を確保することとしております。

当行は、リスク管理の徹底・高度化を重要な経営課題と位置づけており、リスク管理に関する基本的事項について、「リスク管理基本方針」等を定めております。

リスク管理にあたっては、リスク種類毎に主管部署が管理するほか、リスク統括部リスク管理室が総合的に管理する体制としております。経営レベルでの適切なリスク管理を行うため、リスク管理委員会（委員長は頭取）を設置し、リスクの識別・管理等に努めています。なお、リスク管理委員会の下部組織として、リスク統括部及び各リスク主管部署の部課長で構成するリスク管理小委員会を設置し、リスク管理委員会の議案について実務者レベルでの事前協議を行っております。

取締役会は、リスク統括部及び関連部署より、リスク状況を定期的または必要に応じて随時報告を受けて、必要な改善指示を出すなど、適切なリスク管理の実施に取り組んでおります。

また、当行においてグループに重大な影響を与える懸念のある事項については、じもとホールディングスのグループリスク管理委員会の決議事項としているほか、当行のリスク状況を定期的または必要に応じて随時報告を行い、改善策等について指示を受けて体制整備に取り組んでおります。

（2）統合的リスク管理

当行では、信用リスク量、市場リスク量、及びオペレーション・リスク量を合算して、統合的リスク量を算出し、自己資本の十分性を確認の上、月次でリスク管理委員会が報告を受けております。

また、与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等についても、リスク管理委員会が適時報告を受け、必要な改善指示を出すなど、適切なリスク管理の実施に取り組んでおります。

（3）信用リスク管理

当行は、信用リスク管理について、「信用リスク管理方針」等を定め、リスク管理の強化に取り組んでおります。適切なリスク管理態勢のもと、金融仲介機能を積極的に発揮し、債務者の実態を踏まえた適切な経営改善支援を行うことにより、信用リスクの軽減を図る方針としています。

リスク管理委員会及び取締役会は、信用リスクに関する報告を定期的かつ必要に応じて随時に受け、必要な改善策等を指示するなど適切にリスクを把握・管理しております。

具体的には、信用格付をベースに、与信全体のポートフォリオ管理と個別与信の審査管理の2つの側面から適切に信用リスクの計測・把握に努め、資産の健全性の維持・向上を図っています。特に中小・零細企業等向けの与信管理にあたっては、経営者資質や財務面の特性を踏まえ、経営実態

を総合的に勘案した上で信用格付を行い管理しています。

大口与信先の管理にあたっては、当行が保有する当該与信先に係る有価証券（株式・社債等）を含めるとともに、じもとグループ全体での与信状況もあわせて管理しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当行は、融資部や地元企業応援部、営業店などの関係部署が連携して、取引先企業等への現場訪問等を徹底し、債務者の状況把握を継続的に行い、早期の情報収集に取り組んでおります。

その状況を踏まえた上で、リスク管理委員会が銀行全体の信用リスク状況等を把握・分析するとともに、地元企業応援部が中心となって債務者の状況等に適した事業再建支援策に取り組み、不良債権の抑制等に取り組んでおります。

（4）市場リスク管理

当行は、市場リスク管理について、「市場リスク管理方針」等を定め、市場リスク管理体制、管理対象リスク、管理方法、モニタリング等を運用し、適切なリスク管理に取り組んでおります。

市場リスクの管理態勢については、市場運用部署（フロントオフィス）と事務管理部署（バックオフィス）を分離し、さらに、市場部門から独立したリスク管理部署（ミドルオフィス）を設置して、相互に牽制する組織体制としております。

有価証券の運用方針やリスク管理の詳細については、「有価証券運用方針」として、半期ごとにじもとホールディングスの経営会議で決定します。

リスク管理委員会では、リスク管理部署よりリスク管理について定期的に報告を受け、また、有価証券運用に期中損失限度枠を設定し、これを超過した場合には、じもとホールディングスのグループリスク管理委員会で対応を決定する態勢としております。

また、市場変動の際のVaRの限界及び弱点を認識し、自己資本の充実度やストレス時のリスクの状況、ポートフォリオの特性等を把握するため、複数のストレス事象を設定して、ストレス・テストを四半期毎に実施しております。

このほか、リバース・ストレステストを実施し、ストレスが顕現化した場合の自己資本比率等への影響をリスク管理委員会に報告しております。

有価証券についてはポートフォリオの見直しにより、委託会社をSBI地方創生アセットマネジメントとするインカムゲインを目的とした投資信託（SBI戦略ポート）の割合が大きくなっております。SBI戦略ポートに関しては、SBI戦略ポート全体を通じた安定収益を目指しており、SBI戦略ポート全体に対するアラームポイントを設定しております。また、日次でのファンド価額変動要因データの受領や、SBI地方創生アセットマネジメント、ファンドマネージャーとのミーティング（Web会議等）により、運用状況の確認、意見交換の実施を行うなどモニタリングしております、この内容についてはフロント部門よりリスク管理委員会へ報告しております。

しかしながら、SBI戦略ポートにおいて、海外金利の上昇により、有価証券評価損が拡大したため、さらなる評価損拡大を防止するため、一時的にファンド内で日本国債などの短期の債券へ切り替えを行いました。

その際に、市場リスク管理の強化として、リスク許容度の再設定、モニタリング指標追加による実効性のあるモニタリング体制の確立、SBIグループとの双向のリスクコミュニケーションなどに取り組んでおります。

今後は、再度ファンド内にて信用力の高い海外債券（北米、欧州地域の国債等）に投資を行い、

その収益の一部を、評価損の解消に順次充当し、中長期的に有価証券評価損の解消に取り組んでまいります。

(5) 流動性リスク管理

当行は、流動性リスクについて、「流動性リスク管理方針」等を定め、本方針及び規程に基づき、市場金融部がマーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等を通じて、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

具体的には、短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することとするなど、日々資金繰り管理や資金調達の状況を監視し、リスク管理委員会はその監視状況について定期的に報告を受ける体制しております。

また、万が一、不測の事態が生じた場合でも十分資金を確保できるよう、危機管理計画を策定し、万全を期しております。

(6) オペレーション・リスク管理

当行は、オペレーション・リスクについて、「オペレーション・リスク管理規程」を定め、本規程に基づき、「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「風評リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」の6つの区分ごとに、各リスク所管部署を定め、オペレーション・リスクの顕在化の防止、影響の極小化および削減等に取り組んでおります。

また、リスク統括部リスク管理室をオペレーション・リスクの総合的な管理部署とし、オペレーション・リスク全体を一元的に把握・管理するように努めております。

8. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

2012年10月の経営統合に伴い、優先株式にかかる株式移転にあたっては、移転比率に基づき、仙台銀行第I種優先株式1株につき、じもとホールディングスB種優先株式6.5株を交付いたしました。

＜仙台銀行第I種優先株式に係る株式移転の内容＞

種類	株式会社仙台銀行 第I種優先株式	株式会社じもとホールディングス B種優先株式	
払込期日／発行日	2011年9月30日	2012年10月1日	株式移転効力発生日に発行
発行済株式数（株）	20,000,000	130,000,000	株式移転比率1:6.5で移転
発行総額（百万円）	30,000	30,000	仙台銀行第I種優先株式と同条件
1株あたり払込額（円）	(1,500)	(1,500÷6.5)	株式移転比率で調整
剰余金の配当	優先配当金	預金保険機構資金調達コスト	仙台銀行第I種優先株式と同条件
	累積／非累積	非累積	仙台銀行第I種優先株式と同条件
	参加／非参加	非参加	仙台銀行第I種優先株式と同条件
残余財産の分配	交付財産	金銭	仙台銀行第I種優先株式と同条件
	1株あたり優先分配額（円）	1,500+経過優先配当金相当額 +(1,500÷6.5) +経過優先配当金相当額	株式移転比率で調整
	参加／非参加	非参加	仙台銀行第I種優先株式と同条件
議決権	なし（但し、優先配当支払停止時には議決権が発生）	なし（但し、優先配当支払停止時には議決権が発生）	仙台銀行第I種優先株式と同条件
取得請求権（株式対価）	請求期間	2013年4月1日 ～2036年9月30日	2013年4月1日 ～2036年9月30日
	交付財産	仙台銀行普通株式	じもとホールディングス普通株式 新設持株会社株式に変更
	取得価額修正期間	2013年4月1日 ～2036年9月30日	2013年4月1日 ～2036年9月30日
	取得価額修正頻度	月次	月次
	取得価額修正方法	毎月第3金曜日（決定日）までの5連続取引日の終値の平均値（上場の場合）若しくは連結BPSを、決定日の翌日以降次回決定日まで適用（但し、下限取得価額を下回る場合は下限取得価額を適用）	毎月第3金曜日（決定日）までの5連続取引日の終値の平均値を、決定日の翌日以降次回決定日まで適用（但し、下限取得価額を下回る場合は下限取得価額を適用）
取得請求権（株式対価）	当初取得価額	未決定	未決定
	決定方法	2013年4月1日に先立つ5連続営業日の仙台銀行株価終値の平均値（上場の場合）若しくは連結BPSを採用	2013年4月1日に先立つ5連続営業日の終値の平均値を採用（但し、下限取得価額を下回る場合は下限取得価額を採用）
	下限取得価額（円）	302	302÷6.5
	一般的な調整条項	あり	あり
取得条項（株式対価）	一斉取得日	2036年10月1日	仙台銀行第I種優先株式と同条件
	交付財産	仙台銀行普通株式	じもとホールディングス普通株式 新設持株会社株式に変更
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の終値の平均値（上場の場合）若しくは連結BPS（但し、下限取得価額を下回る場合は下限取得価額を適用）	一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の終値の平均値（但し、下限取得価額を下回る場合は下限取得価額を適用）

取 得 条 項 (金 銭 対価)	取得可能期間	2021年10月1日～	2021年10月1日～	仙台銀行第I種優先株式と同条件
	取得条件	取得の決議を実施する取締役会開催日までの30連続営業日の全ての日において終値（上場の場合）若しくは連結BPSが下限取得価額を下回る場合で、かつ金融庁の事前承認を得ている場合	取得の決議を実施する取締役会開催日までの30連続営業日の全ての日において終値が下限取得価額を下回る場合で、かつ金融庁の事前承認を得ている場合に可能	持株会社が上場することに鑑み、非上場の場合に適用する連結BPSに関する記載を削除した以外は仙台銀行第I種優先株式と同条件
	1株あたり交付財産（円）	1,500+経過優先配当金相当額	(1,500÷6.5) +経過優先配当金相当額	株式移転比率で調整

2022年10月、じもとホールディングスは、B種優先株式について、10株を1株の割合をもって併合しました。

また、じもとホールディングスは、仙台銀行の株式を優先株式（第I種）として保有しておりましたが、資本政策上の事務負担や、二重コストを解消することで機動性を高める観点から、2023年3月にじもとホールディングスが取得請求権を行使し、優先株式を普通株式に転換することで、じもとホールディングスと仙台銀行における同一の資本構造を見直しました。

9. 機能強化のための前提条件

当行の主要営業区域である宮城県の景気は、2023年5月に新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したことにより、計画終期に向けて回復していくものと見込んでおります。

(金利)

金利の見通しにつきましては、2023年3月末の水準よりも上昇したのち、2024年3月末の水準にて推移するものと想定しております。

(為替)

為替（ドル／円）レートの見通しにつきましては、2023年3月末の水準を基に129円前後にて推移するものと想定しております。

(株価)

株価の見通しにつきましては、2023年3月末の水準を基に、計画期間内は27,000円前後の水準にて推移するものと想定しております。

指標	2021/3期 実績	2022/3期 実績	2023/3期 実績	2024/3期 (前提)
無担保コール〇／N (%)	△0.044	△0.020	△0.030	△0.030
10年国債 (%)	0.120	0.210	0.320	0.600
為替（ドル／円）(円)	110.72	122.41	133.54	129.00
日経平均株価 (円)	29,178	27,821	28,041	27,000

※実績等は、以下の数値を記載しております。

1. 無担保コール〇／N : 日本銀行が公表する無担保コール〇／N物レートの平均値
2. 10年国債 : QUICK社が算出する終値レート
3. 為替（ドル／円） : みずほ銀行が公表する午前10時時点の仲値レート
4. 日経平均株価 : 終値

「金融機能強化のための特別措置に関する内閣府令」

第 15 条第 2 項に定められる提出書類

内閣府令第 15 条第 2 項 第 1 号

項 目	添 付 書 類 名
・経営強化計画の変更の理由書	・同左

経営強化計画の変更の理由書

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社じもとホールディングス
代表取締役社長 鈴木 隆

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社仙台銀行
代表取締役頭取 鈴木 隆

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第22条第2項に基づき、2021年9月28日承認を受けました2021年4月（計画の始期）より2024年3月（計画の終期）までとする経営強化計画について、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第9条第1項に基づき、変更後の経営強化計画を提出する理由は以下のとおりであります。

記

1. 損益状況

株式会社仙台銀行（以下、「当行」という。）では、計画2年目にあたる2023年3月期において、貸出金利息が前年同期比で2億93百万円増加した一方、有価証券利息配当金が前年同期比で19億58百万円減少したことなどにより資金利益が前年同期比で16億47百万円減少し、当期純利益は11億57百万円と、計画比△8億63百万円の未達となりました。

	2021/3期 始期・実績	2022/3期 実績	2023/3期	
			計画	実績
業務粗利益	13,146	13,519	13,471	12,048
資金利益	12,584	12,938	13,016	11,291
役務取引等利益	842	667	455	859
その他業務利益	△ 280	△ 85	—	△ 102
経費	10,329	10,224	10,152	10,080
【コア業務純益】	3,172	3,458	—	2,162
(除く、投信解約損益)	3,083	3,382	3,319	2,073
与信関係費用	758	1,029	502	693
経常利益	1,985	2,434	2,760	1,491
当期純利益	1,717	1,506	2,020	1,157

2. 有価証券の状況

当行の有価証券運用につきましては、SBI グループと連携して対応してまいりましたが、海外金利の上昇により、有価証券の評価損が拡大しました。

当行では、有価証券評価損益の拡大を受け、評価損拡大を防止するための取組みを実施したことにより、足下評価損の拡大は抑制されておりますが、評価損の拡大抑制を最優先課題として対応したため、当初想定しておりました有価証券利息配当金の受取ができなくなっております。

当行では引き続き、有価証券評価損の縮小を最優先課題とし、足下 S B I ポートからの配当金は受け取らず、評価損の縮小に充当していく方針としており、2024 年度の有価証券利息配当金は、当初経営強化計画策定時よりも減少する見通しです。

3. 利益剰余金計画

当行は、2023 年 3 月期の当期純利益が計画比△8 億円の未達となったことから、2023 年 3 月期末のその他利益剰余金は 171 億円と計画比△8 億円となりました。

現計画の終期であります 2024 年 3 月期末のその他利益剰余金は 201 億円までの積み上げを計画しておりますが、現行では計画達成は困難な状況となっております。

4. 経営強化計画の変更理由

当行は、前述の通り収益計画が未達となり、その他利益剰余金についても当初計画通りの達成が困難な状況となっております。

また、引き続き有価証券評価損の縮小を優先し、有価証券利息配当金が低位で推移する見込みであるため、収益の見通し、ひいては利益剰余金計画について変更するものです。

それにより、2021 年 9 月 28 日承認を受けました現行の経営強化計画に記載された事項について変更が生じることから、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 9 条第 1 項に基づき、変更後の経営強化計画を提出するものであります。

以 上

内閣府令第15条第2項第2号

- ・法第4条第1項第2号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、内閣府令第3条第2号から第4号までに掲げる書類
- ・内閣府令第3条第1項第2号に掲げる書類

項目	添付書類名
1. 貸借対照表等 (提出の日前6ヶ月以内の一定の日のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表等 1. 株式会社じもとホールディングス <ul style="list-style-type: none"> (1)連結 <ul style="list-style-type: none"> ①第11期末(2023年3月31日現在)貸借対照表 ②第11期末(2022年4月1日から2023年3月31日まで)損益計算書 2.株式会社仙台銀行 <ul style="list-style-type: none"> (1)単体 <ul style="list-style-type: none"> ①第102期末(2023年3月31日現在)貸借対照表 ②第102期末(2022年4月1日から2023年3月31日まで)損益計算書 (2)連結 <ul style="list-style-type: none"> ①第102期末(2023年3月31日現在)貸借対照表 ②第102期末(2022年4月1日から2023年3月31日まで)損益計算書
2.自己資本比率を記載した書面 (提出の日前6ヶ月以内の一定の日のもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・自己資本比率を記載した書面 1.株式会社じもとホールディングス (連結)自己資本比率の状況(2023年3月末) 2.株式会社仙台銀行 (単体)自己資本比率の状況(2023年3月末) (連結)連結自己資本比率の状況(2023年3月末)
3.最終の株主資本等変動計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・株主資本等変動計算書 1.株式会社じもとホールディングス (連結)第11期末 連結株主資本等変動計算書 2.株式会社仙台銀行 (単体)第102期末 株主資本等変動計算書 (連結)第102期末 連結株主資本等変動計算書
4.最近の日計表	<ul style="list-style-type: none"> ・最近の日計表 総勘定元帳(2023年7月31日現在)
5.その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類 1.株式会社じもとホールディングス 四半期報告書(第12期第1四半期) 2.株式会社仙台銀行 <ul style="list-style-type: none"> ①第103期第1四半期末(2023年6月30日現在)貸借対照表 ②第103期第1四半期末(2023年4月1日から2023年6月30日まで)損益計算書

第11期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	222,274	預 金	2,306,818
買 入 金 錢 債 権	765	譲 渡 性 預 金	179,293
金 錢 の 信 託	2,920	借 用 金	68,922
有 價 証 券	494,413	そ の 他 負 債	17,953
貸 出 金	1,883,027	賞 与 引 当 金	374
外 国 為 替	310	退 職 給 付 に 係 る 負 債	105
リース債権及びリース投資資産	12,483	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	199
そ の 他 資 産	31,859	偶 発 損 失 引 当 金	480
有 形 固 定 資 産	21,838	繰 延 税 金 負 債	248
建 物	7,949	再評価に係る繰延税金負債	1,368
土 地	12,463	支 払 承 諾	5,778
建 設 仮 勘 定	84	負債の部合計	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,341	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	1,299	資 本 金	18,750
ソ フ ト ウ エ ア	1,064	資 本 剰 余 金	68,879
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	235	利 益 剰 余 金	19,042
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,587	自 己 株 式	△ 92
繰 延 税 金 資 産	165	株 主 資 本 合 計	106,579
支 払 承 諾 見 返	5,778	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 31,095
貸 倒 引 当 金	△ 21,453	土 地 再 評 価 差 額 金	3,064
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 1,045
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 29,076
		非 支 配 株 主 持 分	227
資産の部合計		純資産の部合計	77,730
		負債及び純資産の部合計	2,659,272

第11期

〔 2022年4月1日から
2023年3月31日まで 〕 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	37,435
資 金 運 用 収 益	23,556
貸 出 金 利 息	22,030
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,204
コールローン利息及び買入手形利息	2
預 け 金 利 息	295
そ の 他 の 受 入 利 息	24
役 務 取 引 等 収 益	6,693
そ の 他 業 務 収 益	1,560
そ の 他 経 常 収 益	5,623
償 却 債 権 取 立 益	39
株 式 等 売 却 益	402
そ の 他 の 経 常 収 益	5,181
経 常 費 用	41,733
資 金 調 達 費 用	233
預 金 利 息	145
譲 渡 性 預 金 利 息	5
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 0
借 用 金 利 息	52
そ の 他 の 支 払 利 息	29
役 務 取 引 等 費 用	3,532
そ の 他 業 務 費 用	1,418
営 業 経 常 費 用	22,348
そ の 他 経 常 費 用	14,201
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	8,776
そ の 他 の 経 常 費 用	5,424
経 常 損 失	4,297
特 別 利 益	36
固 定 資 産 処 分 益	9
そ の 他 の 特 別 利 益	26
特 別 損 失	546
固 定 資 産 処 分 損	99
減 損 損 失	447
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	4,808
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	418
法 人 税 等 調 整 額	1,850
法 人 税 等 合 計	2,269
当 期 純 損 失	7,078
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	4
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	7,082

第2 第102期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
現 金 預 け 金	96,452	預 当 座 預 金	1,035,715	
現 金	14,522	普 通 預 金	17,242	
預 け 金	81,929	貯 蓄 預 金	727,813	
買 入 金 銭 債 権	765	通 知 預 金	6,604	
金 銭 の 信 託 券	2,920	定 期 預 金	873	
有 働 証 券	277,401	定 期 積 金	275,385	
国 方 債 債 債 式 券	3,235	そ の 他 の 預 金	4,987	
地 方 債 債 債 式 券	35,759	讓 渡 性 預 金	2,809	
社 株 式 券	33,798	借 用 金	175,200	
そ の 他 の 証 券	2,155	借 入 金	40,113	
貸 出 金	202,452	そ の 他 負 債	40,113	
割 引 手 形 付 付	903,348	未 決 済 為 替 借 借 等 用 益 金	6,113	
手 形 貸 付 越 替	1,315	未 払 法 人 税	62	
証 書 貸 付	21,139	未 払 費 収 収	379	
当 座 貸	822,113	前 受 収 収	391	
外 国 為 替	58,779	従 業 員 預 り 備 債	348	
外 国 他 店 預	10	給 付 填 延 金 務 債	126	
そ の 他 資 産	11,169	資 産 除 去 債	0	
未 決 済 為 替	82	そ の 他 の 負 債	3	
前 払 費 用	60	賞 与 引 当 金	4,802	
未 収 収 益	554	睡眠預金払戻損失引当金	371	
金 融 派 生 商 品	46	偶 発 損 失 引 当 金	89	
そ の 他 の 資 産	10,425	再評価に係る繰延税金負債	219	
有 形 固 定 資 産	11,515	支 払 承 諾	915	
建 物 地 定 産	3,692	負 債 の 部 合 計	641	
土 地	7,209		1,259,379	
建 設 仮 勘 定	39	(純資産の部)		
その他の有形固定資産	573	資 本 金	22,735	
無 形 固 定 資 産	547	資 本 剰 余 金	11,039	
ソ フ ト ウ エ ア	484	資 本 準 備 金	11,039	
その他の無形固定資産	63	利 益 剰 余 金	17,637	
前 払 年 金 費 用	560	利 益 準 備 金	519	
繰 延 税 金 資 産	384	そ の 他 利 益 剰 余 金	17,118	
支 払 承 諾 見 返	641	繰 越 利 益 剰 余 金	17,118	
貸 倒 引 当 金	△ 6,667	株 主 資 本 合 計	51,411	
資 产 の 部 合 計	1,299,051	そ の 他 有 価 証 券 評 價 差 額 金	△ 13,486	
		土 地 再 評 價 差 額 金	1,746	
		評 價 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 11,739	
		純 資 产 の 部 合 計	39,671	
		負 債 及 び 純 資 产 の 部 合 計	1,299,051	

第3 第102期 (2022年4月1日 から
2023年3月31日 まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金額
経常収益	14,700	
利息	11,370	
利子	10,578	
配当	604	
当利	2	
利入	160	
利受	24	
利入	2,908	
手取	647	
役務	2,261	
手取	102	
買却	0	
売却	6	
売却	3	
売却	92	
売却	318	
手取	3	
手取	222	
手取	92	
常費	13,209	
調達	79	
預金	50	
預金	5	
預金	0	
預金	0	
預金	19	
預金	3	
手取	2,049	
手取	102	
手取	1,946	
手取	205	
手取	0	
手取	0	
手取	204	
手取	10,035	
手取	839	
手取	566	
手取	21	
手取	26	
手取	224	
常別	1,491	
資産	9	
資産	88	
資産	66	
資産	22	
利期	1,411	
利期	372	
利期	△ 118	
利期	254	
利期	1,157	

2 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	96,452	預 渡 性 預 金	1,035,634
買 入 金 錢 債 権	765	借 用 金	175,200
金 錢 の 信 託	2,920	そ の 他 負 債	40,113
有 債 証 券	277,352	賞 与 引 当 金	6,122
貸 出 金	903,348	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	374
外 国 為 替	10	偶 発 損 失 引 当 金	89
そ の 他 資 産	11,170	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	219
有 形 固 定 資 産	11,515	支 払 承 諾	915
建 物	3,692	負 債 の 部 合 計	641
土 地	7,209	(純 資 産 の 部)	1,259,309
建 設 仮 勘 定	39	資 本 金	22,735
その他の有形固定資産	573	資 本 剰 余 金	11,039
無 形 固 定 資 産	547	利 益 剰 余 金	17,659
ソ フ ト ウ エ ア	484	株 主 資 本 合 計	51,433
その他の無形固定資産	63	その他の有価証券評価差額金	△ 13,486
退 職 給 付 に 係 る 資 産	470	土 地 再 評 価 差 額 金	1,746
繰 延 税 金 資 産	413	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 62
支 払 承 諾 見 返	641	その他の包括利益累計額合計	△ 11,802
貸 倒 引 当 金	△ 6,667	純 資 産 の 部 合 計	39,631
資 産 の 部 合 計	1,298,941	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,298,941

3 (2022年4月 1日 から
2023年3月31日 まで) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(1) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金額
経常 収 益		14,761
資金 運用 収 益		11,367
貸出金 利 息		10,578
有価証券 利 息 配当金		601
コールローン利息及び買入手形利息		2
預け金 利 息		160
その他の受入利 息		24
役務取引等 収 益		2,966
その他業務 収 益		102
その他の経常 収 益		325
償却債権取立て 収 益		3
その他の経常 収 益		321
経常 費 用		13,258
資金調達費 用		79
預金 利 息		50
譲渡性預金 利 息		5
コールマネー利息及び売渡手形利息		0
借用金 利 息		0
その他の支払利 息		22
役務取引等 費 用		2,050
その他業務 費 用		205
営業経常 費 用		10,083
その他の経常 費 用		839
貸倒引当金繰入額		566
その他の経常 費 用		273
経常 利 益		1,503
特別 利 益		9
固定資産処分益		9
特別損失		88
固定資産処分損失		66
減損損失		22
税金等調整前当期純利益		1,424
法人税、住民税及び事業税		377
法人税等調整額	△ 118	
法人税等合計		259
当期純利益		1,164
親会社株主に帰属する当期純利益		1,164

じもとホールディングス

基準日	2023	3	31
-----	------	---	----

連結自己資本比率
総括表（国内基準）

(単位：円、%)

項目	当期末	【参考】前期末（2022年3月末）	
		経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目			
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	106,339,537,280		113,752,081,303
うち、資本金及び資本剰余金の額	87,629,779,467		87,629,805,714
うち、利益剰余金の額	19,042,200,648		26,554,353,495
うち、自己株式の額（△）	92,000,515		86,565,726
うち、社外流出予定額（△）	240,442,320		345,512,180
うち、上記以外に該当するものの額	0		0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△1,045,297,198		△541,821,158
うち、為替換算調整勘定	0		0
うち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第6条第2項）によりコア資本に含まれる退職給付に係るもの額	△1,045,297,198		△541,821,158
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	0		0
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	0		0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,218,864,791		6,358,495,232
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6,218,864,791		6,358,495,232
うち、適格引当金コア資本算入額	0		0
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第3条第4項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第3条第5項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第1条第2項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	0		0
土地再評価額と再評価前後の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第3項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	199,506,849		430,264,469
非支配株主持分のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第7条第3項及び第4項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	22,708,203		45,180,398
コア資本に係る差額項目（イ）	111,735,319,925		120,044,200,244
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	902,274,305	0	644,756,908
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	0	0	0
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	902,274,305	0	644,756,908
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	0	53,947,546	495,270,801
適格引当金不足額	0	0	0
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	1,278,763,420	0	1,421,718,412
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	0	0	0
退職給付に係る資産の額	2,679,214,312	0	2,623,806,143
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	316	0	4,592

じもとホールディングス

意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	0	0	0	0
少數出資金融機関等の対象普通株式等の額	0	0	0	0
特定項目に係る十パーセント基準超過額	0	0	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	0	0	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0	0	0
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	0	0	0	0
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	0	0	0	0
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	0	0	0	0
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	0	0	0	0
コア資本に係る調整項目の額 (口)	4,760,252,353		5,185,556,856	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	106,975,067,572		114,858,643,388	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,334,638,845,716		1,351,883,208,229	
資産（オン・バランス）項目	1,328,918,262,752		1,344,198,702,692	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	4,433,485,525		4,780,716,320	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示別則第8条第4項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	0		0	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示別則第8条第4項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	0		0	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示別則第8条第4項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額	0		0	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示別則第12条第4項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額	0		0	
うち、上記以外に該当するものの額	4,433,485,525		4,780,716,320	
オフ・バランス取引等項目	5,533,263,000		7,495,291,983	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	176,828,700		176,194,874	
中央清算機関を通じエクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額	10,491,264		13,018,680	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	0		0	
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	58,378,282,650		57,013,291,412	
信用リスク・アセット調整額	0		0	
オペレーションナル・リスク相当額調整額	0		0	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,393,017,128,366		1,408,896,499,641	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.67 %		8.15 %	

(注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける銀行持株会社が記載するものとする。

2. 本表における項目の内容については、「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号）」に規定する別紙様式第12号（注）に従うものとする。

じもとホールディングス

3. 他の金融機関等（自己資本比率告示第8条第6項に規定する「他の金融機関等」をいう。）の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

(単位：百万円)	
区分	残高（末残）
対象普通株式等（に相当するもの）	
対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他の外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	
その他外部TLAC関連調達手段	
うち、その他外部TLAC調達手段であって、経過措置（10年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150%のリスク・ウェイトを適用していない額	

4. 特定取引勘定非設置行を子会社とする銀行持株会社にあっては以下の左表の計数について、特定取引勘定設置行を子会社とする銀行持株会社にあっては以下の右表の計数について記載すること。
ただし、マーケット・リスク相当額を算入しない金融機関においては、以下の表の記載を要しない。

(単位：百万円)	
区分	当期末残高
商品有価証券	
売付商品債券	
計(A)	
総資産(B)	
比率(A/B)	%

(単位：百万円)	
区分	当期末残高
特定取引資産	
特定取引負債	
計(A)	
総資産(B)	
比率(A/B)	%

5. 大口寸位の基準となる自己資本の額（自己資本の額から商格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額）（単位：円）

106,975,067,572

6. 信用リスクに関する記載：（標準的手法採用行=1、基礎的内部格付け手法採用行=2、先進的内部格付け手法採用行=3）

1

7. マーケット・リスクの一般市場リスクに関する記載：（標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3）

0

8. マーケット・リスクの個別リスクに関する記載：（標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3）

0

9. マーケット・リスク相当額を不算人とする銀行は、上記(注)7. 及び8. についてそれぞれ0を記載すること。

106,975,067,572

10. カーレーション・リスクに関する記載：（基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3）

1

11. 採用する企業会計の基準に関する記載に関する記載：（日本基準を採用=1、指定国際会計基準を採用=2、修正国際基準を採用=3、米国会計基準を採用=4）

1

12. 特定企業会計基準等適用法人等についても、採用する企業会計の基準によらず、本様式を使用すること。

ただし、本様式中に記載すべき事項について、採用する企業会計の基準で使用する項目等を読み替えて記載している事項等があれば、その内容について欄外に注記すること。

1

13. 前期データのうち、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により変更が生じた箇所については、変更後の金額を欄外に注記すること。

--

【当期末に係る補記】

*総所要自己資本額（リスク・アセット等の額の合計額（=）×4%）
= 55,720,685,134 ← 決算説明資料、ディスクロ等で使用

検印
係印

カ レ ヒ 区分	社 会 基 本 指 標	融 資 基 本 指 標	業 態 基 本 指 標	銀 行 基 本 指 標	地 域 ・ 資 産	時 期			カ レ ヒ 数				
						年	月	区 分					
1	2	4	5	6	7	10	11	14	15	19	20	22	
0	380	1	0	0	5	12	0	0	0	0	3	6	002

13 自己資本比率の状況

[国内基準に係る単体自己資本比率]

項目			コード	当期末		前期末		
				経過措置による不算入額		経過措置による不算入額		
コア資本に係る基礎項目								
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額				51,140		50,254		
うち、資本金及び資本剰余金の額				33,774		33,774		
うち、利益剰余金の額				17,637		16,515		
うち、自己株式の額(△)				-		-		
うち、社外流出予定額(△)				271		35		
うち、上記以外に該当するものの額				-		-		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				-		-		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				1,753		2,281		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				1,753		2,281		
うち、適格引当金コア資本算入額				-		-		
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				-		-		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				-		-		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				-		-		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				119		239		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)				53,013		52,775		
コア資本に係る調整項目								
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除去)の額の合計額				380		346		
うち、のれんに係るものの額				-		-		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				380		346		
繰延税金資産(一時差異に係るもの除去)の額				-		-		
適格引当金不足額				-		-		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				-		-		

負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		-		-
前払年金費用の額		388		330
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		-		-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		-		-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		-		-
特定項目に係る10%基準超過額		-		-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		-		-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-		-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		-		-
特定項目に係る15%基準超過額		-		-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		-		-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-		-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		-		-
コア資本に係る調整項目の額（口）	769		677	

自己資本

自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	010	52,244		52,098
--------------------	-----	--------	--	--------

リスク・アセット等

信用リスク・アセットの額の合計額		635,392		625,365
資産（オン・バランス）項目		634,125		623,836
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		2,661		2,661
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額		-		-
うち、上記以外に該当するものの額		2,661		2,661
オフ・バランス項目		1,226		1,497
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		30		17
中央清算機関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		10		13
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		-		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		24,642		24,355
信用リスク・アセット調整額		-		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-		-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	020	660,035		649,721

自己資本比率

自己資本比率（（ハ）／（ニ））		7.91%		8.01%
-----------------	--	-------	--	-------

カード区分	計表番号	勘定区分	業態	銀行番号	地域・店舗	時 期			カート枚数			
						年	月	区分				
1	2	4	5	6	7	10	11	14	15	19	20	22
0	652	1	0	0	512	0000	050	36	002			

3 連結自己資本比率の状況 〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

項 目	コード	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額	標準的手法	経過措置による不算入額	(単位：百万円)
コア資本に係る基礎項目					
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額		51,162		50,269	
うち、資本金及び資本剰余金の額		33,774		33,774	
うち、利益剰余金の額		17,659		16,530	
うち、自己株式の額（△）		-		-	
うち、社外流出予定額（△）		271		35	
うち、上記以外に該当するものの額		-		-	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額		△ 62		33	
うち、為替換算調整勘定		-		-	
うち、退職給付に係るもの額		△ 62		33	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額		-		-	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		1,753		2,281	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		1,753		2,281	
うち、適格引当金コア資本算入額		-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		119		239	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-		-	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）		52,973		52,824	

コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額		380		346	
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		-		-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		380		346	
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額		-		-	
適格引当金不足額		-		-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		-		-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		-		-	
退職給付に係る資産の額		326		364	
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		-		-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		-		-	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		-		-	
特定項目に係る10%基準超過額		-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-		-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		-		-	
特定項目に係る15%基準超過額		-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		-		-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		-		-	
コア資本に係る調整項目の額（口）		707		711	
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	0 1 0	52, 266		52, 113	
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額		635, 344		625, 317	
資産（オン・バランス）項目		634, 076		623, 788	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		2, 661		2, 661	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額		-		-	
うち、上記以外に該当するものの額		2, 661		2, 661	
オフ・バランス取引等項目		1, 226		1, 497	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		30		17	

中央清算機関連エクスボージャーに係る 信用リスク・アセットの額		10		13
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除 して得た額		-		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額		24,712		24,392
信用リスク・アセット調整額		-		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-		-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	0 2 0	660,056		649,710
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))		7.91%		8.02%

第11期

2022年4月1日から
2023年3月31日まで

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	18,750	68,879	26,554	△ 86	114,097	△ 16,158	3,274	△ 541	△ 13,425	225	100,898
当 期 変 動 額											
剩 余 金 の 配 当			△ 639		△ 639						△ 639
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△ 7,082		△ 7,082						△ 7,082
自 己 株 式 の 取 得				△ 10	△ 10						△ 10
自 己 株 式 の 処 分		△ 0		4	4						4
土地再評価差額金の取崩			209		209						209
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△ 14,937	△ 209	△ 503	△ 15,650	1	△ 15,649
当 期 変 動 額 合 計	—	△ 0	△ 7,512	△ 5	△ 7,517	△ 14,937	△ 209	△ 503	△ 15,650	1	△ 23,167
当 期 末 残 高	18,750	68,879	19,042	△ 92	106,579	△ 31,095	3,064	△ 1,045	△ 29,076	227	77,730

第4 第102期 2022年 4月 1日から
2023年 3月 31日まで 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

資本金	株主資本								評価・換算差額等			純資産合計	
	資本準備金	資本		剰余金	利益	剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金							
当期首残高	22,735	11,039	—	11,039	511	16,003	16,515	50,289	△ 5,429	1,746	△ 3,683	46,606	
当期変動額													
利益準備金の積立					7	△ 7	—	—				—	
剰余金の配当						△ 35	△ 35	△ 35				△ 35	
当期純利益						1,157	1,157	1,157				1,157	
優先株式の取得請求権の行使に伴う金銭の交付			△ 0	△ 0				△ 0				△ 0	
利益剰余金から資本剰余金への振替			0	0		△ 0	△ 0	—				—	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									△ 8,056		△ 8,056	△ 8,056	
当期変動額合計	—	—	—	—	7	1,114	1,121	1,121	△ 8,056	—	△ 8,056	△ 6,934	
当期末残高	22,735	11,039	—	11,039	519	17,118	17,637	51,411	△ 13,486	1,746	△ 11,739	39,671	

(2 0 2 2 年 4 月 1 日から
2 0 2 3 年 3 月 3 1 日まで)

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				その他の包括利益累計額				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	22,735	11,039	16,530	50,304	△ 5,429	1,746	33	△ 3,649	46,655
当 期 変 動 額									
剰余金の配当			△ 35	△ 35					△ 35
親会社株主に帰属する当期純利益			1,164	1,164					1,164
優先株式の取得請求権の行使に伴う金銭の交付		△ 0		△ 0					△ 0
利益剰余金から資本剰余金への振替		0	△ 0	—					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△ 8,057		△ 96	△ 8,153	△ 8,153
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,128	1,128	△ 8,057	—	△ 96	△ 8,153	△ 7,024
当 期 末 残 高	22,735	11,039	17,659	51,433	△ 13,486	1,746	△ 62	△ 11,802	39,631

総勘定元帳（貸借対照表）

店名 998 全店計

令和05年07月31日 (月)

勘定科目	科目コード			令和5年7月31日	備考	勘定科目	科目コード			令和5年7月31日	備考
現金・預け金	S100120			102,048,281,219		預金	G300020			1,051,935,423,416	
現金	1010101			13,517,735,116		当座預金	3010101			16,749,353,144	
(通貨)	1000101			8,460,656,438		普通預金	3010501			737,735,466,985	
(手形・小切手)	1000105			57,753,705		貯蓄預金	3010701			6,522,132,291	
(機械口通貨)	1000110			4,653,883,498		通知預金	3011001			907,395,831	
(現送金)	1000115			345,441,475		定期預金 #	G300070			281,915,433,413	
外国通貨	1010110			0		定期積金	3012501			4,889,767,000	
預け金 #	G100050			88,530,546,103		別段預金	3012001			2,986,741,806	
コールローン #	G100060			0		納税準備預金	3013001			223,410,236	
買現先勘定	1070101			0		非居住者円預金 #	G300110			0	
買入手形 #	G100100			0		外貨預金 #	G300120			5,722,710	
買入金銭債権 #	G100130			580,901,902							
商品有価証券 #	G100160			0		譲渡性預金	3050101			175,200,000,000	
金銭の信託 #	G100210			2,920,859,135		コールマネー #	G300150			0	
有価証券 #	G100240			297,044,841,566		売現先勘定	3120101			0	
貸出金	G100290			908,985,077,112		売渡手形	3150101			0	
割引手形 #	G100300			1,298,639,358		借用金 #	G300220			40,106,480,000	
貸付金	S100100			907,686,437,754		外国為替 #	G300250			0	
手形貸付 #	G100310			21,147,811,655		転換社債	3300101			0	
証書貸付 #	G100320			833,149,814,966		その他負債	G300320			7,288,229,009	
当座貸越 #	G100330			53,388,811,133		未決済為替借	3400101			0	
外国為替 #	G100340			11,483,622		未払法人税等 #	G300340			214,600	
その他資産	G100390			11,772,324,231		未払費用 #	G300350			0	
未決済為替貸	1500101			0		前受収益 #	G300360			0	
前払費用 #	G100410			0		従業員預り金 #	G300370			134,789,589	
未収收益 #	G100420			0		給付補填備金	3402501			118,351	
先物取引差入証拠金 #	G100430			0		先物取引受入証拠金 #	G300390			0	
先物取引差金勘定 #	G100440			0		先物取引差金勘定 #	G300400			0	
有価証券関連その他資産 #	G100450			46,058,436		有価証券関連その他負債 #	G300410			0	
仮払金 #	G100460			927,683,760		リース債務	3407701			0	
代理店貸	1509901			0		資産除去債務	3408901			3,641,401	
繰延資産	1503597			0		代理店借 #	3408101			0	
外国為替換算差金	1503631			0		未払配当金	3405501			0	
出資金	1503591			20,108,225		未払送金為替	3406001			8,700	
その他の資産	G100510			10,778,473,810		預金利子税等預り金 #	G300470			27,415,394	
有形固定資産	G100520			11,686,738,090		仮受金 #	G300480			6,863,894,468	
事業用建物	1550101			3,715,198,268		外国為替換算差金	3407584			0	
事業用土地	1550105			7,209,845,357		未払事業所税	3407566			0	
有形リース資産	1551015			0		その他の負債	S300070			258,146,506	
建設仮勘定	1551010			164,892,600		商法上の引当金 #	S300080			89,037,621	
その他の有形固定資産 #	G100570			596,801,865		その他の引当金	3540101			0	
無形固定資産	G100580			588,255,363		特別法上の引当金 #	G300620			0	
ソフトウェア	1551701			493,469,531		繰延税金負債 #	G300640			184,968,951	
のれん	1551901			0		再評価に係る繰延税金負債	3570101			915,401,507	
無形リース資産	1551510			0		代理貸付見返	3350101			753,377,520	
その他の無形固定資産	1551505			94,785,832		支払承諾 #	G300710			611,428,631	
繰延税金資産 #	G100630			569,475,237		負ののれん	3630101			0	
再評価に係る繰延税金資産	1580101			0		外為総括科目(負債)	3690101			0	
代理貸付	1450101			753,377,520		負債勘定合計	G300010			1,277,084,346,655	
支払承諾見返 #	G100700			611,428,631		株主資本 #	S500020			51,140,283,052	
貸倒引当金 #	G300800			▲ 6,667,826,283		評価・換算差額等 #	S500030			1,746,413,439	
投資損失引当金	1900101			0		新株予約権	5310101			0	
本支店勘定	G100800			0		純資産勘定合計	S500040			52,886,696,491	
外為総括科目(資産)	1980101			0		負債勘定・純資産勘定合計	S300110			1,329,971,043,146	
資産勘定合計	G100000			1,330,905,217,345		収益勘定合計	S800060			6,058,901,699	
損失勘定合計	S900080			5,124,727,500		当期利益	5900101			934,174,199	
合計	S100110			1,336,029,944,845		合計	S300120			1,336,029,944,845	

N005 # 印は、内訳科目有りを示す。 *は、細目有りを示す。

総勘定元帳 (損益計算書)

店名 998 全店計

令和5年07月31日 (月)

勘定科目	科目コード		令和5年7月31日	備考	勘定科目	科目コード		令和5年7月31日	備考
経常費用	S900010		5,084,671,387		経常収益	S800010		6,058,901,699	
資金調達費用	S900020		45,148,082		資金運用収益	S800020		4,037,899,862	
預金利息 #	G900010		12,075,035		貸出金利息 #	G800010		3,868,642,358	
譲渡性預金利息	9030101		1,757,288		有価証券利息配当金 #	G800060		112,551,581	
コールマネー利息 #	G900140		326		コールローン利息 #	G800100		136	
売現先利息	9060101		0		買現先利息	8080101		0	
売渡手形利息	9070101		0		買入手形利息	8090101		0	
借用金利息 #	G900210		49,321		預け金利息 #	G800170		48,904,757	
転換社債利息	9110101		0		金利スワップ受入利息	8130101		0	
金利スワップ支払利息	9130101		0		その他の受入利息 #	G800210		7,799,680	
その他の支払利息 #	G900280		990,565		給付補填償金戻入	8590101		1,350	
戻貸出金利息 #	G900330		30,275,547						
役務取引等費用	S900030		818,367,571		役務取引等収益	S800070		1,114,202,345	
支払為替手数料 #	G900380		37,347,529		受入為替手数料 #	G800280		232,048,113	
その他の役務費用 #	G900410		781,020,042		その他の役務収益 #	G800310		882,154,232	
その他業務費用	S900040		14,422,363		その他業務収益	S800030		482,390	
外国為替売買損 #	G900460		0		外国為替売買益 #	G800340		0	
商品有価証券売買損	G900490		0		商品有価証券売買益	G800370		0	
商品有価証券償還損	G900510		0		商品有価証券償還益	G800390		0	
商品有価証券償却	G900530		0		国債等債券売却益 #	G800410		0	
国債等債券売却損 #	G900550		152,565		国債等債券償還益 #	G800430		0	
国債等債券償還損 #	G900570		4,856,000		金融派生商品収益	8160101		482,390	
国債等債券償却 #	G900590		0		その他の業務収益	S800090		0	
金融派生商品費用	9234101		9,413,798						
その他の業務費用	S900090		0						
営業経費	G900670		3,597,237,439						
人件費 #	G900680		1,901,716,028						
物件費	G900690		1,525,318,952						
事務費 #	9331901		1,044,940,692						
福利厚生費 *	9332301		12,730,971						
預金保険料	9333125		77,601,000						
土地建物賃借料 *	9331101		90,828,947						
機械賃借料 *	9331301		28,070,486						
堂縫費 *	9331501		16,605,805						
保守管理費 *	9332907		229,217,282						
損害保険料	9333127		25,323,769						
有形・無形固定資産償却	9330901		0		その他経常収益	S800040		143,364,493	
税金	9333501		170,202,459		貸倒引当金戻入額 #	G800510		0	
その他経常費用 #	S900060		55,007,284		償却債権取立益	G800540		539,961	
貸倒引当金繰入額 #	G900710		0		株式等売却益 #	G800560		118,719,615	
貸出金償却 #	G900740		0		金銭の信託運用益 #	G800580		▲ 745	
株式等売却損 #	G900760		0		その他の経常収益	G800610		24,105,662	
株式等償却 #	G900900		267,674		土地建物賃貸料	8420101		13,998,656	
金銭の信託運用損 #	G900780		0		雑収入 * G800630			1,156,952	
その他の経常費用 #	G900810		54,739,610		雑益 * G800640			8,950,054	
本支店勘定利息	9680101		0		本支店勘定利息	8710101		0	
未収収益戻入	9650301		554,488,648		未払費用戻入 # G800670			762,952,609	
前受収益戻入	9520101		0		前払費用戻入 # G800690			0	
(経常利益金)	S900070		974,230,312						
特別損失 #	S900100		40,056,113		特別利益 # S800050			0	
法人税・住民税及び事業税 #	G901020		0						
法人税等調整額	9780101		0						
経常費用以外の損失計	S900110		40,056,113		経常収益以外の利益計	S800050		0	
損失勘定合計	S900080		5,124,727,500		収益勘定合計	S800060		6,058,901,699	
当期利益	5900101		934,174,199						
合計	S900120		6,058,901,699		合計	S800060		6,058,901,699	

N008 #印は、内訳科目有りを示す。*は、細目有りを示す。

四半期報告書

(第12期第1四半期)

自 2023年4月1日

至 2023年6月30日

株式会社じもとホールディングス

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	9
第3 提出会社の状況	10
1 株式等の状況	10
(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	29
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	29
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	29
(5) 大株主の状況	30
(6) 議決権の状況	30
2 役員の状況	30
第4 経理の状況	31
1 四半期連結財務諸表	32
(1) 四半期連結貸借対照表	32
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	33
四半期連結損益計算書	33
四半期連結包括利益計算書	34
2 その他	46
第二部 提出会社の保証会社等の情報	47

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月10日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
【会社名】	株式会社じもとホールディングス
【英訳名】	Jimoto Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 隆
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【電話番号】	022（722）0011（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役総合企画部長 尾形 穎
【最寄りの連絡場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【電話番号】	022（722）0011（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役総合企画部長 尾形 穎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

		2022年度 第1四半期 連結累計期間	2023年度 第1四半期 連結累計期間	2022年度
		(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
経常収益	百万円	9,674	9,253	37,435
経常利益（△は経常損失）	百万円	1,435	809	△4,297
親会社株主に帰属する 四半期純利益	百万円	980	622	—
親会社株主に帰属する当期純 利益（△は親会社株主に帰属 する当期純損失）	百万円	—	—	△7,082
四半期包括利益	百万円	△10,841	1,200	—
包括利益	百万円	—	—	△22,520
純資産額	百万円	89,708	78,690	77,730
総資産額	百万円	2,730,587	2,690,932	2,659,272
1株当たり四半期純利益	円	45.69	29.05	—
1株当たり当期純利益（△は 1株当たり当期純損失）	円	—	—	△342.52
潜在株式調整後1株当たり四 半期純利益	円	8.71	4.81	—
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益	円	—	—	—
自己資本比率	%	3.27	2.91	2.91

(注) 1. 「1株当たり四半期純利益」、「1株当たり当期純利益（△は1株当たり当期純損失）」及び「潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益」の算定上、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2. 2022年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 自己資本比率は、（(四半期)期末純資産の部合計－(四半期)期末非支配株主持分）を(四半期)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事業等のリスクについては、前事業年度の有価証券報告書における記載から重要な変更及び新たに発生したリスクはありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間における国内経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、個人消費等は持ち直しており、緩やかな回復が続くことが期待されております。

当社グループの営業エリアである宮城県経済及び山形県経済につきましても、一部に弱さがみられるものの、個人消費等に緩やかな持ち直しの動きがみられました。

当第1四半期連結累計期間において、当社グループは、「宮城と山形をつなぎ、本業支援を通じて、地元中小企業や地域に貢献する」という経営理念のもと、中期経営計画の主要テーマである「本業支援の深化」、「業務変革（DX）」、「経営管理」について、資本業務提携先であるSBIグループとの連携を積極的に活用して取り組んでまいりました。本計画を通じて、中小企業の業況改善と地域発展に貢献し、そのことが当社グループの収益改善にもつながる「共通価値の創造」の実現を目指しております。

当第1四半期連結累計期間の当社グループの業績は以下のとおりです。

当第1四半期連結会計期間末の連結財政状態につきましては、資産は、前連結会計年度末比316億59百万円増加の2兆6,909億32百万円、負債は、前連結会計年度末比306億99百万円増加の2兆6,122億41百万円となりました。純資産は、前連結会計年度末比9億59百万円増加の786億90百万円となりました。

主な勘定残高につきましては、貸出金残高は、中小企業等貸出金が減少したことなどから、前連結会計年度末比90億1百万円減少の1兆8,740億26百万円となりました。預金残高（譲渡性預金含む）は、個人預金および法人預金が減少したことから、前連結会計年度末比98億42百万円減少の2兆4,762億69百万円となりました。有価証券残高は、投資環境や市場動向を勘案した運用を行ったことなどから、前連結会計年度末比45億66百万円増加の4,989億79百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間の経営成績につきましては、経常収益は、有価証券利息配当金の減少等により資金運用収益が減少したことなどから、前第1四半期連結累計期間比4億20百万円減少の92億53百万円となりました。経常費用は、きらやか銀行における引当金の追加計上などにより、前第1四半期連結累計期間比2億6百万円増加の84億44百万円となりました。その結果、経常利益は、前第1四半期連結累計期間比6億26百万円減少の8億9百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は、前第1四半期連結累計期間比3億57百万円減少の6億22百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間のセグメント別の業績は以下のとおりです。

銀行業は、経常収益が前第1四半期連結累計期間比6億8百万円減少の74億66百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比7億25百万円減少の7億32百万円となりました。

リース業は、経常収益が前第1四半期連結累計期間比84百万円増加の16億87百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比13百万円減少の66百万円となりました。

銀行業、リース業を除くその他は、経常収益が前第1四半期連結累計期間比12百万円減少の2億73百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比2百万円増加の29百万円となりました。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題、研究開発活動

①会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

②経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について重要な変更はありません。

③優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

<コロナ特例による金融機能強化法に基づく公的資金申請に向けた対応>

当社及びきらやか銀行は、2022年5月にコロナ特例による金融機能強化法に基づく公的資金申請に向けた検討を開始し、これまで金融庁と公的資金申請への相談を進めるとともに、きらやか銀行の体制整備を進めてまいりました。

こうした中、新型コロナウイルス感染症が3年以上にわたって広範囲に地域経済にマイナスの影響を及ぼし、現在多くの地元企業が支援を必要としている状況にあると認識しております。

今後、これらの影響を受けた取引先を支援するために、2023年4月28日の当社及びきらやか銀行の取締役会において、2023年9月を目途として公的資金の申請をすることを決定しております。

本公的資金の活用は、きらやか銀行が地元企業を支える責務を全うするために、最も適切な選択であると判断しております。

2023年6月開催の定時株主総会では、株主様に今般の決算内容を報告し、公的資金申請に向けた対応について説明を行っております。また、金融庁とは、公的資金の申請金額を含めて、今後の対応を相談しております。

<SBIグループと当社グループの経営全般の改善に関する追加支援の協議>

2023年4月28日の取締役会において、上記の公的資金申請にあわせて、当社の主要株主であるSBIグループと当社グループの間で、経営全般の改善に関する追加支援の協議を開始することを決定しております。

これまで、SBIグループにおいては、資本業務提携を機に、当社に社外取締役1名を派遣しているほか、当社及びきらやか銀行と仙台銀行の取締役会や経営会議にオブザーバー2名が出席し、経営全般に係るアドバイスをいただいております。また今般、ガバナンス強化のため、上記の当社社外取締役1名がきらやか銀行非常勤取締役を兼務することで、同行の経営改善に直接関与いたします。

SBIグループと当社グループの間で、追加支援の可否、追加支援の形態、時期、金額、条件等を協議し、正式に決定次第開示してまいります。

当社としては、追加支援を通じて、SBIグループに当社及び子銀行の経営全般への関与をさらに深めていただくことで経営改善への取組みを進めてまいります。

<きらやか銀行の業績回復への追加改善策>

きらやか銀行では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取引先を含む地元企業の抜本的な再生支援を見据え引当金を追加計上したことから、同行の2023年3月期の赤字額が大幅に拡大いたしました。

きらやか銀行は、業績回復への改善策（営業体制の刷新、店舗政策、経費削減等）を着実に実施しておりますが、更なる赤字拡大を踏まえて、改めて、同行の現状と原因の究明、責任の所在を取りまとめ、役員数の削減、企業支援体制の強化、貸出審査体制の強化などの追加改善策を実施しています。

当社は、きらやか銀行の業績回復に向けて、同行が実施する改善策への関与を強化し、信用リスクを重点的に管理、監査します。また、仙台銀行は、同行常務取締役1名がきらやか銀行本店に常駐し、経営全般に關与するなど、今後も、じもとグループのパートナーとして、全面的な協力をやってまいります。

<その他有価証券評価損益への対応>

きらやか銀行と仙台銀行は、SBIグループとの連携により、北米地域や欧州地域の国債・地方債など、信用力の高い外債ファンドを保有しておりますが、前連結会計年度において、海外金利の上昇により、両行のその他有価証券の評価損が拡大しました。

このため、両行では、さらなる評価損拡大を防止するため、一時的にファンド内で日本国債などの短期の債券へ切り替えを行っております。

今後も、当社グループは、SBIグループと協議し、再度、ファンド内にて信用力の高い海外債券（北米、欧州地域の国債等）に投資を行い、その収益の一部を評価損の解消に順次充当し、中長期的な解消に取り組んでまいります。

④研究開発活動

該当事項はありません。

国内業務部門・国際業務部門別収支

国内業務部門の資金運用収支は、前第1四半期連結累計期間比5億83百万円減少の57億4百万円、役務取引等収支は前第1四半期連結累計期間比18百万円減少の6億3百万円、その他業務収支は前第1四半期連結累計期間比90百万円減少の8百万円となりました。

また、国際業務部門の資金運用収支は、前第1四半期連結累計期間比と同等の0百万円、役務取引等収支は前第1四半期連結累計期間比0百万円減少の△0百万円、その他業務収支は前第1四半期連結累計期間比26百万円減少の8百万円となりました。

この結果、国内業務部門と国際業務部門の合計では、資金運用収支は前第1四半期連結累計期間比5億83百万円減少の57億5百万円、役務取引等収支は前第1四半期連結累計期間比18百万円減少の6億3百万円、その他業務収支は前第1四半期連結累計期間比1億17百万円減少の17百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	6,287	0	—	6,288
	当第1四半期連結累計期間	5,704	0	—	5,705
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	6,348	1	0	6,349
	当第1四半期連結累計期間	5,758	1	0	5,758
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間	60	0	0	60
	当第1四半期連結累計期間	53	0	0	53
役務取引等収支	前第1四半期連結累計期間	621	0	—	622
	当第1四半期連結累計期間	603	△0	—	603
うち役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	1,592	0	—	1,593
	当第1四半期連結累計期間	1,617	—	—	1,617
うち役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	970	0	—	970
	当第1四半期連結累計期間	1,014	0	—	1,014
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	99	35	—	134
	当第1四半期連結累計期間	8	8	—	17
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間	417	36	—	453
	当第1四半期連結累計期間	328	8	—	337
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間	318	0	—	319
	当第1四半期連結累計期間	320	—	—	320

(注) 1. 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引及び円建外国債券等については「国際業務部門」に含めております。

2. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前第1四半期連結累計期間0百万円、当第1四半期連結累計期間0百万円）を控除しております。

3. 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第1四半期連結累計期間の役務取引等収益は、前第1四半期連結累計期間比24百万円増加の16億17百万円となりました。

また、役務取引等費用は、前第1四半期連結累計期間比43百万円増加の10億14百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	1,592	0	—	1,593
	当第1四半期連結累計期間	1,617	—	—	1,617
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	665	—	—	665
	当第1四半期連結累計期間	703	—	—	703
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	359	0	—	360
	当第1四半期連結累計期間	352	—	—	352
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	37	—	—	37
	当第1四半期連結累計期間	56	—	—	56
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	33	—	—	33
	当第1四半期連結累計期間	37	—	—	37
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間	19	—	—	19
	当第1四半期連結累計期間	17	—	—	17
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	13	—	—	13
	当第1四半期連結累計期間	13	—	—	13
うち投信窓販業務	前第1四半期連結累計期間	77	—	—	77
	当第1四半期連結累計期間	83	—	—	83
うち保険窓販業務	前第1四半期連結累計期間	283	—	—	283
	当第1四半期連結累計期間	257	—	—	257
役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	970	0	—	970
	当第1四半期連結累計期間	1,014	0	—	1,014
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	82	0	—	82
	当第1四半期連結累計期間	84	0	—	84

(注) 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は「国際業務部門」に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	2,354,106	168	—	2,354,274
	当第1四半期連結会計期間	2,296,223	5	—	2,296,229
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	1,540,630	—	—	1,540,630
	当第1四半期連結会計期間	1,556,003	—	—	1,556,003
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	807,439	—	—	807,439
	当第1四半期連結会計期間	734,300	—	—	734,300
うちその他	前第1四半期連結会計期間	6,035	168	—	6,204
	当第1四半期連結会計期間	5,919	5	—	5,925
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	179,785	—	—	179,785
	当第1四半期連結会計期間	180,039	—	—	180,039
総合計	前第1四半期連結会計期間	2,533,891	168	—	2,534,060
	当第1四半期連結会計期間	2,476,263	5	—	2,476,269

(注) 1. 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については「国際業務部門」に含めております。

2. 流動性預金＝当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

3. 定期性預金＝定期預金+定期積金

国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内業務部門（除く特別国際金融取引勘定分）	1,862,770	100.00	1,874,026	100.00
製造業	139,861	7.51	133,176	7.11
農業、林業	8,640	0.46	8,874	0.47
漁業	183	0.01	234	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	833	0.04	823	0.05
建設業	139,492	7.49	142,871	7.62
電気・ガス・熱供給・水道業	12,064	0.65	13,137	0.70
情報通信業	12,738	0.68	12,565	0.67
運輸業、郵便業	46,482	2.50	43,667	2.33
卸売業、小売業	129,927	6.98	128,472	6.86
金融業、保険業	101,730	5.46	91,816	4.90
不動産業、物品賃貸業	419,570	22.52	423,163	22.58
各種サービス業	203,680	10.93	203,210	10.84
地方公共団体	99,255	5.33	90,007	4.80
その他	548,298	29.44	581,994	31.06
国際業務部門及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,862,770	—	1,874,026	—

(注) 「国内業務部門」とは、当社及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」とは、連結子会社の外貨建取引であります。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	198,000,000
B種優先株式	13,000,000
C種優先株式	20,000,000
D種優先株式	20,000,000
E種優先株式	20,000,000
計	198,000,000

(注) 当社の発行可能株式総数は、198,000,000株であり、普通株式および優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、上記のとおり定款に規定しております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） (2023年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2023年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,540,263	21,540,263	東京証券取引所 スタンダード市場	(注) 2, 3, 10
B種優先株式 (注) 1	13,000,000	13,000,000	—	(注) 2, 4, 5, 6, 9, 10
C種優先株式 (注) 1	10,000,000	10,000,000	—	(注) 2, 4, 5, 7, 9, 10
D種優先株式 (注) 1	5,000,000	5,000,000	—	(注) 2, 4, 5, 8, 9, 10
計	49,540,263	49,540,263	—	—

(注) 1. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 単元株式は100株であります。

3. 株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であります。

4. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株数が変動します。

(2) 行使価額修正条項の内容

① 修正基準

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正されます。

ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(4)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とします。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、B種優先株式においては（注）6. (5) (8)、C種優先株式においては（注）7. (5) (8)、D種優先株式においては（注）8. (5) (8)、に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整されます。

② 修正頻度

取得価額の修正は、毎月第3金曜日の翌日以降、1カ月に1回の頻度で行います。

- (3) 行使価額等の上限
- B種優先株式 取得価額には上限を設けない。
- C種優先株式 取得価額には上限を設けない。
- D種優先株式 取得価額には上限を設けない。
- (4) 行使価額等の下限
- B種優先株式 302円を6.5で除した金額（ただし、（注）6.（5）⑧及び10による調整を受ける。）。
- C種優先株式 55円（ただし、（注）7.（5）⑧及び10による調整を受ける。）。
- D種優先株式 148円（ただし、（注）8.（5）⑧及び10による調整を受ける。）。
- (5) B種優先株式について、当社は、2021年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。
- (6) C種優先株式について、当社は、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、C種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。
- (7) D種優先株式について、当社は、2022年12月29日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、D種優先株式の全部または一部を取得することができる旨の条項を定めております。
5. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。
6. B種優先株式の内容は、以下のとおりあります。
- (1) B種優先配当金
- ① B種優先配当金
- 当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下「B種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）またはB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該B種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「B種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下「B種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- ② B種優先配当年率
- 2013年3月31日に終了する事業年度に係るB種優先配当年率
- B種優先配当年率=初年度B種優先配当金÷B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）
- 上記の算式において「初年度B種優先配当金」とは、B種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、B種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。）を乗じて得られる数に、 $182/365$ を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）とする。
- 2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るB種優先配当年率
- B種優先配当年率=預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）
- 上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。
- ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいちばれか低い方（以下「B種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、B種優先配当年率はB種優先株式上限配当率とする。
- 上記の但書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年の4月1日（同日が銀行休業日の場

合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。

③ 非累積条項

ある事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) B種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たり、各事業年度におけるB種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「B種優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合は、適切に調整される。）に下記③に定める経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過B種優先配当金相当額

B種優先株式1株当たりの経過B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にB種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、上記のB種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対してB種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、B種優先株主は、B種優先株式の発行時に株式会社仙台銀行が発行する第I種優先株式の株主が同銀行株主総会において議決権を行使することができるときはその発行時より、定時株主総会にB種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、B種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、B種優先配当金の額全部（B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

B種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当社がB種優先株式を取得するのと引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。かかる取得の請求があつた場合、当社は、B種優先株式の取得と引換えに、下記③に定める財産を交付する。また、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記③に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかつたものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、(A) 取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当社の発行可能株式総数から、取得請求日における当社の発行済株式総数および取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(B) 取得請求日における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当社の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

② 取得を請求することができる期間

2013年4月1日から2036年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、B種優先株式の取得と引換えに、B種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式数に1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

当初の取得価額は、2013年4月1日の時価とする。ただし、当該時価が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。2013年4月1日の時価とは、2013年4月1日（当日を含まない。）に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日（当日を含む。）までの直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、決定日までの直近の5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

302円を6.5で除した額（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ. B種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ. に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E) ならびに下記ハ.、(D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a) ないし(c) の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(c) または本(d) による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(c) または本(d) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(c) または本(d) による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(c) または本(d) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(c) または本(d) による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(c) または(d) による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E) による調整は行わない。

(F) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ. (A) ないし(F) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。

(B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A) ないし(c) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (B) および(F) の場合には0円、上記イ. (C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。

ニ. 上記イ. (C) ないし(E) および上記ハ. (D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

- ホ. 上記イ. (E)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ. (A)ないし(C)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (A)ないし(C)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7)②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

当社は、2021年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部または一部を取得することができるものとし、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、B種優先株式1株につき、1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

なお、本項においては、上記(3)③に定める経過B種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過B種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得条項

① 普通株式を対価とする一斉取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないB種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、各B種優先株主に対し、その有するB種優先株式数に1,500円を6.5で除した金額（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

「一斉取得価額」は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

- (8) 株式の分割または併合および株式無償割当て
- ① 分割または併合
当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。
 - ② 株式無償割当て
当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびB種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
- (9) 優先順位
B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。
- (10) 法令変更等
法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。
- (11) その他
上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。
- (12) 会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め
該当事項なし
- (13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め
当社は、B種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であるが、B種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、B種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。

7. C種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

- (1) C種優先配当金
- ① C種優先配当金
当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下「C種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該C種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額（「C種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「C種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「C種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
 - ② C種優先配当年率
2013年3月31日に終了する事業年度に係るC種優先配当年率

$$\text{C種優先配当年率} = \text{初年度C種優先配当金} \div \text{C種優先株式1株当たりの払込金額相当額}$$
（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度C種優先配当金」とは、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、C種優先株式の発行日の直前の4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日）をC種優先配当年率決定日として算出する。）に1.15%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、94/365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当年率

$$\text{C種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR (12ヶ月物)} + 1.15\%$$

なお、2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るC種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年の4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日）（以下「C種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、C種優先配当年率は8%とする。

③ 非累積条項

ある事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) C種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株当たり、各事業年度におけるC種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「C種優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過C種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過C種優先配当金相当額

C種優先株式1株当たりの経過C種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にC種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてC種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対してC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

C種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、C種優先株主は、C種優先配当金の額全部（C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、C種優先配当金の額全部（C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時から、C種優先配当金の額全部（C種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

C種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、自己の有するC種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社はC種優先株主がかかる取得の請求をしたC種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該C種優先株主に対して交付する。また単元未満株式については、本(5)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

② 取得を請求することができる期間

2012年12月29日から2024年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式数に200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

普通株式1株当たりの取得価額（以下「取得価額」という。）は、当初、C種優先株式の発行日の時価とする。C種優先株式の発行日の時価とは、2012年12月の第3金曜日（当日を含む。以下「当初取得価額決定日」という。）までの直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）の平均値（ただし、終値のない日数を除き、当初取得価額決定日が取引日ではない場合は、当初取得価額決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

55円（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

イ. C種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{既發行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既發行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(B) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ、下記（D）および（E）ならびに下記ハ、（D）において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ、または下記ロ、と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C)または本(D)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(C)または本(D)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C)または(D)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ、下記ニに定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E)による調整は行わない。

(F) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ. (A) ないし(F) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (B) および(F) の場合には0円、上記イ. (C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (C) ないし(E) および上記ハ. (D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C) に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ. (A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(7) ②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当社は、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、C種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をC種優先株主に対して交付するものとする。なお、C種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株式1株につき、200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過C種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(3)③に定める経過C種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過C種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

① 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないC種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、各C種優先株主に対し、その有するC種優先株式数に200円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

① 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびC種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 優先順位

B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴いC種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) その他

C種優先株式発行要項各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(12) 会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め

該当事項なし

(13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め

当社は、C種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であるが、C種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、C種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。

8. D種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

(1) D種優先配当金

① D種優先配当金

当社は、定款第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日（以下「D種優先期末配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたD種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）またはD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該D種優先期末配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下「普通株式」という。）を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（「D種優先株式1株当たりの払込金額相当額」とは、当初は200円とするが、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「D種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下「D種優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② D種優先配当年率

2013年3月31日に終了する事業年度に係るD種優先配当年率

D種優先配当年率=初年度D種優先配当金÷D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度D種優先配当金」とは、D種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、D種優先株式の発行日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストとする。）を乗じて得られる数に、94／365を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）とする。

2013年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るD種優先配当年率

D種優先配当年率=預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいざれか低い方（以下「D種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、D種優先配当年率はD種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年の4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（ただし、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。

③ 非累積条項

ある事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剩余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金の額を超えて剩余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剩余金の配当または当社がする新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剩余金の配当についてはこの限りではない。

(2) D種優先中間配当金

当社は、定款第47条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株当たり、各事業年度におけるD種優先配当金の額の2分の1の額を上限とする金銭による剩余金の配当（以下「D種優先中間配当金」という。）を行う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過D種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過D種優先配当金相当額

D種優先株式1株当たりの経過D種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にD種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、上記のD種優先配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度においてD種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対してD種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

D種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、D種優先株主は、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその定時株主総会から、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時から、D種優先配当金の額全部（D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

D種優先株主は、下記②に定める取得を請求することができる期間中、当社に対して、自己の有するD種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社はD種優先株主がかかる取得の請求をしたD種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該D種優先株主に対して交付する。また、単元未満株式については、本(5)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

ただし、下記③に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数を超える場合には、行使可能株式数について取得請求の効力が生じるものとし、行使可能株式数を超える部分については取得請求がなされなかつたものとみなす。

上記の但書において「行使可能株式数」とは、(A) 取得請求をした日（以下「取得請求日」という。）における当社の発行可能株式総数から、取得請求日における当社の発行済株式総数および取得請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(B) 取得請求日における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当社の普通株式に係る発行済株式総数、取得請求権付株式（当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。）の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数および新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

② 取得を請求することができる期間

2013年6月29日から2037年12月28日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株主が取得の請求をしたD種優先株式数に200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

④ 初当取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日（当日を含む。）までの直近5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦ 下限取得価額

下限取得価額は、148円とする（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧ 取得価額の調整

- イ. D種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (A) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）
 （ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）
 調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (B) 株式の分割をする場合
 調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。
- (C) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ. に定義する。以下本(C)、下記(D)および(E) ならびに下記ハ. (D)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）
 調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。
 上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (D) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ. または下記ロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
 調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。
 なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a) ないし(c) の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。
- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われていない場合
 調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合
 調整係数は1とする。
 ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(C) または本(D) による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合
 調整係数は、上記(C) または本(D) による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (E) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(C) または(D) による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(E) による調整は行わない。

- (F) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ. (A) ないし(F) に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (A) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。
- (B) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (C) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (A) ないし(C) に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ. (D) (b) または(c) に基づく調整に先立って適用された上記イ. (C) または(D) に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (D) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ. (A) の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ. (B) および(F) の場合には0円、上記イ. (C) ないし(E) の場合には価額（ただし、(D) の場合は修正価額）とする。
- ニ. 上記イ. (C) ないし(E) および上記ハ. (D) において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ. (E) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (C) に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ. (A) ないし(C) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (A) ないし(C) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記⑦ ②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当社は、2022年12月29日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、D種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の毎日の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかるD種優先株式を取得すると引換えに、下記②に定める財産をD種優先株主に対して交付するものとする。なお、D種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(5) ①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株式1株につき、200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過D種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(3) ③に定める経過D種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過D種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

① 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていないD種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかるD種優先株式を取得すると引換えに、各D種優先株主に対し、その有するD種優先株式数に200円（ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

① 分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびD種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびD種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 優先順位

B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、いずれも同順位とする。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴いD種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合は、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) その他

D種優先株式発行要項各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(12) 会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定め

該当事項なし

(13) 他の種類の株式であって、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定款の定め

当社は、D種優先株式とは異なる普通株式について定款に定めている。普通株式は株主としての権利内容に制限のない当社における標準となる株式であるが、D種優先株式を有する株主は、上記(4)に記載の通り、一定の場合を除いて株主総会において議決権を有しない。これは、D種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものである。

9. 優先株式は、定款の定めに基づき、上記に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。これは、当社が資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とすることを目的とするものであります。

10. 2020年6月24日開催の第8期定期株主総会および普通株主による種類株主総会において、株式併合（10株を1株に併合）に関する議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日（2020年10月1日）をもって当社の発行済株式総数は、普通株式は160,980,867株減少し17,886,763株となり、B種優先株式は117,000,000株減少し13,000,000株となり、C種優先株式は90,000,000株減少し10,000,000株となり、D種優先株式は45,000,000株減少し5,000,000株となっております。

なお、上記株式併合の効力が発生することに伴い、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式について、下記のとおり取得価額および下限取得価額が調整されております。

(1) 取得価額の調整

(銘柄)	(調整後取得価額)	(調整前取得価額)
① じもとホールディングスB種優先株式	1,159円	116円
② じもとホールディングスC種優先株式	1,159円	116円
③ じもとホールディングスD種優先株式	1,479円	148円

(2) 下限取得価額の調整

(銘柄)	(調整後下限取得価額)	(調整前下限取得価額)
① じもとホールディングスB種優先株式	464円	302円を6.5で除した金額（注）
② じもとホールディングスC種優先株式	549円	55円
③ じもとホールディングスD種優先株式	1,479円	148円

（注）B種優先株式の調整前下限取得価額は、発行要項に「302円を6.5で除した額」と規定されております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額(千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2023年4月1日～ 2023年6月30日	—	49,540	—	18,750	—	17,250

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2023年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 13,000,000	—	(注) 1
	C種優先株式 10,000,000		
	D種優先株式 5,000,000		
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 50,700	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式(単元株式数100)
完全議決権株式(その他)	普通株式 (注) 2 21,104,600	211,046	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式(単元株式数100)
単元未満株式	普通株式 (注) 3 384,963	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	49,540,263	—	—
総株主の議決権	—	211,046	—

(注) 1. 優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「②発行済株式」の「内容」に記載しております。

2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「株式給付信託(BBT)」の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する51,500株(議決権の数515個)が含まれております。
なお、当該議決権の数515個は、議決権不行使となっております。
3. 上記の「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式99株が含まれております。

②【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社じもとホールディングス	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号	50,700	—	50,700	0.10
計	—	50,700	—	50,700	0.10

(注) 「株式給付信託(BBT)」の導入に伴う、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)名義の当社株式51,500株は、上記自己株式に含めておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）及び第1四半期連結累計期間（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
現金預け金	222,274	257,365
買入金銭債権	765	780
金銭の信託	2,920	2,911
有価証券	※1,※2 494,413	※1,※2 498,979
貸出金	※1 1,883,027	※1 1,874,026
外国為替	※1 310	※1 317
リース債権及びリース投資資産	※1 12,483	※1 12,550
その他資産	※1 31,859	※1 32,789
有形固定資産	21,838	21,044
無形固定資産	1,299	1,673
退職給付に係る資産	3,587	3,713
繰延税金資産	165	155
支払承諾見返	※1 5,778	※1 6,209
貸倒引当金	△21,453	△21,585
資産の部合計	2,659,272	2,690,932
負債の部		
預金	2,306,818	2,296,229
譲渡性預金	179,293	180,039
借用金	68,922	108,889
その他負債	17,953	18,204
賞与引当金	374	187
退職給付に係る負債	105	107
睡眠預金払戻損失引当金	199	142
偶発損失引当金	480	467
繰延税金負債	248	566
再評価に係る繰延税金負債	1,368	1,197
支払承諾	5,778	6,209
負債の部合計	2,581,541	2,612,241
純資産の部		
資本金	18,750	18,750
資本剰余金	68,879	68,879
利益剰余金	19,042	19,816
自己株式	△92	△92
株主資本合計	106,579	107,354
その他有価証券評価差額金	△31,095	△30,542
上地再評価差額金	3,064	2,672
退職給付に係る調整累計額	△1,045	△1,026
その他の包括利益累計額合計	△29,076	△28,895
非支配株主持分	227	232
純資産の部合計	77,730	78,690
負債及び純資産の部合計	2,659,272	2,690,932

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
経常収益	9,674	9,253
資金運用収益	6,349	5,758
(うち貸出金利息)	5,427	5,505
(うち有価証券利息配当金)	831	175
役務取引等収益	1,593	1,617
その他業務収益	453	337
その他経常収益	※1 1,277	※1 1,540
経常費用	8,238	8,444
資金調達費用	60	53
(うち預金利息)	39	35
役務取引等費用	970	1,014
その他業務費用	319	320
営業経費	5,612	5,599
その他経常費用	※2 1,274	※2 1,457
経常利益	1,435	809
特別利益	0	667
固定資産処分益	0	3
収用補償金	—	664
特別損失	39	679
固定資産処分損	39	128
減損損失	—	550
税金等調整前四半期純利益	1,396	797
法人税、住民税及び事業税	76	17
法人税等調整額	345	153
法人税等合計	421	170
四半期純利益	974	626
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△5	3
親会社株主に帰属する四半期純利益	980	622

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
四半期純利益	974	626
その他の包括利益	△11,816	573
その他有価証券評価差額金	△11,838	554
退職給付に係る調整額	22	19
四半期包括利益	△10,841	1,200
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△10,835	1,195
非支配株主に係る四半期包括利益	△5	5

【注記事項】

(追加情報)

(株式給付信託（BBT）)

当社は、当社及び当社子会社である株式会社きらやか銀行並びに株式会社仙台銀行（以下、「当社グループ」という。）の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象役員」という。）に対して業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。

1. 取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、対象役員に対して、当社グループが定める「役員株式給付規程」に従い受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度末44百万円、51千株、当第1四半期連結会計期間末44百万円、51千株であります。

（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請の決定）

前連結会計年度において（重要な後発事象）として記載しておりました新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に対する資本参加に係る特例による金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請（以下「公的資金の申請」という。）につきましては、2023年9月を目指とした申請に向けた対応を行っております。

（SBIグループと当社との間で経営全般の改善に関する追加支援の協議開始）

前連結会計年度において（重要な後発事象）として記載しておりましたSBIグループと当社との間で経営全般の改善に関する追加支援の協議につきましては、上記公的資金の申請にあわせて、SBIグループとの協議を進めております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外國為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）等であります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,188百万円	8,268百万円
危険債権額	59,995百万円	60,254百万円
三月以上延滞債権額	一千万円	一千万円
貸出条件緩和債権額	5,202百万円	5,951百万円
合計額	73,386百万円	74,474百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※2. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
	26,810百万円	26,936百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
償却債権取立益	5百万円	49百万円
株式等売却益	5百万円	101百万円

※2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
貸出金償却	3百万円	0百万円
貸倒引当金繰入	24百万円	132百万円
株式等償却	3百万円	2百万円
株式等売却損	9百万円	一千万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
減価償却費	299百万円	313百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	214	10.00	2022年3月31日	2022年6月24日	利益剰余金
	B種優先株式	—	0.00	2022年3月31日	2022年6月24日	利益剰余金
	C種優先株式	130	13.06	2022年3月31日	2022年6月24日	利益剰余金
	D種優先株式	—	0.00	2022年3月31日	2022年6月24日	利益剰余金

(注) 2022年6月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（BBT）」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	107	5.00	2023年3月31日	2023年6月23日	利益剰余金
	B種優先株式	1	0.11	2023年3月31日	2023年6月23日	利益剰余金
	C種優先株式	131	13.10	2023年3月31日	2023年6月23日	利益剰余金
	D種優先株式	0	0.10	2023年3月31日	2023年6月23日	利益剰余金

(注) 2023年6月22日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（BBT）」が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	7,928	1,589	9,518	170	9,688	△14	9,674
セグメント間の 内部経常収益	146	13	159	116	275	△275	—
計	8,074	1,603	9,677	286	9,964	△290	9,674
セグメント利益	1,457	79	1,536	26	1,563	△127	1,435

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、コンサルティング業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業を含んでおります。
3. セグメント利益の調整額△127百万円は、セグメント間取引消去等です。
4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産にかかる重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	7,434	1,673	9,107	159	9,267	△13	9,253
セグメント間の 内部経常収益	32	13	46	113	160	△160	—
計	7,466	1,687	9,154	273	9,427	△173	9,253
セグメント利益	732	66	798	29	827	△18	809

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、

コンサルティング業、ベンチャーキャピタル業及び事務受託業を含んでおります。

3. セグメント利益の調整額△18百万円は、セグメント間取引消去等です。

4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産にかかる重要な減損損失)

「銀行業」セグメントにおいて、遊休資産（土地、建物等）について減損損失を計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間においては、550百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる四半期連結貸借対照表計上額、時価及び当該四半期連結貸借対照表計上額と当該時価との差額は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2023年3月31日）

科目	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
有価証券（※1）			
満期保有目的の債券	6,118	6,041	△77
その他有価証券	484,489	484,489	—
貸出金	1,883,027		
貸倒引当金（※2）	△20,109		
	1,862,918	1,868,526	5,607
預金	2,306,818	2,306,903	85
借用金	68,922	68,932	10

(※1) 当連結会計年度の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) 連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

当第1四半期連結会計期間（2023年6月30日）

科目	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
有価証券（※1）			
満期保有目的の債券	6,530	6,460	△69
その他有価証券	488,837	488,837	—
貸出金	1,874,026		
貸倒引当金（※2）	△20,240		
	1,853,785	1,861,494	7,709
預金	2,296,229	2,296,322	92
借用金	108,889	108,902	12

(※1) 当第1四半期連結会計期間の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) 四半期連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の四半期連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2023年6月30日)
非上場株式（※1）（※2）	1,917	1,901
組合出資金（※3）	1,888	1,710

- (※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (※2) 前連結会計年度において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。
当第1四半期連結会計期間において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。
- (※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

前連結会計年度（2023年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	3,235	—	—	3,235
地方債	—	42,996	—	42,996
社債	—	47,955	20,728	68,684
株式	2,787	—	—	2,787
その他	659	365,124	—	365,783

(※) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は一百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,000百万円であります。

当第1四半期連結会計期間（2023年6月30日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	5,259	—	—	5,259
地方債	—	42,890	—	42,890
社債	—	51,204	20,413	71,618
株式	2,335	—	—	2,335
その他	990	364,739	—	365,730

(※) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は一百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の四半期連結貸借対照表計上額は1,003百万円であります。

(有価証券関係)

- ※1. 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりあります。
- ※2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（2023年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
社債	6,118	6,041	△77
合計	6,118	6,041	△77

当第1四半期連結会計期間（2023年6月30日）

	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
社債	6,530	6,460	△69
合計	6,530	6,460	△69

2. その他有価証券

前連結会計年度（2023年3月31日）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	2,391	2,787	395
債券	115,917	114,917	△1,000
国債	3,287	3,235	△51
地方債	43,312	42,996	△316
社債	69,316	68,684	△632
その他	397,303	366,784	△30,518
合計	515,612	484,489	△31,123

当第1四半期連結会計期間（2023年6月30日）

	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	1,770	2,335	564
債券	120,619	119,768	△851
国債	5,291	5,259	△32
地方債	43,139	42,890	△248
社債	72,188	71,618	△570
その他	397,012	366,733	△30,278
合計	519,402	488,837	△30,565

(注) その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額はありません。

当第1四半期連結累計期間における減損処理額は、6百万円（うち、債券6百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券

の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先　　：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先　：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先　　：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の当第1四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日に比して著しい変動がないため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
経常収益	9,674	9,253
うち役務取引等収益	1,593	1,617
預金・貸出業務	665	703
為替業務	360	352
証券関連業務	37	56
代理業務	33	37
保護預り・貸金庫業務	19	17
保証業務	13	13
投信窓販業務	77	83
保険窓販業務	283	257
その他	102	96

(注) 役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第 1 四半期連結累計期間 (自 2022年 4月 1 日 至 2022年 6月 30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2023年 4月 1 日 至 2023年 6月 30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益	円	45.69	29.05
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	980	622
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益	百万円	980	622
普通株式の期中平均株式数	千株	21,459	21,437
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	円	8.71	4.81
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する四半期純利益 調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	91,023	107,846
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかつた潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		—	—

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

前第 1 四半期連結累計期間 31 千株
当第 1 四半期連結累計期間 51 千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月10日

株式会社じもとホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 功
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 修
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社じもとホールディングスの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社じもとホールディングス及び連結子会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行つた。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従つて、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認め

られると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8 第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月10日
【会社名】	株式会社じもとホールディングス
【英訳名】	Jimoto Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 隆
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長鈴木隆は、当社の第12期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

単体財務諸表

第1四半期財務諸表

(1) 第1四半期貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2023年6月30日)
資産の部		
現金預け金	96,452	130,885
買入金銭債権	765	780
金銭の信託	2,920	2,911
有価証券	277,401	282,653
貸出金	903,348	908,198
外国為替	10	11
その他資産	11,169	11,511
有形固定資産	11,515	11,439
無形固定資産	547	544
前払年金費用	560	572
繰延税金資産	384	278
支払承諾見返	641	557
貸倒引当金	△ 6,667	△ 6,521
資産の部合計	1,299,051	1,343,822
負債の部		
預金	1,035,715	1,059,745
譲渡性預金	175,200	175,200
借用金	40,113	60,106
その他負債	6,113	6,656
賞与引当金	371	186
睡眠預金払戻損失引当金	89	58
偶発損失引当金	219	198
再評価に係る繰延税金負債	915	915
支払承諾	641	557
負債の部合計	1,259,379	1,303,625
純資産の部		
資本金	22,735	22,735
資本剰余金	11,039	11,039
利益剰余金	17,637	17,760
株主資本合計	51,411	51,534
その他有価証券評価差額金	△ 13,486	△ 13,083
土地再評価差額金	1,746	1,746
評価・換算差額等合計	△ 11,739	△ 11,337
純資産の部合計	39,671	40,197
負債及び純資産の部合計	1,299,051	1,343,822

単体財務諸表

(2) 第1四半期損益計算書

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
経常収益	3,928	3,795
資金運用収益	3,134	2,785
(うち貸出金利息)	2,590	2,665
(うち有価証券利息配当金)	489	77
役務取引等収益	700	723
その他業務収益	72	0
その他経常収益	20	286
経常費用	3,219	3,253
資金調達費用	21	13
(うち預金利息)	14	11
役務取引等費用	572	608
その他業務費用	12	24
営業経費	2,533	2,544
その他経常費用	79	61
経常利益	709	542
特別利益	0	-
固定資産処分益	0	-
特別損失	39	38
固定資産処分損	39	35
減損損失	-	2
税引前四半期純利益	670	504
法人税、住民税及び事業税	66	4
法人税等調整額	126	106
法人税等合計	192	110
四半期純利益	477	393